

# 第 5 1 7 回 三戸町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 4 日 開会

令和 6 年 6 月 7 日 閉会

三戸町議会



## 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 会 期 日 程 表                                  | 1  |
| 上程議案及び議決結果                                 | 2  |
|                                            |    |
| 第1日 令和6年6月4日（火）                            |    |
| ○議事日程                                      | 3  |
| ○本日の会議に付した事件                               | 3  |
| ○応招議員                                      | 3  |
| ○出席議員                                      | 3  |
| ○欠席議員                                      | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名           | 3  |
| ○職務のために出席した事務局職員等                          | 4  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名                            | 5  |
| 日程第2 会期の決定                                 | 5  |
| 日程第3 諸般の報告                                 | 6  |
| ＜町長の報告＞                                    |    |
| 報告第2号 令和5年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について        | 6  |
| 報告第3号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 6  |
| ＜議長の報告＞                                    | 6  |
| 日程第4 町長提案理由の説明                             | 6  |
|                                            |    |
| 第3日 令和6年6月6日（木）                            |    |
| ○議事日程                                      | 10 |
| ○本日の会議に付した事件                               | 10 |
| ○出席議員                                      | 10 |
| ○欠席議員                                      | 10 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名           | 10 |
| ○職務のために出席した事務局職員                           | 11 |
| 午前10時00分 開議                                |    |
| 日程第1 一般質問                                  |    |
| 竹原 義人議員                                    | 12 |
| 1. 歴史的に重要な奥州街道の活用について                      |    |
| 2. 町の宝、天然記念物の巨木について                        |    |
| 3. 三戸町職員の就労環境向上について                        |    |
| 山田 将之議員                                    | 27 |
| 1. 「書かない窓口」の導入について                         |    |
| 久慈 聡議員                                     | 34 |
| 1. 町民からの要望への対処について                         |    |
| 2. 自立できる三戸町になるためには                         |    |
| 五十嵐 淳議員                                    | 56 |
| 1. 町民向けデジタル情報発信の取り組みについて                   |    |
| 藤原 文雄議員                                    | 64 |
| 1. 公共施設の現状と将来の見通しについて                      |    |

第6日 令和6年6月7日（金）

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程、追加議事日程                     | 73 |
| ○本日の会議に付した事件                     | 73 |
| ○出席議員                            | 73 |
| ○欠席議員                            | 74 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名 | 74 |
| ○職務のために出席した事務局職員                 | 74 |

午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 栗谷川柳子議員               | 75  |
| 1. 熱中症予防対策の見直しについて    |     |
| 松尾 道郎議員               | 82  |
| 1. 中心市街地の活性化について      |     |
| 千葉 有子議員               | 88  |
| 1. 投票率向上対策について        |     |
| 2. 町職員の持続可能な体制づくりについて |     |
| 佐々木和志議員               | 102 |
| 1. 城山公園の食害対策について      |     |
| 2. スマート農業の取り組みについて    |     |

|                                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------|-----|
| 日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて<br>(三戸町町税条例の一部を改正する条例について) | 110 |
|-------------------------------------------------------------------|-----|

|                                                                        |     |
|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて<br>(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) | 111 |
|------------------------------------------------------------------------|-----|

|                                                                                               |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 日程第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて<br>(三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に<br>関する条例の一部を改正する条例について) | 113 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

|                                                                           |     |
|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 日程第5 議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に<br>関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につい<br>て | 113 |
|---------------------------------------------------------------------------|-----|

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 日程第6 議案第36号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること<br>について | 115 |
|-------------------------------------------------|-----|

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 日程第7 議案第37号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第1号） | 115 |
|-----------------------------------|-----|

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 日程第8 議案第38号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算<br>(第1号) | 119 |
|-------------------------------------------------|-----|

|                                                           |     |
|-----------------------------------------------------------|-----|
| 日程第9 議案第39号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特<br>別特別会計補正予算（第1号） | 121 |
|-----------------------------------------------------------|-----|

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 日程第10 常任委員会の所管事務調査の報告について | 122 |
| ・総務文教常任委員会                |     |
| ・民生商工常任委員会                |     |
| ・建設農林常任委員会                |     |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 日程第11 常任委員会の閉会中における所管事務調査について | 123 |
|-------------------------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 日程第12 議員派遣の件 | 123 |
|--------------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 日程第13 諸般の報告 | 123 |
|-------------|-----|

・議長の報告

|     |     |
|-----|-----|
| 閉 会 | 124 |
| 署 名 | 125 |

## 会 期 日 程 表

会 期     令和5年6月4日～令和5年6月7日（4日間）

| 日程  | 月 日     | 会議の種類 | 開議時刻  | 内 容                                                     |
|-----|---------|-------|-------|---------------------------------------------------------|
| 第1日 | 6月4日(火) | 本 会 議 | 午前10時 | 開会<br>会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>諸般の報告<br>議案一括上程<br>提案理由の説明 |
| 第2日 | 6月5日(水) | 休 会   |       | 議案熟考のため                                                 |
| 第3日 | 6月6日(木) | 本 会 議 | 午前10時 | 一般質問                                                    |
| 第4日 | 6月7日(金) | 本 会 議 | 午前10時 | 一般質問<br>議案審議・採決<br>各常任委員長報告<br>議員派遣の件<br>諸般の報告<br>閉会    |

上程議案及び議決結果

| 議案番号   | 件 名                                                                    | 議決年月日  | 議決結果           |
|--------|------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 報告第2号  | 令和5年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                          |        | 町長報告<br>R5.6.4 |
| 報告第3号  | 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                   |        | 町長報告<br>R5.6.4 |
| 報告第4号  | 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて(三戸町町税条例の一部を改正する条例)                         | R6.6.7 | 原案承認           |
| 報告第5号  | 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)                    | R6.6.7 | 原案承認           |
| 報告第6号  | 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて(三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) | R6.6.7 | 原案承認           |
| 議案第35号 | 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案                      | R6.6.7 | 原案可決           |
| 議案第36号 | 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて                                        | R6.6.7 | 原案可決           |
| 議案第37号 | 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第1号)                                                  | R6.6.7 | 原案可決           |
| 議案第38号 | 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)                                        | R6.6.7 | 原案可決           |
| 議案第39号 | 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別特別会計補正予算(第1号)                              | R6.6.7 | 原案可決           |

## 第1日目 令和6年6月4日（火）

---

### ○議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

1. 町長の報告 報告第2号 令和5年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第3号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

2. 議長の報告

第4 町長提案理由の説明

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○応招議員（14人）

---

### ○出席議員（13人）

|     |     |    |     |
|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 五十嵐 | 淳  | 君   |
| 2番  | 松尾  | 道郎 | 君   |
| 3番  | 柳   | 隼  | 圭太君 |
| 4番  | 小笠原 | 君  | 男君  |
| 5番  | 和田  |    | 誠君  |
| 6番  | 山田  | 将之 | 君   |
| 7番  | 栗谷川 | 柳子 | 君   |
| 8番  | 藤原  | 文雄 | 君   |
| 10番 | 千葉  | 有子 | 君   |
| 11番 | 久慈  |    | 聡君  |
| 12番 | 澤田  | 道憲 | 君   |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君   |
| 14番 | 竹原  | 義人 | 君   |

---

### ○欠席議員（1人）

9番 番屋博光君

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

#### ○町長部局

|       |                   |        |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員   | 三戸町長              | 松尾和彦君  |
| 委任説明員 | 副町長               | 馬場浩治君  |
|       | 参事（住民福祉課長事務取扱）    | 貝守世光君  |
|       | 参事（総務課長事務取扱）      | 武士沢忠正君 |
|       | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼澤修二君  |
|       | 健康推進課長            | 太田明雄君  |

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 会計管理者（会計課長）          | 井 畑 淳 一 君 |
| 農 林 課 長              | 極 檀 浩 君   |
| 建 設 課 長              | 齋 藤 優 君   |
| まちづくり推進課長            | 中 村 正 君   |
| 税 務 課 長              | 下 村 太 平 君 |
| 三戸中央病院事務次長           | 松 崎 達 雄 君 |
| 総務課財政指導監             | 多 賀 昭 宏 君 |
| まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 | 北 村 哲 也 君 |
| 総務課防災危機管理室長          | 馬 場 幸 治 君 |

○農業委員会事務局

|               |         |
|---------------|---------|
| 説 明 員 会 長     | 梅 田 晃 君 |
| 委任説明員 事 務 局 長 | 極 檀 浩 君 |

○教育委員会事務局

|               |           |
|---------------|-----------|
| 説 明 員 教 育 長   | 慶 長 隆 光 君 |
| 委任説明員 事 務 局 長 | 櫻 井 学 君   |
| 史跡対策室長        | 金 子 祐 之 君 |

---

○職務のために出席した事務局職員

|                |           |
|----------------|-----------|
| 参事（議会事務局長事務取扱） | 馬 場 均 君   |
| 総括主幹           | 櫻 井 優 子 君 |

---

## 午前10時00分 開会・開議

### ○議長（竹原 義人君）

ただいまから第517回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄議員。

### ○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第517回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、5月24日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

6月4日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を6月4日から6月7日までの4日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

6月5日は、議案熟考のため休会。

6月6日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

6月7日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に報告第4号から報告第6号及び議案第35号から議案第39号までの審議、採決を行います。次に、各常任委員長からの所管事務調査の報告及び閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和6年6月4日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、柳零圭太議員、4番、小笠原君男議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの4日間になりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月7日までの4日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

#### 1. 町長の報告

##### ○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第2号及び報告第3号について報告があります。

町長。

##### ○町長（松尾 和彦君）

私からの報告でございますが、報告第2号 令和5年度三戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした戸籍情報システム等改修事業ほか7件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を報告するものであります。

次に、報告第3号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費とした設備更新工事請負費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を報告するものであります。

#### 2. 議長の報告

##### ○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和6年4月から令和6年5月に実施した例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、教育委員会から令和5年度三戸町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

---

### 日程第4 町長提案理由の説明

##### ○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第4号から報告第6号及び議案第35号から議案第39号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

## ○町長（松尾 和彦君）

改めて、おはようございます。本日ここに、第517回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年度も二月が経過し、特に新しく議員に就任された方には、住民との新鮮な接点、様々なご意見等を感じられていることと思います。今後の充実した議員活動がキャリアの増進と町の発展につながることを祈念しております。

さて、今年の城山公園の桜は、近年の温暖化などもあり、早い時期での開花を迎えましたが、この現象は既に常態化するものと心得るべきものと考えております。従来からの町観光協会がゴールデンウィークに合わせて各種イベントを供する春まつりをメインとしながらも、早い開花に合わせて訪問する観光客を温かくもてなそうと、町では今年初めて春まつりのプレオープンを宣言し、桜の花を楽しむ来園者たちをスムーズに迎え入れたところであります。残念ながら桜の花芽の数は少なかったものの、憩いと安らぎを求める行楽客を少なからず歴史ある史跡公園としておもてなしできたと思われまふ。

一方、経済活動に目を向けますと、コロナ対策は過去のものとなり、目下は円高、物価高の影響下、事業者の方、消費者である町民の方、それぞれ日々厳しい中で毎日の生活を送っていることと思います。

去る4月25日、民間の有志有識者でつくる人口戦略会議では、日本の地域別将来推計人口（2023年推計）に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析し、若年女性人口が30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体と定義しました。それによりますと、県内では、三沢市をはじめ5市町村を除く全ての市町村が消滅可能性自治体であると報じられたところであります。県内だけでなく、国内の地方の状況はほとんどが同様の状況であります。表面上の数字に惑わされずに、データの奥にある内容をよく吟味し、人口減少社会の中での新たな価値観、幸福観を備える必要性も求められていると感じております。報道内容に一喜一憂することなく、住民の幸福の本質に軸足を据え、急激に進む過疎化の中、皆様とともに、町にとってでき得ることをしっかりと進めていきたいと考えております。どうか皆様のお力添えをお願いしたいと思っております。

それでは、次より今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第4号 三戸町町税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、三戸町町税条例を改正したものであります。

改正の主な内容であります。個人町民税関係では、今年度実施する定額減税について新たに規定するとともに、その減税方法についても規定するなど、所要の整備をしております。固定資産税関係では、今年度が3年ごとに実施する評価替えの基準年度であることに伴う負担調整措置のほか、認定長期優良住宅に係る減額措置要件の緩和、町税の減免規定の運用時の取扱い等、所要の整備をいたしました。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第5号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、三戸町国民健康保険税条例を改正したもの

であります。

改正の主たる内容であります。国民健康保険税における内訳のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げたほか、所得に応じた軽減措置の判定についての算定方法を改め、その軽減対象範囲を拡大する改正をしたものであります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第6号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、本条例を改正したものであります。

改正の主な内容であります。省令において、その適用期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日に3年間延長したことから、それに合わせた改正であります。

本条例の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。施設の重要事項の書面揭示の義務づけを見直し、書面揭示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること、また技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形となるよう、文言の適正化を図るものであります。

次に、議案第36号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和6年9月30日をもって任期満了となる工藤茂夫氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、提案するものであります。

工藤氏は、人格、識見ともに優れ、3期9年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第37号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町一般会計既決予算額64億8,659万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億9,757万5,000円を追加し、予算総額を66億8,417万円にしようとするものであります。

歳入の主たる内容といたしましては、地方特例交付金2,900万円、国庫支出金1億5,739万9,000円、諸収入3,477万6,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主たる内容といたしましては、定額減税補足給付金事業費等総務費9,154万3,000円、住民税非課税世帯等給付金事業費等民生費5,279万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等衛生費3,820万4,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第38号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

1号)について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億7,700万5,000円に、歳入それぞれ371万4,000円を増額し、予算総額を12億8,071万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計繰入金30万1,000円を減額し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金401万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、一般管理費371万4,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第39号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的支出において、既決予定額に1,645万5,000円を追加し、総額を17億8,227万6,000円にしようとするものであります。

また、債務負担行為として、電子カルテシステム更新事業1億589万1,000円を追加しようとするものであります。

収益的支出の補正の内容であります。小児科の診療日数の増加等により非常勤医師報酬を738万8,000円、電子カルテシステムの更新に伴う既存システムの除去費906万7,000円を増額しようとするものであります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

---

## 散 会

○議長(竹原 義人君)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午前10時22分 散会**

---

### 第3日目 令和6年6月6日（木）

---

#### ○議事日程

##### 第1 一般質問

- |         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 竹原 義人議員 | 1. 歴史的に重要な奥州街道の活用について<br>2. 町の宝、天然記念物の巨木について<br>3. 三戸町職員の就労環境向上について |
| 山田 将之議員 | 1. 「書かない窓口」の導入について                                                  |
| 久慈 聡議員  | 1. 町民からの要望への対処について<br>2. 自立できる三戸町になるためには                            |
| 五十嵐 淳議員 | 1. 町民向けデジタル情報発信の取り組みについて                                            |
| 藤原 文雄議員 | 1. 公共施設の現状と将来の見通しについて                                               |
- 

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### ○出席議員（13人）

- |      |     |     |   |
|------|-----|-----|---|
| 1 番  | 五十嵐 | 淳   | 君 |
| 2 番  | 松 尾 | 道 郎 | 君 |
| 3 番  | 柳 零 | 圭 太 | 君 |
| 4 番  | 小笠原 | 君 男 | 君 |
| 5 番  | 和 田 | 誠   | 君 |
| 6 番  | 山 田 | 将 之 | 君 |
| 7 番  | 栗谷川 | 柳 子 | 君 |
| 8 番  | 藤 原 | 文 雄 | 君 |
| 10 番 | 千 葉 | 有 子 | 君 |
| 11 番 | 久 慈 | 聡   | 君 |
| 12 番 | 澤 田 | 道 憲 | 君 |
| 13 番 | 佐々木 | 和 志 | 君 |
| 14 番 | 竹 原 | 義 人 | 君 |
- 

#### ○欠席議員（1人）

- |     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 9 番 | 番 屋 | 博 光 | 君 |
|-----|-----|-----|---|
- 

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

##### ○町長部局

- |       |                   |           |
|-------|-------------------|-----------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長           | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長             | 馬 場 浩 治 君 |
|       | 参事（住民福祉課長事務取扱）    | 貝 守 世 光 君 |
|       | 参事（総務課長事務取扱）      | 武士沢 忠 正 君 |
|       | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
|       | 健康推進課長            | 太 田 明 雄 君 |
|       | 会計管理者（会計課長）       | 井 畑 淳 一 君 |
|       | 農 林 課 長           | 極 檀 浩 君   |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 建設課長                 | 齋藤 優 君  |
| まちづくり推進課長            | 中村 正 君  |
| 税務課長                 | 下村 太平 君 |
| 三戸中央病院事務次長           | 松崎 達雄 君 |
| 総務課財政指導監             | 多賀 昭宏 君 |
| まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 | 北村 哲也 君 |
| 総務課防災危機管理室長          | 馬場 幸治 君 |

○農業委員会事務局

|              |         |
|--------------|---------|
| 説明員 会長       | 梅田 晃 君  |
| 委任説明員 事務局 局長 | 極 檀 浩 君 |

○教育委員会事務局

|              |         |
|--------------|---------|
| 説明員 教育 長     | 慶長 隆光 君 |
| 委任説明員 事務局 局長 | 櫻井 学 君  |
| 史跡対策室長       | 金子 祐之 君 |

---

○職務のために出席した事務局職員

|                |         |
|----------------|---------|
| 参事（議会事務局長事務取扱） | 馬場 均 君  |
| 総括主幹           | 櫻井 優子 君 |

---

## 午前10時00分 開議

○副議長（佐々木 和志君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

<14番 竹原 義人議員>

#### 1. 歴史的に重要な奥州街道の活用について

○副議長（佐々木 和志君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

14番、竹原義人議員。

○14番（竹原 義人君）

おはようございます。14番、竹原です。私から一般質問をさせていただきます。今回の質問は、奥州街道の活用、天然記念物の巨木管理、職員の就労環境向上について、3項目であります。

三戸町には、歴史、自然、特産物など数々の宝がありますが、これらを町民自身が活用し、楽しみ、誇りに思うようにと思っています。そして、三戸町のことならば何でも知っている、三戸にはすばらしい宝があると町の人みんなが言えるようになれば、町が輝き、その輝きの光を観光に来るのが観光なのだと考えております。そして、町が持つ多くの資源を、外向きだけの整備ではなく、自分たちが実際に使い、楽しめる場にする、こうした方向で観光に取り組み、さらに周辺町村とも連携し、広域的な観光開発を行うことで、相乗効果が生まれると思います。

巨木については、隣の民地にあった幹回り3.78メートル、推定樹齢150年で、キタコブシでは事実上全国1位のすばらしい巨木がありました。時期にはきれいな花を咲かせ、楽しませていましたが、数年前に落雷を受け、枯死してしまい、町にとっても非常に残念なことであります。自然現象ではありますが、改めて天然巨木管理について考えさせられました。

そして、行政サービス低下懸念との新聞報道から、三戸町の実態について、順次質問させていただきます。

1、歴史的に重要な奥州街道の活用について。三戸町の歴史は、縄文時代まで遡り、そして古代、中世、近世と、この地方の中心として栄えてきました。観光地として町を代表するのは、南部氏が居城とした城山公園で、国史跡指定を受けています。また、戦国時代から江戸時代にかけての有形、無形の民俗文化財が数多く残されています。

多くの観光客を誘致し、町の飲食店や地元の商品を利用して、地域経済に貢献してもらいたいと考えております。観光客の増加により、口コミやSNSで地域の魅力をシェアしてもらうことで、多くの相乗効果が期待でき、地域全体の経済にもプラスになります。町の眠っている文化財や歴史をPRし、三戸町の特徴をアピールすることで、町のさらなる発展が促進できると考えます。

令和5年3月議会でも、三戸町の魅力発信について、南部藩での盛岡市との連携や

田舎観光事業について質問しました。今回は、城山公園と連携して、三戸町を代表する重要観光スポットと考える次の2点について伺います。

(1)、奥州街道の蓑ヶ坂、駕籠立場は、幕末の志士、吉田松陰の旅や、明治天皇ご巡幸の記録からも、難所として知られています。歴史的重要性が指摘されており、それだけでなく、伝説や景観など多くの魅力もあります。今後、三戸町を代表する文化財、観光スポットとして活用するための環境整備等をどのように考えているのか伺います。

(2)、奥州街道は、江戸時代の国道であります。そして、三戸町は、奥州街道の宿場町として発展してきました。各地の旧街道も脚光を浴びており、県南地方の一部区間が歴史の道百選にも選定されています。そこで、保存、活用、PR活動について、旧道でつながる3町、三戸町、南部町、五戸町との連携を強化し、それぞれが持つ歴史資源である奥州街道の魅力発信イベント等を広域観光体制で行い、地域をアピールすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。竹原議員の質問にお答えを申し上げます。

議員からは、奥州街道の活用について、まず2点のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の蓑ヶ坂、駕籠立場を観光スポットとして活用するための環境整備等についてであります。町では、明治天皇が東北巡幸の際に眺めた雄大な景色を楽しんでいただくため、平成13年度、駕籠立場に展望台を整備し、ベンチを設置しているほか、一里塚には由来を記した看板を設置しているところであります。

町では、これまで7月から10月にかけて、年3回程度、駕籠立場までの山道の草刈りを行うほか、令和5年度には奥州街道一の難所と言われる蓑ヶ坂において、訪れる方の安全確保対策として、一部山道の整備を行ったところであります。

蓑ヶ坂、駕籠立場は、往時のたたずまいを今に伝える貴重なスポットでもありますので、町といたしましても古街道としての雰囲気を変えないよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の三戸町、南部町、五戸町の3町連携による奥州街道の保存、活用、PR活動についてであります。町では第5次三戸町総合振興計画の観光振興主要施策において、奥州街道を生かした観光ルートづくりを進めるとしているところであり、現在の状況といたしましては、町内奥州街道沿いに石柱を設置し、ルート上に点在する文化財や寺院などを紹介する看板の整備をしているほか、民間団体によるまち歩きなどでも、町内のメインストリートが奥州街道であることを紹介していただいているところであります。

今後、歴史の道百選にも選定されている奥州街道の魅力を発信し、誘客を促進することについては、広域での連携が有効であると捉えておりますので、関係する3町のほか、VISIT八戸も含めて、新たな観光コンテンツやPRなどの可能性について協議を進めてまいりたいと考えております。

#### ○14番（竹原 義人君）

まずは、駕籠立場に至る道路のことですけれども、今現地では展望台、平成13年、様々現地のほうは整備しているということでございますけれども、私は国道4号線からの入り口がまず見つけられないと思います。そうなので、道路整備をするにしても、まずは入り口をしっかりと。国道からの入り口。道路整備が遅れるようであれば、入り口に駐車場を整備するとか、そういう配慮が必要ではないか、そう思って

おります。

それから、駕籠立場は、かつては児童生徒の遠足のメッカでありました。景色は最高で、今は青森県、環境省で設置した東北自然遊歩道、南部藩発祥の地を訪ねる道、全長14.3キロ、これは南部町まででありますけれども、すばらしいというのは皆さんご存じだと思いますが、現場ではトイレはありません。町長はよく観光についてはトイレが大事だというふうに発言をしておりますけれども、その辺の入り口と、それから道路は草刈りをしているとありましたけれども、車で行くのは現在は無理であります。そういう観点から道路整備をするのか、そうでなく……整備はもちろんしますが、入り口に数台の車が置けるというようなことになると、非常にPRになるとと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

ただいまの駕籠立場の整備につきましてのご質問でございますが、これは議員ももちろんご存じのとおりだと思いますが、現在車で駕籠立場の場所まで行く際には、民地のところを通らないと行けないということで、その駐車場等、また車の通行等、そういった部分で非常に課題が大きいものだなというふうに考えております。現在ももちろんその場所までは別なルートを使えば行けるのですが、ただそちらの場合は、やはり車ではなくて徒歩での移動ということになるようです。そして、本来の駕籠立場に至る道とすると、二戸側からの通行も、これがスムーズにというか、現在ちょっと崩落をしている箇所があって、やはり車での通行は難しいということもございます。そういった様々な条件をクリアしていった際には、整備することもやぶさかではないのかなというふうに考えてございますが、現在はそういったことで二戸市側からはちょっと通行ができない、そして三戸の国道側からもちょっと難しい課題があるということで、町としては認識をしております。

#### ○14番（竹原 義人君）

認識は、難しいというような認識でありますけれども、先ほど来、私は最初にも申し上げましたが、文化財としてもあそこは三戸町の重要な観光スポットであろう、そう思っております。三戸町観光協会ホームページ等を見ても、観光スポットとしての案内等はありません。非常に私は残念に思っております。やはり天皇陛下、明治天皇でありますけれども、ご巡幸をされ、2度にわたってそこでお休みになられたというような歴史がありますので、しっかりと整備をしておく。

それから、トイレのお話ございましたけれども、トイレ等もやはり、立派なものというよりも、簡易的なものでも整備がされていれば、子供たちも遠足等、利用できるのではないかと、そう思っておりますので。

椅子も2つあるのですが、それも現地では壊れておりますので、なかなか行く方が少ないからではないかと思っておりますけれども、今後城山公園との連携を図るということでは、もっともっとPRすることによって、訪れるお客様が多くなろうと思います。

次の質問とも重なりますので、奥州街道については、先ほど来町長も言っておりますけれども、一部区間が歴史の道百選に選定され、五戸町文化協会では保存、活用に大変力を入れております。今年の4月17日、五戸のひよどり坂に標柱を設置し、人や物資が往来してきた古道を生かした地域づくりへ決意を新たにすると報道されておりました。

また、直接関係はございませんけれども、今年の秋には国立公園満喫プロジェクト

の一環で、八戸駅と十和田湖間を南部町や五戸町を経由し120キロ歩く観光モデルコース、八戸十和田トレイルの試験運用が開始される予定であります。地域が注目されている今だからこそ、その場所にしかない資源を使い、奥州街道を単独でなく一体的に、三戸町から南部町、そして五戸町を一気に駆け抜ける奥州街道走破駅伝大会とかマラソン大会、いにしへの旅を体験する奥州街道ウォークなど、広域で開催すれば、明治天皇ご休憩場所3か所を巡るなど、歴史を再現する最高のすばらしいコースができると思います。そして、3町地域のPRになると考えます。三戸町でリーダーシップを取り、協議会など前向きに考えられませんか、町長。

#### ○町長（松尾 和彦君）

ただいまの三戸、南部、五戸で奥州街道の取組を進め、また三戸町がリーダーシップを取ることができないかというご質問でございます。議員から、この奥州街道への思いというものを非常に強くされているということで、私もお話を聞きながら、大変議員の思いというのは熱いものがあるのだなというふうに非常に感じたところでございます。

この3町の部分で奥州街道のところになりますと、南部町と五戸町は隣接町村ということで、奥州街道部分もつながっているところもあろうかと思います。ただ、三戸と南部町ということになりますと、国道、県道で切れてしまっていたり、移動の部分で工夫をしなければならないということがございます。以前にもこの話を一旦首長同士で相談をしたことがあったのですが、そういった課題の中で、まずは先行して南部、五戸が行っているのだらうというふうなことは推察できます。しかし、そうはいきましても、やはり駕籠立場から、そしてまた黄金橋と、ご巡幸のあったその歴史というところが三戸町の成り立ちの中で非常に光の当たっている部分でありますので、議員ご指摘の部分は私としても努力をしてまいりたいなと考えております。

#### ○14番（竹原 義人君）

努力していくということでありますけれども、第5次総合振興計画の基本構想、基本計画でも、「近隣町村との連携の深化を図り、地域ビジョンや振興施策等についても協議し、本町を中心とした隣接自治体との共生に取り組みます」とございます。連携でのまちづくりを目指しておりますが、現在どのような取組があるのか。先ほど町長は、VISIT八戸というような、八戸圏域を中心とした広域連携でありますけれども、近隣町村との連携の深化を図るとございます。どのような取組がされておるのかお聞きします。

#### ○副議長（佐々木 和志君）

竹原議員、今の連携は観光に関しての連携ということでよろしいですか。観光面に関しての連携ということでよろしいですか。

（「そうです。様々計画としては取り組むということにしておりますけれども、私が今言ったのはこれをやりませんかということですが、それについて今……どこだった」と言う者あり）

#### ○副議長（佐々木 和志君）

分かりました。

○町長（松尾 和彦君）

V I S I Tでの広域観光の部分でございますけれども、詳細については今この場ではお答えができませんが、歴史とか、あとは文化財とかのカードをV I S I Tのほうで作りまして、各町村の歴史、そして縄文の遺跡、あるいは発掘物といったものを戦わせる、そういったカードゲームの企画を現在やって、広域的な観光を図ろうとしているところでございます。

竹原議員からお話があった三戸、南部、五戸の部分での、そこに特化したというわけではございませんが、V I S I Tの中では広い意味でそういったものをつなげる工夫をしているというところでございます。

○14番（竹原 義人君）

先ほど少しだけ駅伝、マラソンとか例を出しましたけれども、三戸町でも桜まつりマラソン、例年200人近い選手団、応援団を含めると相当な人数が毎年、47回を数えますけれども、相当来ております。そして、南部町では、名久井岳アドベンチャーフェスティバルという大会を開いておりますけれども、これも10年ほど前からであります。参加者は200名近い参加者が、コロナのときを除いて参加しております。そして、ふくち里山あるき、これも100人ほどのお客さんが来て参加している。ですから、私は少々、様々な課題があろうとは思いますが、そういうイベントをすることによって、小さい町でも大きな成果が上げられる、そのように考えております。

三戸町から五戸町まで、今年は三戸町スタート、来年は五戸町スタート、相互に、そして歩いてみますとすばらしいコースになるというのは、一度行ってみれば、もうファンになるであろう。もちろん国道、県道、町道、様々あります。里道もあります。全てが奥州街道でありますので、そういう点で一大イベントになりますので、そういう協議会等をこしらえて、来年やるというようなものではございませんけれども、しっかりと計画を首長同士で話し合いをしていく、そういうふうな状況は取れないのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

首長同士で取れないのかということでございます。先ほども答弁したつもりでございますが、努力をしてまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

努力をしていくということですので、努力次第だと思いますけれども、先ほど奥州街道、まち歩き等はしているのだということでありますけれども、それは前回の議会のときもお話を聞いておりますけれども、役場に寄って鳥瞰図を見て、それから奥州街道の名所等、まち歩きをするということでしたけれども、土曜、日曜日は役場の庁舎、鳥瞰図は御覧になれますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

土日の場合、役場がお休みのときに、まち歩きのコースとして鳥瞰図を見せることが可能かということでございますけれども、前もって分かっているならば、宿直の者にお願いをして、来るので開けておいてくださいということで、対応は可能でございます。

以上です。

#### ○14番（竹原 義人君）

事前に申込みがあるということでありますけれども、個人で例えばパンフレット等を見て来た場合、ほとんどが役場は土日は閉まっております。ですから、事前にということがございましたけれども、あの鳥瞰図、そういう理由であれば、もっと見やすいような感じにすべきであろう、そう思うてございます。

何にしろ、やはり行動を起こさないことには、他町村、よそと競争するわけではございませんけれども、やはり目標に向かって計画を立てていく、しっかりとしたことをしなければ、私はこれ以上の町民に対する盛り上がり、三戸の観光の盛り上がりを町民は期待していると思いますので、現状を維持するというのではなく、新たな、計画にあるように、新たな振興を進めていくというふうなことに取り組んでいただきたい、そう思います。

## 2. 町の宝、天然記念物の巨木について

#### ○14番（竹原 義人君）

次に移ります。町の宝、天然記念物の巨木について。

三戸町には、中心部から近くの交通の便利な地域に県指定の天然記念物である推定樹齢140年の桑の木、推定樹齢400年の関根の松、町指定の推定樹齢400年の駒木のアンズ、推定樹齢400年のサイカチの木、推定樹齢800年の城山の杉といった、美しい景観や豊かな自然を楽しめる貴重な宝があります。

特に駒木のアンズは日本一であり、巨木図鑑にも載っております。果樹として栽培されているアンズは、枯れることが多い中で、年輪を重ねてきました。ほかに巨木の報告例が全くなく、駒木のアンズは三戸町に来なければ体験することのできない希少な巨木であります。これらを背景に、次の2点について伺います。

（1）、これまで観光資源として整備されてきていますが、その状況について。

（2）、今後観光客を誘致するための効果的な計画と、巨木であるがための管理の方法について伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、天然記念物の巨木についてご答弁を申し上げます。

町の宝、天然記念物の巨木について、2点のご質問でございます。駒木のアンズは、青森県樹木医会の診断調査報告書によりますと、推定樹齢400年の日本最古で、同種の中で太さや大きさにおいても日本有数、この地域一帯の果樹栽培の歴史の推移を見詰め、それを物語るシンボルツリーであるとされております。

このことを受け、希少性が高いこと、人と植物との関わりを考える上でも研究価値のある樹木であることから、平成27年5月27日、三戸町天然記念物として指定されております。

1点目の駒木のアンズに関して、これまで観光資源として整備されてきた状況についてであります。農村地域の活性化のため、地域資源を活用することを目的に、県営三戸地区中山間地域総合整備事業の交流基盤整備として、平成25年度に計画されたものであります。令和4年度に測量設計、令和5年度に整備用地の買収が完了し、今年度、遊歩道と駐車場が整備される予定となっております。

2点目の観光客を誘致するための効果的な計画と、巨木であるがための管理方法についてであります。観光客の誘致に当たっては、その存在と魅力を知っていただくためのアプローチとして、町のホームページやSNS、11ぴきのねこエンジョイアプ

りなどの活用により、町の巨木を紹介するとともに、町内にある他の観光資源と組み合わせたモデルコースを設定するなど、情報発信に努めてまいります。

次に、巨木としての管理方法についてであります。現在天然記念物に指定されている樹木のうち、広葉樹である桑の木、サイカチの木、駒木のアンズについては、過去に発生した腐食により、幹にうろと呼ばれる空洞部が生じておりますが、近年はうろの内部で新しい根が順調に育っているのを確認しており、これによって安定した生育状況であると判断しているところであります。

また、このほか、教育委員会が毎年実施する文化財パトロールを通じ、定期的な樹木観察を行っているところであり、今後においてもパトロールを継続し、樹木に異変が確認された場合などには速やかに樹木医から診断してもらうなど、保存のための活動に努めてまいりたいと考えております。

#### ○14番（竹原 義人君）

ただいまの答弁を聞いて、さすがにPR等しっかりやっているな、そう思わせてもらいました。11ぴきのねこアプリと組み合わせてということですが、あれは私も非常に有効であろうと思っております。組み合わせる。現在11ぴきのねこは11ぴきのねこしか出てきませんけれども、そういうふうなのを組み合わせることによって、非常に有効な手だてであろうと、そう思っております。定期的な点検や保守作業を行い、巨木の健康状態を監視していくということですので、これも非常に、この部分についてお願いをというよりも、しっかりやっていただきたい、そう思う気持ちでありました。

関根の松、それから城山の杉、サイカチ、それぞれ町管理であったり、糠部神社の管理であったりでありますけれども、桑の木と駒木のアンズは個人所有の土地にあります。ですので、桑の木は、これも一般的には30年から40年で枯死する的多いようですが、140年を越しても旺盛であります。ただ、住宅地のため、害虫が発生すると駆除が大変であるというようなことでありますので、この駆除、虫の駆除等、しっかりと対応していただきたいと思ひますし、駒木のアンズの木は巨大樹木で、幹回り3.91メートル、400年たっているという、町長の答弁にもありましたけれども、高い幹の部分がかびている部分がございます。このかびている部分は、切取りの必要な状況であります。所有者にとっては大変な作業になると、なかなか難しいということでありました。そういう点で、対応は様々しているようではありますけれども、遊歩道ができて、しっかりと駐車場もできた状態になったときに、すばらしいアンズの木を御覧になっていただきたいということからも、そのかびている幹の部分とかはどのように対応するという予定等がございますでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、まず私のほうから、今のかびている部分についてのお話をさせていただきます。

園主のほうから、今年の4月13日でしたけれども、ぜひ見に来てほしいと、そういうお電話をいただいて、すぐに現場に行き、上部のかびている状況、また下部のほうで一生懸命アンズが咲いている状況を拝見させていただきました。早速担当課のほうに樹木医に対しての要請の指示を出して、現在その状況を、どういうふうな樹木医からの話になるのかということは今待っている状況でございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

樹木医からの診断というか、待っているという状況だということでもありますけれども、切取りが、切らなければならない、剪定しなければならない状況であろうと思います。樹木医からどうのこうのというよりも、切り取るための作業等、遊歩道であれ何であれ、完成してしまうと来客があったり、また遊歩道が邪魔になって高所作業車等入れなくなるということもございますので、早期に対応、どういうふうな対応を取るのか。森林の方々であれば、しっかりと作業できると思いますけれども、その対応をお聞きします。

○町長（松尾 和彦君）

後で補足があるかもしれませんが、私のほうからお話しできるのは、今樹木医からの診断を待っている状況と話をしましたが、私どもが持っている知識であります、アンズの場合は根にかかる負担が大きいと、やはり樹勢に影響が出るということで、どの辺までだったら車が入れるかということも、私どもだとちょっと計り知れないところがあるということで、まず大事にする意味合いで今樹木医の診断を待っているということでございます。

その上で、議員が一番聞きたいところだと思うのですが、木の伐採等については、どういうやり方だったら可能かということも相談をさせていただきながら、どれぐらい離れて、ユニックでやるのかとかということのも多分あると思うので、ちょっとその辺のところも含めて今後検討していきたいというふうに考えています。

○14番（竹原 義人君）

伐採を含めて……伐採ではございません。切取りですので、伐採と言え……。枯れた幹の切取りをどういうふうにすればいいのかという研究をしているということでもありますので、早急に結論を出して対応をしていただきたい、そう思います。個人の所有であるとかどうかでなく、やはり環境整備をしているわけでもありますので、しっかりとお願いをいたします。

### 3. 三戸町職員の就労環境向上について

○14番（竹原 義人君）

それでは、次に移ります。三戸町職員の就労環境向上について伺います。

令和6年4月21日曜日のデーリー東北新聞1面に掲載された総務省集計の記事によると、「自治体退職10年で2倍 目立つ若手、待遇不満も」との見出しで、安定した収入で人気だった自治体職員の退職が止まらない、住民サービス低下や組織弱体化が懸念されるとありましたが、これは全国の実態調査でありますので、三戸町の実態はどうなのか。

町長には、組織や地域のビジョンや目標を明確にし、それを実現するための戦略や方針を示していただきたいと思います。職員は、組織内で同僚や上司とのコミュニケーションを通じて仕事の重要性や意義を共有し、モチベーションを高めることが重要であります。組織全体が目標に向かって一体となって取り組むことが町の発展と町民の福祉向上につながります。

職員の就労環境の状況について、次の3点伺います。

（1）、総務省の地方公務員の退職状況等調査から、調査にあるような当町職員の退職状況と退職事情等について伺います。

(2)、記事には、根本には人員減と業務量増大があると自治体関係者の発言もあります。当町職員においては、令和6年度より地域担当職員制度も施行され、結果的に業務量が増大します。住民サービス低下や組織弱体化の懸念なく、職員が町の発展のために意欲を持って仕事に取り組める環境なのか、また環境向上への取組について伺います。

(3)、職員が町のために意欲的に働くには、定期異動が必要であります。それでも、異動の際には希望等やコミュニケーションが十分図られていることも大切ではないでしょうか。適正な配置についての町長の考え方を伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、三戸町職員の就労環境向上についてご答弁申し上げます。

総務省でさきに地方公務員の退職状況等調査が出ましたけれども、それによりますと、令和4年度中の地方公務員の離職者のうち、定年退職や勧奨等による早期退職、失職等を除いた、いわゆる普通退職者の数は6万784名となっております。

このうち、一般行政職の令和4年度における普通退職者数は1万4,802名で、前年度と比較して2,059名、16.2%の増、10年前と比較して7,131名、93.0%の増となっております。

また、医療職の令和4年度における普通退職者数は1万3,403名で、前年度と比較して6,346名、89.9%の増、10年前と比較して4,494名、50.4%の増となっております。

4月21日の新聞報道では、若い世代ほど転職へのハードルが低い、好調な経済情勢や人手不足による売手優位、終身雇用意識の薄まりなどが背景にあると報じられております。

これらを踏まえた上で、1点目の町職員の退職の状況についてであります。平成26年度から令和5年度までの過去10年間ににおける定年前普通退職者の状況は、一般行政職等が15名、医療職が52名となっており、聞き取りではその多くが転職を理由とされているところであります。

次に、2点目の職員が意欲を持って取り組む環境の向上についてであります。町では本年4月に地域担当職員制度実施要綱を定め、施行しております。職員が地域に出向き、町内会の皆様と膝を交え対話をするとは、地域課題を一緒に解決し、信頼される職員の育成にもつながることができるものと考えております。

実施に当たって、まずは職員に負担がかからないよう、総会と町民運動会の2つの行事に参加することから始めてまいりたいと考えております。また、地域で出されたご意見などは、担当職員が一人で抱え込むことがないよう、地域担当職員会議を通じて役場内での情報共有を図り、課題の解決に取り組むこととしております。

初めての取組になりますので、今後運用していく中で様々な課題が出てくることと思いますが、適宜見直しを図りながら、持続可能な地域づくりを町内会の皆様と職員が一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員の人事異動における考慮事項及び適正な人員配置に対する考え方についてであります。人事異動によって多種多様な業務を経験することは、幅広い専門的な知識や技能を習得する機会につながり、職員のキャリア形成及び人材育成に大きな影響を与えるものであると認識しております。

町では、平成29年度から退職予定者等を除く全ての職員に職員調書の提出を求め、異動希望の有無や経験してみたい業務、異動に関し配慮してほしい事項等について聴取する制度を運用しております。

人事異動による新たな組織体制の決定に当たっては、組織の活性化のための人員配

置のバランスや、職員のストレスチェック等に基づくメンタルヘルスの状況等、様々な要因を総合的に勘案して決定しなければなりません。したがって、職員の全ての希望に添った人事異動を行うことはできませんが、職員調書に記載された内容及びその思いについては十分に尊重し、職員との対話を交えながら、当該職員のキャリア形成に活用していきたいと考えているところであります。

最後となりますが、町の職員配置につきましては、これまで平成16年度から平成21年度までの6年間で退職者不補充としたことが影響し、三戸中央病院を除く職員数は平成21年度105名となりました。以降、平成22年度から定期的な採用を再開し、令和6年4月時点では115名まで増加しております。今後も行政サービスの維持向上を図るため、適正な職員の配置と採用に努めてまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

今説明をいただきましたけれども、町の職員のところの平成26年度から令和5年度まで10年間で15名の退職、医療職は52名との説明でありますか、それとも令和5年度の説明でありますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどの町長の答弁でございます。町職員の退職の状況ということでございます。平成26年度から平成5年度までの10年間……

（「令和」と言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

令和ですね。失礼しました。令和5年度までの過去10年間で定年前の普通退職者という条件で、一般行政職が15名、医療職が52名ということになっております。以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

私の一般質問は、三戸町人事行政の運営状況ということで毎年公開されておりますけれども、これによって質問をさせていただきますが、現在役場は、令和5年4月に法律が改正されて、定年引上げ対応をしたり、再任用制度もあり、さらに地域担当職員制度が施行されるということで、町長は今2つの行事から入っていくのだという説明でありましたけれども、三戸町は24の町内会があり、先般の総会では15の町内会より申込みがあったと聞きました。どのように担当を決定するのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

地域担当職員制度の配置につきましてお答えいたします。

まず、今回、各町内会から聞き取りをいたしましたところ、20町内会中15の町内会から希望したいという旨を確認しております。

想定といたしましては、1町内会当たり2人から3人を予定してございます。これから課長職と3年未満専門職の職員を除いた方々に、どこの町内会への配置を希望するかの聞き取りを行います。ただし、その中で、子育て中であるとか、介護等の配慮を必要とする方からの申告は受け付けることとしておりまして、それ以外の中から2名から3名程度の配置を予定しているところでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

町内会にとっては非常にいいことであろうと思っております。様々コミュニケーションが図られますので、いいことであろうと思っておりますが、町内会の立場から考えると、いいことでありますけれども、町内会の課題や要望等、担当職員が通常の勤務中であっても依頼や連絡等、必ずあるかと思えます。そういう点について、業務量が増大するのではないかと、そう思っておりますけれども、そういう面での配慮というものはどのように取られるでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど私の答弁の中でも申し上げましたが、職員が一人で問題を抱え込まないように、会議体を持ちまして、みんなで協力しながら解決をしていくということになります。もちろんこれは、今の地域担当職員制度になったからそういったことになるということではなくて、それぞれの職員にいろんな話や相談というのはもちろん来るわけですので、そのときにはこういうふう to 動こうという形で、みんなで協力をしながらやっていくことで、その負担の軽減、また住民サービスにつながっていったほしいという願いを持っております。

○14番（竹原 義人君）

それと、気になったのが、三戸町人事行政の運営状況の中で、休暇の取得状況というところがございますが、病気休暇取得者数、これは令和4年度の人事行政の運営状況でありますけれども、19名とあります。これには私もびっくりしまして、少し前まで見させてもらいました。そうしたら、令和2年度12名、令和3年度13名、令和4年度19名、令和5年度12名と聞き取りもいたしましたけれども、異常ではないかなと思えますので、この辺の状況等をお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

病気休暇の内訳ということでございます。例えば令和5年度であれば、身体の故障、病気、けがですね、の方がいらっしゃいます。3名ほどとなっております。あと、コロナとかインフルエンザで休暇という方が7名となっております。それ以外については、心身の故障の方ということになっております。大体こういうバランスで来ているのかなと思っております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

この病気休暇にコロナとインフルエンザがあるということ、本当ですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

新型コロナウイルスで休む方とインフルエンザで休む方ということになっております。インフルエンザで休む場合については、病院のほうから診断書を頂いて、病気休暇に該当させるということでやっております。コロナについても同様の対応ということでやっております。

○14番（竹原 義人君）

しばらく広報さんのへを見ますと、通常であれば5人、6人、1桁台が通常だと思

います。それが10人を超える方々。コロナと言いましたけれども、コロナ、あれは休みにならない、来ないでくださいというような対応になっていますので、この病気休暇には副作用があった方ということによろしいですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

新型コロナウイルスについては、昨年5類に移行された以降は、病気休暇の取扱いということにされております。それ以前については出勤停止ということで、また別の取扱いということになっております。去年の5類移行から対応が変わっているということでございます。

○14番（竹原 義人君）

もう一回しっかりと確認をしなければなりませんけれども、私が心配するのは、この状況、19名の職員が病気休暇を取る、この状況で生き生きと働ける環境と言えるのかというところでございます。町の計画にあるような、時代の変化に対応できる人材育成、職員の意識改革、資質向上が図られるのか。この状況を改善するため、身体的なこともあると思いますし、コロナも、今コロナと言いましたけれども、それらを他の職員はどのような対応をしてきているのか、なぜそうなっているのか、調査とか分析とかしたことがあるのか。数年前からなぜ多くなったのかという、何か対応をしたことがあるのか伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほどコロナも病気休暇の対応ということで答弁をさせていただきました。5類移行後については、診断書を出した場合は病気休暇の取扱い、その診断書を出さない場合は年次休暇の取扱い、これはインフルエンザの対応と同じ、同様の対応ということでございます。5類より前のコロナの取扱いということは、出勤困難休暇、特別休暇となります。そういう取扱いでやってきております。

これの分析をどうしているかということですが、まずコロナとインフルエンザについては、かかる方が毎年一定数はいらっしゃいます。そういったところで、診断書を出していただければ休暇になるということで、特にこちらの分析というのはしておりません。

あと、身体的な理由による病気休暇ということについては、様々、職場内でのけが等もございまして、生活している中でけがということもございまして。これも診断書を頂いて、病気休暇ということでやっております。内容については、それぞれ、個別でばらばらということになっております。

あと、心身の故障の方等については、診断書を提出していただいて、状態にもよるとは思いますが、可能であればご本人のほうとお話をさせていただいて、その事情とか、どういう状況なのかということの把握をしているということでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

次の質問とも重なりますので、先ほど町長は全ての職員から異動に関する調書を取って、適正な配置であるということでもありますけれども、町の職員異動に関しては町長の専権事項でありますので、私から質問、とやかく言うものではございません。ただ、考え方について伺いをしたいということで、役場庁舎の中で課長と課長補佐が同時に異動した例が、町長、8年間の中であります。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

課長と課長補佐が同時に異動ということはなかったというふうに記憶しております。

○14番（竹原 義人君）

なかなかないことであろうと思いますけれども、なぜないのか、そういう、ありますか。

○町長（松尾 和彦君）

お答え申し上げます。

同時に課長、課長補佐を異動するという事になると、それまでその担当課の中でやってきた仕事の引継ぎ、またそういったものがスムーズに行えなくなるということで、どちらかの順番を考えながら、適時、配置について考えてやっているというところでございます。

○14番（竹原 義人君）

私もそうだろうと思います。通常の業務に支障を来したり、引継ぎがなかなか時間かかるということだろうと思いますけれども、私が不思議に思うのは、町長の考え方ということでありますけれども、三戸中央病院の人事異動では、平成29年度、平成30年度、令和3年度と、毎回、事務長、事務次長の同時異動がありました。先ほどの答弁では、組織の安定性に影響を与える可能性があるのではないかと、私もそう思って見ておりました。三戸中央病院、非常に大事な、町民にとっては大事な病院であります。情報共有や意思決定など様々な、先ほどそういう点でと言いましたけれども、影響が出ないものでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

三戸中央病院におきましては、現在の運営状況等を見ますと、そういった影響はなかったものというふうに考えております。

○14番（竹原 義人君）

庁舎の中の担当課についてはなかった、同時異動はない。それで、その理由も聞きましたけれども、三戸中央病院、組織も違います。でも、町民にとって最も大事、大切な施設、そして公営企業であり、健全経営が求められます。病院の会計は特別会計で、役場は一般会計の違いがあり、組織にも大きな違いがあるので、単純に比較はできませんけれども、幹部2人、共に異動3回、8年の中で異動3回、その中でまた病院勤務経験のない幹部職員、同時交代が1回ございます。このような配置で、組織内の関係やプロセスを確立するまで時間がかかることもある、そうと思いますが、三戸中央病院の経営改善がスムーズに進められているとお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

その当時の状況については、ちょっと記憶の話になりますので、この場ではお答え申し上げますが、現在の運営状況は非常によく行われていると考えておりますので、

そういった人事異動等も効果的になされたというふうに考えております。

○14番（竹原 義人君）

最初の答弁と少し矛盾するように、2人の同時異動、幹部ですよ。異動について、様々、事務の連絡等、それから課内の進めようとしている事業等に影響が出る可能性がある、そういう人事は行わない考えであるというような答弁でありましたけれども、3回あって、そもそも職員の立場からすれば、業務ですので、そのまま仕事はすると思いますけれども、精神的な問題等、多分私はあろうかと思います。一生懸命になるがゆえに、なかなか……。今町長は、スムーズに業務がなされているというお答えでありますけれども。

それと、経営改善推進監という立場が、令和2年度中途から令和3年度中途まで9か月間勤務して、その後は異動し、その役職もなくなっております。経営改善推進監は、これはもう兼務でありますので何とも言えませんが、平成29年度から令和3年度まで5年間で順次4人が勤務して、その後はその役職がなくなっている。このような、これは考え方でありますので何とも言えませんが、経営改善、経営改革、そういう立場の人材が、もっと私は続けていくのかなと思ったら、なくなっているということで、適正な経営改善が図られているのかどうか。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

ただいま経営改善推進監なり、その役職のお話が出ましたが、これは当然打合せをしながら、職員の取立てであったりとか役割というものを毎年度考えながら、配置としてやっているところであります。つまりそのときの状況に応じて、職員たちの働き方や、また役割、そういうものを役職に表して、運営しているものでございます。

○14番（竹原 義人君）

全員の職員から調書を取って、それをまずは尊重して、それでもやっぱり組織でありますので、そうはいかないというのは十分承知をしております。ですから、私は答弁が、私が言うわけではございませんけれども、町長の公約実現のため、そういうふうな配置替えをするというのは十分理解できます。町長は、病院の経営改善をする、それからドクターを配置するのだ、三戸町民にそれら必要な、整形外科であり、小児科であり、そういうのを設置したいと、そういう公約をお聞きしております。そういうことを思って、その8年間の中で、病院の人事に関して幹部2人が……。事情があったのはお察しいたします。それは、町長の考え方で、それは別に。でも、どういう考えで3回あったのかというのを。ですから、役場の庁舎内のことも聞きましたけれども、そういうことはできないのだではありませんでしたけれども、できないのだと。それなのにもかかわらず、やはりその担当、建設課なら建設課は現在こういう計画、事業を持っているのだ、ですからこうこうという配置、私は思いますけれども、ただすごいことだと思います、この3回、一番の事務局長と事務次長。先ほどの病院の公営企業等を見ますと110人、一般行政職のほうは年次職員を入れなくて86人、特別行政、教育のほうは16人、課長級、課長補佐級もいっぱいいますので。病院は110人の職員ということを考えただけでも、私はさっきの答弁では納得できないような感じがありますけれども、町長の思いというものの、これ副町長の意見も入っていますか。

○副議長（佐々木 和志君）

質問の要旨が、病院において事務長、次長、2人一緒に交代した際に、それに相当する必要性があったのか、もしくは特別な事情があったのかということによろしいですか。

(「いいえ、違います」と言う者あり)

○副議長(佐々木 和志君)

すみません。では、もう一回質問をお願いします。

(「ここで質問します。その考え方です。考え方」と言う者あり)

○町長(松尾 和彦君)

議員のほうから、大変おもんばかっていろいろご質問されていることと思います。私のほうからお話しできるのは、人事についての考え方等については一般的な話しか残念ながらこの場ではお答えできません。ですので、適正配置という考え方でやっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○14番(竹原 義人君)

適正配置であろうと思いますけれども、調書を取って、それに最大限配慮しながら、職員が生き生きとその職務を全うできるような、そういう環境をつくりながら配置もしなければならないと私は思っております。職員の意見を聞いたときに、そのような意見が出たかも分かりませんが、私の考えでは出ないであろう、その思いで、庁舎の中はそういう人事の考え方にはならない、ただし病院……今病院というのは、これを見たからですよ、あくまでも公開されている、広報さんのへによって私は見えています。人事異動も広報、それから内示、内示が出ますので、それも見ながら、結果としてどういう考え方でこうなったのかというのをお聞きしていますので、考え方はやっぱり大きくあろうと思います。公約実現のためが一番あろうかと思っておりますけれども、そのために町長は三戸中央病院に力を入れていますので、という思いがあったのでお聞きしておりますので、お答えできないのであれば、お答えできないでよろしいですけれども、思ったとおりのことを。

○町長(松尾 和彦君)

竹原議員から、もう少し何か考え的なところというか、そういったところをお話しいただきたいということなのだというふうに思います。私といたしましては、調書の中でそれぞれ各自いろんな思いを、また目標を持っているというところは伝え聞いておりますが、具体的な異動の部分について、この場での発言というのは、これはもう調書というのはあくまで個人同士の秘匿の部分でありますので、そこについてお話しすることはできないということはまずご理解をいただきたいと思います。その上で、そうは言いましても、できるだけ働きやすい環境をつくっていくということが我々の責務でもありますので、十分配慮しながら今後も運営していきたいと考えております。

○14番(竹原 義人君)

話せない部分、あろうかと思えます。それは、十分私も理解できますけれども、三戸町にとって、職員が自分の能力をしっかりと発揮して、政策や施策、また課題等に

対応しなければ、町の発展は不可能であります。社会は速いスピードで変化しております。どの部署でも現状に満足せず、常にチャレンジ精神で仕事をする。そして、町長も職員も、皆さんの雇主は三戸町町民の方々であります。そのことをしっかりと認識の上で仕事に取り組んでいただきたいと願っております。特に職員との一体感というものをしっかりと取って、町政運営に当たってほしい。

今日は以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

---

（午前 11 時 19 分）

休 憩

（午前 11 時 26 分）

---

< 6 番 山田 将之議員 >

## 1. 「書かない窓口」の導入について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6 番、山田将之議員。

○6 番（山田 将之君）

これより私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の質問は 1 項目であります。書かない窓口の導入について。役場での手続は、従来申請書に次々と記入を求められるというイメージがありましたが、最近ではデジタル化による書かない窓口が導入され始めています。この動きは、全国的に、あるいはこの県南地方でも広がっています。運用が始まった自治体では、手続時間の短縮などの効果が現れ始めています。

人口減少による労働力不足を背景に、国は自治体の窓口業務デジタル化を推進しています。書かない窓口もその一環で、マイナンバーカードなどの情報を活用することで、自動的に書類を作成し、住民と職員双方の負担が軽減されます。

当町においては、本年 2 月より住民票の写しなどのコンビニ交付が始まったばかりですが、さらなる住民の利便性向上のため、また職員の業務効率化のため、いわゆる書かない、待たない、来ない窓口の導入を進めるべきだと考えます。

これらの背景に対する町長のお考え、導入に向けた計画の有無、証明書のコンビニ交付の現状についてをお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、山田将之議員の質問にお答えします。

書かない窓口の導入についてであります。初めに、書かない窓口の導入に対する考えや導入計画についてであります。現在の窓口手続におきましては、各種申請書へ住所、氏名等の記入をいただいております。手続が多岐にわたる場合には、複数の申

請書に氏名等を何度も手書きしていただく煩わしさや、職員が誤字、脱字がないか等を目視で確認する作業が生じており、特に3月から4月にかけての窓口が混雑する時期は、手続完了までお時間をいただく状況も生じているものと認識しております。

このような課題を解決するため、全国各地で各種手続等を簡素化する取組が始まっております。また、当町においても、書かない窓口の導入を計画し、先般国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、必要となる経費を今回6月定例会の補正予算案として上程させていただいたところであります。

当町が取り組む書かない窓口は、各種申請書の手続において、マイナンバーカードを提示することにより、氏名や住所をあらかじめ印字した申請書を発行し、負担軽減を図るほか、AI機能を用いた窓口案内の機能を有する機器の導入を計画しているところであります。

次に、コンビニ交付サービスの現状についてであります。本年2月、住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニで取得できるようになっております。導入後のサービス利用件数は、4月末までの3か月間で、住民票の写しが121件、印鑑登録証明書が42件の合計163件であり、全体の発行件数の1割程度となっております。これまで障害やトラブル等は確認されておらず、引き続き安定したサービスの提供に取り組んでまいります。

今後も町民の利便性向上と職員の業務効率化のため、デジタルを活用した住民サービスの実現に努めてまいりたいと考えております。

#### ○6番（山田 将之君）

これらの背景に対する町長の考え、また導入についての計画の有無、コンビニ交付の現状について答弁いただきました。

まず、町長のこれらの背景に対する考えの部分、もう少し伺いたいと思います。こういったデジタル化が進展してきました。そういったものの必要性という部分、どのようにお考えなのか伺います。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、デジタル化についての考え方ということでございます。国では、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指すべきデジタル社会のビジョンに掲げ、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示しております。

今回、町の窓口業務のデジタル化においては、デジタル技術によって、地方であっても全ての町民が快適に暮らせるまちの実現を最終目的として、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化、行政サービスのデジタル化などを進めているところでございます。

加えて申し上げます。このデジタル化というところは、町の、先ほど竹原議員からの職員の待遇といいますか、その辺のところのお話もありましたけれども、現在でもかなり、職員を募集する際に、なかなか集まってこない、そういう実情もございます。そういった人口減少の中で、このデジタル化というものの置かれている位置というのはかなり重要なところがあると思いますので、今後も果敢にいろんな技術の導入に向けて進めていく必要があるものと考えております。

○6番（山田 将之君）

今の答弁、私は町としてこういったものをデジタルを利用していけばいいのか、町としてどのような必要性があるのかという部分、答弁いただければなと思ったのです。町長のお考えを伺えればなと思ったのですが、最終的にデジタル化は重要だと、職員の働き方であったり、そういった部分でも必要だという部分で了解をいたしました。

こういったデジタルという部分、様々な自治体で活用されてきました。当町でも、そういったものを利用している部分たくさんありますけれども、他の自治体での導入事例、そういったものを参考にしている点というものがあれば教えていただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

他の自治体での取組というところは、今ここであそこの自治体のこういうところというのはお話しできませんが、デジ田の関係のほうで、取組事例という形でいろんなパターンが示されております。そういう中から、自分たちの町でまず取り組めるものは何かというところを検討しながら、考えているというところでございます。

○6番（山田 将之君）

国が推奨するような取組を参考に、当町でも取り組んでいるということで了解をいたしました。

書かない窓口のシステムの導入ですけれども、今年度の導入ということで、3月の定例会のとき、当初予算になかったため、今回一般質問を出させていただいたのですが、今定例会の補正のほうで上がっていたということで、そもそもこういった計画があったのかというところ、なぜ当初の予算ではなくて補正予算になったのかというところをお伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

当初予算にはのっておらずに今回6月補正にのったのはなぜかということでございます。当初予算の編成の段階で、実はデジ田のほうに交付申請を出していたところがあります。交付決定がまだ来ておりませんで、交付決定になったのが6年度になってからということでございましたので、今回6月補正の前に交付決定が来たということで、補正ということで上げさせていただきました。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

交付決定が今の時期になったので、今補正でということだったのですが、いつからの計画で、何を目的に今回導入するのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。いつから計画していたのか、そして目的とするところは何なのかということでございます。

計画については、去年の暮れ頃だと思います。デジ田の交付金、補助金があるということで、様々なパターンで、町長も先ほど答弁いたしましたけれども、様々な事例ということがありまして、三戸町でもデジタルを活用して、なおかつマイナンバーカ

ードの普及を捉えて、町のほうでもマイナンバーカードを使った何か業務なりができないかなということで、書かない窓口というところで計画をさせていただきました。

目的については、こういうデジタルの活用が図られるということで、町民の皆様が窓口に来ていただいたときに、何回も手書きで自分の名前と住所と生年月日、あと性別とかというのを、多い場合は10枚くらい書くかもしれませんが、そういった手間を少しでも減らすということにメリットがあるのかなと。加えて、先ほども言ったマイナンバーカードの普及の関係とか、このほか町の取組としてデジタル化を進めていますよというの一助にもなるのかなということで、まずは取り組んでみようということで考えたものでございます。

#### ○6番（山田 将之君）

デジタルの活用をしていきたいのだというような答弁であります。交付金があるから導入をしたいというような自治体、たくさんあるみたいです。そういった業者というのもたくさん増えてきた中で、そういった業者を先に決めてしまって、その業者でというような話で進めていって、いざ導入する段階で、何かうまくいきそうにないなというような自治体もあるということを聞いております。ただシステムを導入すればいいというものではないのかなと。国においても、まず業務の見直しを行ってからそういったシステムを導入するべきだというような、デジタル庁のホームページにも記載されておりました。

当町においては、そういった考え、そういった計画をする段階で、こういった段階を踏んで今回の決定に至ったのかというところを説明いただければと思います。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

今回交付金があったのでという面もありますが、当初、年明け、交付申請の段階では書かない窓口ということで、マイナンバーカードを差し出して、氏名、住所が印字された申請書が出てくるといった機能だけのものでデジ田のほうに交付申請をしております。その後、様々な意見が出てきて、違う機能があったものが、実はこういうのがあったらいいのではないかとというのが職員同士で話をしている中で出てきて、町長の答弁にもあったのですが、AIを活用した窓口業務的なものができる機能がついたものが、そういった機械があるという情報がありまして、実は交付申請の変更申請というものを行っております。そういうこともありますので、当初の計画とは若干異なりましたが、より有効に活用ができるようなものはないかということで職員同士で考えまして、ちょっと内容の変更をしているということでございます。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

導入する書かない窓口のシステムということですが、私が思っているのは、これまでの業務、職員の業務等もあります。さらに、システムが今追加されるということで、負担減になればいいのですが、さらに負担が、覚えるものが増えるとか、そういった部分になると職員の負担になるのではないかなと私は考えております。まず、業務改革といいますか、見直しを、まずは窓口のそういった見直しを行った上で、削減するものは削減し、そういった上でシステムを導入すると、そのシステムの効果というのが最大限発揮されるのかなと、業務負担が減るというようなことになるのではないかなと思って質問をさせていただきました。そういった点は行われて

いたのかなというところをお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

町といたしますと、そういったデジタル化、D Xに向けて、各担当課からもういった部分がそれぞれの課で必要か、あるいはできるかというところを、意見を集めております。そういった中で、今回のデジ田の交付金、そしてまたベンダーのほうで組み立てている、そういう機材を活用するという形で、まず一つは実現をするというところで今回のものになっております。

いろいろ議員がおっしゃるように、本当に内容の見直しがD Xの中では一番大事だと思っておりますので、その見直しの上でデジタル技術を有効に使って、人の負担を軽減していく、あるいは人は要らなくて、マシンだけでもうやってしまうという、それぐらいのところが今後必要になってくるのだと思います。その洗い出しに向けては、現在はまだデジ田の交付金や、ベンダーの提供する機材あるいはシステムというのが先導といいますか、それがないと我々もよく組立てができないという状況でありますけれども、今後はいろんな、そういう技術を持たれている、あるいは提供する側という協力をしてしながら、改めてこのデジタル化への道筋というのをしっかりとつくっていく、いかなければならないなというふうには考えてございます。

いずれにしても、やりたいと思っても、使える交付金がなければ、町単独であると、デジタルというのはかなりの費用負担になりますので、その辺のところは国の情報もしっかり取り入れながら進めていきたいというふうに考えています。

○6番（山田 将之君）

そういった見直しの部分というのは私は伝えたつもりだったのですけれども、そういった見直しはあまりされていないのではないのかなと私は思っております。

国のほうでも、交付金があると同時に、そういったサポートの体制というのもたくさん用意されております。例えば今回の件でありますと、窓口B P Rアドバイザー派遣事業というものもあります。B P R、業務改善ということの意味ですけれども、そういったものを活用しながら、まずはそういった業務改善をしてからでも遅くはなかったのかなというふうに考えております。そういった段階の部分、計画の段階というか、見直しの部分、もう一度答弁いただければなと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございますが、業務の見直しの部分の意味だと思います。先ほども私のほうから答弁いたしましたけれども、当初予定していたのは、単なる申請書の作成の機械で予定しておりました。その後、3月議会だったと思いますけれども…12月かな、ちょっと忘れちゃったけれども、役場に総合窓口が置けないかという話題がございまして、総合窓口をやるとすれば人員配置が必要でありますし、またその配置する方の知識というのですか、経験を積んだ方でないとなかなか、人材育成の面からもちっと厳しいなというところで考えてはおりました。そういったのが頭にありまして、総合窓口を機械に代わりにやってもらうということができないのかなというところで、そういった面では業務改革につながるのかなと思っております。

加えて、またこれも議会のほうから話題になったことで、観光案内所というキーワードがありまして、どこかに設置できないかということもあって、またこれも機械が代わりにできないのかなというところで、何となく考えてはいたところです。そうしたら、いろいろ、様々情報収集していく中で、それができそうな機械があるというこ

との情報をもらいまして、今回そういった機械を導入するということになってございます。詳細な内容については、これから導入していく中で、業者のほうと仕様の決定等々をしていくことにはなると思いますが、考えているところの業務改革を加えた形で今回利用したいなということで考えたということでございます。

#### ○6番（山田 将之君）

今の答弁を聞いていると、システムを導入することが業務改革だというようなイメージで私は捉えたのですが、私が言っているのは、まずそのシステムを導入する前に業務改革を行って、要らないものは削減をした上でシステムを導入することで、そのシステムの機能というのが最大限発揮されるのではないかなということで、私は思っております。分かりやすく言うと、例えですけれども、ルンバ、お掃除ロボットありますけれども、あれをかける前に、まずあれの邪魔にならないように部屋を掃除して、それからルンバをかけるというようなイメージだと思うのですが、まずは業務改革、これまでやってきたものを見直したのか。要らないものは削減をし、これまでずっとアナログでやってきたわけですが、デジタルを入れるという、システムを入れるということで、見直しの部分を行ったのかということ。システムを導入すれば便利になるのか、ただシステムを導入しただけで便利になるのかということ。住民にとって便利になるのか、また職員にとっても業務の負担軽減になるのかということなどを答弁いただければと思います。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。システムを入れてから、その効果に頼るというものではなくて、まずは日々の業務、仕事の改善をしていくことで、システムを導入するとより効果があるのではないかなというご意見だと思います。

こちらのほうについては、国のほうのガバメントクラウドというものがございまして、町のシステムが統一化されるという大きな事業が進行中でございます。こちらの導入に合わせて、町の業務の見直し、処理する際の手順とか、そういったところの見直しについてはこれまで継続的に行っております。その際は、業者のほうからお手伝いをいただいております。

システムによらないアナログにおける手順の改革ということについては、それぞれ個人の創意工夫であったりとか、あと課内の創意工夫であったりとかということで、日々行われているものだと思います。

以上でございます。

#### ○6番（山田 将之君）

現状等、了解をいたしました。

コンビニ交付の件ですが、全体の交付の1割程度ということで、2月から始まったものですので、まずまずの数字ではないのかなと私は印象を受けました。私も先日、試しにコンビニ交付を利用してみました。マイナンバーカードと暗証番号というものは必要になるのですが、操作も簡単で、窓口まで行かなくても住民票等発行できる便利なサービスだなと思っております。ぜひさらなる周知をしていただいて、利用の促進をしていただけたらなと思っております。

こういったマイナンバーカードを利用した利便性向上のためのサービス、今後追加で導入予定のサービス等があれば教えてください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

現在明確な予定はございません。ただ、この場で言うのもどうかと思いますが、個人的に、個人的にというか、私が考えている段階では、この後一般質問、別の議員の方からもあるのですが、ラインを使った行政手続サービスができないかというような内容の質問がございます。確かになと思うところもありまして、いろいろほかの自治体を見させていただいたら、ラインで住民票が取れたり、やっているところがあつて、名づけも、その名前もライン支所みたいな感じでやっているところも実はあります。こういったところの活用ができないのかなというところで、現在考えているところでもあります。公式には、現在のところはマイナンバーカードのアプリの予定はないということでございます。

○6番（山田 将之君）

公式には、そういった利用、活用、利便性向上のための新たなサービスというのはまだないということで、総務課長の個人的な思いというものは聞きましたけれども、本当はそういったものが町長からぜひあればなと思ったのですが、コンビニ交付、現在住民票の写し、印鑑証明、2種類ですけれども、種類を増やすだとか、そういったものの予定もございませんか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

コンビニ交付の部分で、書類のほうを増やすおつもりがないかということでございます。現段階ではございませんで、ただ対応が可能なものであつて、これもまたちょっと費用のほうがかかるものと思われまので、その辺については調査をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

今後調査をした上でということで、今回町の書かない窓口に対する考え、現状等を把握いたしました。システム、今年度導入予定だということなのですけれども、少し早い段階なのかなといった印象を受けております。先ほども申しましたけれども、国のサポートのそういった制度、アドバイザー派遣事業であつたり、そういったものを活用しながらしっかりと計画をもう一度見直してみて、早期の導入を目指していただければなと思つております。

また、町民の方々にとつても、職員の皆様にとつても便利な、待たない、行かない、回らないといった、そういった窓口についても同様に進めていただきたいなと思つております。

今回は、現状、町の考え等を把握できたので、今後とも一層のサービス向上を期待して、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

---

（午後 零時00分）

休 憩

（午後 1時30分）

---

＜11番 久慈 聡議員＞

## 1. 町民からの要望への対処について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

現在、私たちを取り巻く環境の変化のスピードは非常に速いと思っています。対応していく人や対応できない人、それぞれがそれぞれの立場で物事を考えて行動しているというふうに私は感じております。その中で、私もその中の一人として行動しているわけでありますがけれども、この三戸町の環境変化のスピードというのは遅いのではないかなと、私はそう思っています。行政運営の仕組みや民間の仕組みというのは違いますけれども、スピード感を持って業務遂行したいと、このように考える思いというのは、執行部の皆さんも私も一緒だと思っております。問題解決を含め、行政内での報連相だったりとか連絡など、当事者意識を持って、スピード感を持った対応をいま一度お願いして、一般質問を始めさせていただきたいと思います。町長をはじめとする執行部の皆様には、ご理解をいただきまして、誠実で明瞭な答弁をお願いします。

1つ目です。町民からの要望への対処について。これまで松尾町政においては、住民との対話が最重要という形を取って、行政間の迅速な報連相を行い、対応していくということであったと思います。これを受けて、過去の議会で何回か同じような質問をさせていただいた項目に対して、また新たな要望についても含めてお伺いしたいと思います。4点になります。

1つ目、投票率減少対策による投票場所の整備や方法について。

2つ目、選挙ポスター130か所の必要性について。

3つ目、桜まつりなどのイベント時の臨時送迎バスについて。

4つ目、果樹加工場、農産物加工施設ですね、これに関してお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈聡議員の質問にお答えを申し上げます。

町民からの要望への対処につきまして、以下4点のご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の投票率減少対策による投票所の整備や方法についてであります。町では現在、役場庁舎などの町有施設や各地区の集会所、町内会館など、20か所を投票所として開設しており、その場所是有権者の皆様の利便性を考慮し、地区ごとに選定しているところであります。

今年3月に行われた町議会議員一般選挙の投票率は61.49%となっており、前回と比較し5.08%の減となっております。この投票率につきまして、20投票所の中で最も有権者数の多い役場庁舎の投票所をサンプリングし、年代別の投票率を調査したところ、20代前半が27.5%、20代後半が19.44%となっており、ほかの年代と比較し低い投票率となっております。

また、この若年層の投票率について、公益財団法人明るい選挙推進協会が令和4年

2月に18歳から29歳の男女3,150名を対象に行った第4回目の意識調査では、2009年から2021年にかけて、「投票は国民の義務である」と「棄権すべきではない」が12%減少し、「投票する、しないは個人の自由である」が13%増加し、選挙離れの進行は若者全体に共通する現象であるとしております。

このようなことから、投票率が低い若年層への対策として、様々な意識づけや投票機会の創出が必要と捉えているところであります。

町といたしましても、様々な意識づけの部分においては、選挙期間の広報車による呼びかけや、令和元年7月の議会議員補欠選挙から開始した候補者の政見、経歴などを紹介する選挙公報の発行を行っているほか、投票機会の創出については、期日前投票所を役場庁舎へ開設し行っているところであり、投票する方も増加しているところでもあります。

このほか、町内商業施設への期日前投票所の設置ができないかのご意見もお伺いするところではありますが、期日前投票所が複数となる場合、二重投票を防止するシステムとネットワークの確保が必要となることや、投票時に配置する投票管理者、立会人、事務員を配置するスペース確保などが必要となることもございますので、実現に当たっては各商業施設との協議が必要になるものと考えているところであります。

次に、2点目の選挙ポスター掲示場130か所の必要性についてであります。選挙ポスター掲示場の設置基準は、公職選挙法施行令第111条により定められており、投票区における選挙人名簿登録者数及び面積などに応じて定めた数とすることとされております。また、これに基づき、町内投票所20か所から算出した結果、130か所としているものであります。

このようなことから、ポスター掲示場の数について見直しをする場合は、投票区の統合などの見直しを含めた検討が必要になるものと捉えているところであります。

現在の20か所の投票区、また130か所の選挙ポスター掲示場は、令和4年度に三戸町商工会の投票所を役場投票所に統合した際、変更となったものであり、これ以前については21投票区、ポスター掲示場は135か所となっております。

今後、投票区の見直しに当たっては、有権者数や投票所においでになる地域の方への配慮なども考慮し、状況に応じて地区町内会の皆様と協議する必要があるものと考えているところであります。

次に、3点目のさんのへ春まつりなどのイベント時の送迎についてであります。町では、平成29年度に実施した城山公園での熱気球搭乗体験イベントにおいて、役場駐車場から城山公園駐車場までの臨時バスを運行いたしました。が、利用者はほとんどなかったため、それ以降の各種イベントでの臨時バスの運行は実施していない状況となっております。

今後、イベントの内容や実施場所、訪れるお客様の世代等を考慮し、バスも含めた移動手段の確保について調査してまいりたいと考えております。

次に、4点目の果樹加工場及び農産物加工施設についてであります。三戸町農産加工センターは平成5年に建設され、町内産の農作物を餅、ジュース、みそ、豆腐などへ加工するための施設となっております。建設から30年が経過し、設備の故障や建物の老朽化が顕著となってきたため、令和元年度から施設の更新に向けた検討を始めたところであります。

施設更新の検討に当たりましては、農産加工センターの利用者や町内にある他の施設利用者の代表となる方などによる意見交換会をこれまでに4回開催しております。意見交換会では、施設更新の方向性として、新たな農産物加工施設からは、リンゴジュース加工を分離して考えること、リンゴジュース加工は加工組織の再編を視野に入

れ、現在町内3か所にある搾汁施設から梅内農産加工組合へ統一すること、リンゴジュース加工設備は農家一人でもジュース加工が可能な設備へ更新を行うことなど、3つの方向性が示されました。

現在は、新たな農産物加工施設の大まかな設計図の作成や概算費用の算出などの作業を行っているほか、リンゴジュース加工設備に関しては、従来の設備から省人化できる設備とするために必要なジュース加工機器を選定し、大まかな事業費とともに梅内農産加工組合へ提出し、意見を伺っているところであります。

今後におきましては、新たな農産物加工施設の設計及び建設と新たなリンゴジュース加工設備導入に向けて、令和7年度から国庫補助事業を活用できるように準備を進めているほか、施設の運営方針などについては、関係者の意見を基に具体案を取りまとめ、利用者の目線に立った施設となるよう、本事業を展開していくべきものと考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

それでは、順次質問していきたいと思います。

1つ目、投票率のところですか。私も少し調査をしたので、数字を今から読み上げるので、確認しながら答弁をお願いしたいと思います。三戸町の議会議員の選挙の投票率、有権者数割ることの全投票数というところで、答弁もありましたけれども、2024年の状態では61.49%だったということです。ちょっと過去に戻って、2016年は68.85%、期日前は1,142名で17.92%、2020年、66.57%、期日前1,564名、27.41%、本年度、24年度ですね、24年は61.49%、答弁と同じです。期日前は1,655名、33.73%という形です。このような形で、数字は下がっていったりとか、上がっていったりとかしていると思うのですが、これについての、この数字をどのように捉えているかお伺いいたします。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま三戸町議会議員選挙の投票率ということでご紹介がありました。ちょっと確認なのですが、2024年は61.9%ですか。

（「61.49%」と言う者あり）

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

61.49、失礼しました。

まず、この数字をどのように捉えているかということでございます。まず、2016年からということで数値をいただきましたが、2016年から2024年までの減少率が7.36%、減少ということになってございます。その中で、期日前の投票率が増加していることの捉え方ということでございます。こちらのほうは、単純に投票率が下がっているということでございますけれども、そのような中であって期日前が増えているということで、投票当日に投票所に行く方が減少しているということなのかなと捉えております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

投票率の分析という形で考えてみると、私のほうでもちょっと数字を見たのですが、実際に投票所に来た人の割合というのを算出しますと、全投票数から期日前投票数を

引いた分、割ることの全投票数というふうな形を見ると、実際に全投票者のうちの投票当日投票所に行って投票した割合というのは、2016年は81.05%、2020年は72.86%、2024年は66.27%、この8年間で約15%減っていると。うち、投票場所別にも算出したのですが、2020年と2024年で会場に行って投票した投票率が逆転したもの、要は投票率が上がったものというのが、それは猿辺支所と川代集会所のみです。それ以外は全て下がっているという形になっています。

投票率は8年間で7.36%の減、期日前投票率が増え、実際に投票会場へ行った投票率は約15%減です。この数字を見てどのように考えますでしょうか、もう一度お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

全投票者のうち、投票当日、実際に投票所に行って投票した方の割合を今ご紹介いただきました。これをどう捉えるかということでございます。こちらのほうは、先ほども申し上げましたが、全体の投票率の減少に対して、期日前投票所の投票率が上がっているということも捉えて、各地区にある投票所で投票する方が減少しているということだと捉えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この投票率が下がっている原因の主なものというのは、先ほどもちょっと町長のほうの答弁にもありましたけれども、明るい選挙推進協会のアンケートの結果を話をされましたけれども、三戸町としての何かそういった要因というのはどのように分析されているか、その分析とかというのは行っているかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

三戸町の投票率が下がっているということの原因の捉え方ということでございます。まず、総務省が公表しております参議院議員総選挙におきます全国の投票率を見ますと、こちら公表されているのですけれども、昭和42年から平成5年までがおおむね70%程度ということで推移しております。それ以降、平成17年と平成21年を除き、それ以降は下がってきていると、大体60%程度まで下がっているということでございます。それで、直近の令和3年には55.9%となっているということでございます。昭和の時代が70%程度であったものが、令和3年には55.93%になっているということです。また、参議院議員通常選挙においても、令和元年以前は、その選挙で上下はあるのですけれども、おおむね60%台、70%台となっていたものが、平成4年から50%台、また令和元年に当たっては48.8%ということで低下をしております。

町の投票率が低下している原因ということでございますが、ただいま申し上げたように、国政選挙の投票率が低下しているという状況も踏まえて、全国的な傾向なのではないかなということも捉えているところであります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

衆議院の推移の件は私もデータを持っていまして、今答弁されたような形の状況かと思えます。三戸町の状況を見ると、令和6年3月10日の選挙では、20代前半のほうで27.5%、10代は47.62%、20代後半が19.44%と、30代は48%とどんどん上がるという

ところから、10代、20代の投票率が下がっているという中で、期日前投票が多いということです。この投票率、8年間で、先ほども話しましたが、7.36%、期日前投票が増えて、実際に投票会場に行った投票率は約15%減と話ししました。

この理由に関しては、様々あるのかなと私は思っています。前回もちょっと触れましたけれども、私の耳にする町民の方々の意見というのは、少数なのかもしれませんが、会場の張り詰めた感じだったりとか、空気感が好きになれないとか、そういうような意見があります。投票所内は、厳粛な場所もあるということも理解していますが、有権者からは立会人の視線が、体中見られるような感じがするだったり、挙動の一つ一つを見られて、息をすることも忘れるぐらい緊張すると、こういった意見も耳にしています。逆に立会人や職員や投票管理者の立場から見ると、公平に行われているかを監視しなければなりませんし、席を立ったりすることもままならず、挨拶する以外に気軽に話しかけることもできないと思いますし、やられる方も大変なのかなというふうにも感じます。実際に投票会場へ行った投票率が約15%減少になったと、この理由の中には、投票所の張り詰めた空気感が嫌だという方はいらっしゃるのではないかなというふうにも考えています。

この雰囲気改善について、他の市町村では音楽をかけたりとか、立会人の位置を変更して、威圧感をなくすような形を取ったりとか、よりオープンな環境での投票を可能にするために、投票所を変更したりということをしていると思います。この辺に関して、再度ご検討というのはいただけるものでしょうか。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。投票所内の環境の改善ということで捉えて答弁をさせていただきます。

まず、ただいまご意見いただきました投票の際というところで、投票所には投票管理者、そして投票立会人、また事務を行う庶務係が配置されます。また、その投票の際には、投票用紙の二重交付であったり、交付の間違いであったり、あとは投票用紙の持ち帰りとか、あと故意に投票用紙を廃棄したりということの想定をして、投票の事務のほうに当たっております。場合によりまして、選挙が無効になるということもございますので、そういった場合を招かないようにということで、細心の注意を払って行っているところであります。

こういった中で投票にいらしていただいているということで、まず来られる方から考えた場合に、緊張して投票所に来られる方もいらっしゃると思います。そういう中ではございますが、投票所を運営するに当たって、まず最低限の事務のミスのないようにやっているということです。この辺はまずご理解をいただきたいなと思います。

あと、最後のほうでまたご意見をいただきました、投票所内に音楽をかけたりできないかということでございます。現在、20の投票所でどういう対応しているかというのを調査させていただきました。そうしたら、ほぼ全体でテレビもしくはラジオということで、音を流すような対応をしているということでございます。あとは、机の配置等々についても検討をしているということでございますが、まず狭い投票所もございます。ということで、投票の際には気軽に来ていただくような環境をつくってきたいなということで考えております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

気軽に行けるようになればいいのですけれども、本当そういう環境になってくれればいいなというふうに私も思っています。

過去に戻って、4年前、私のほうで質問したときには、段差に関してはスロープの準備があるかという話もさせてもらっていました。スロープの対応もあるよと、たしか2つか3つあるということをお答えいただいたと思います。ただ、靴を脱いでスリッパに履き替えるということであれば、椅子も必要な方もいらっしゃるし、靴を履いたまま投票するような形にできるかどうかというのは検討していただけるものでしょうか。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。靴の履き替えをしないで、土足のまま入って投票できればいいのではないかと考えています。

まず、投票所につきましては、公共施設で行っているところもございます。また、それ以外の町内会から建物をお借りして投票所に行っているところ等もございます。またあと、集会所とか、地区の皆様がふだん集まったりする場所ということで、その場所をお借りして投票所に行っているところもございます。こういったところもございます。そういうところにビニールを敷いてやることについては、かなりハードルが高いのかなと思うところであります。もし可能となった場合、許可をいただいたとなった場合においても、ビニールを敷く作業、20か所を全部やるとすれば、何人の人手がかかって、どれくらいの時間がかかるかということを考えると、相当時間がかかるものと思います。その作業をいつやるのかということになりますと、投票日については、通例であれば日曜日が投票日でございます。その前の日が土曜日で、休日ということになります。となると、金曜日の平日に、職員が勤務中に行うということになります。そうした場合に、ちょっと職員のほうも負担になるのではないかなと考えているところでもあります。

あと、ビニールの場合ですと、滑りやすい、滑ったりとか、あともしくは引っかかりやすい、ちょっと滑りが悪い、逆ですね、引っかかったり、となることもあります。逆にちょっと危険な場合もあるのではないかなと思っております。

ビニールが必要なのは、靴の履き替えの手間のことを捉えてのご意見だと思います。そういったことを考えた場合、まずは玄関のほうに履き替えの際に座っていただくような椅子を設置して、そちらのほうをご利用いただくということができればベストかなと思っております。椅子の設置については、実際、現在でも椅子を置いている投票所が何か所かございますので、そういったところを投票所の事務の係からどういう状況なのかというところを聞きながらしていきたいと思います。現段階ではビニールのところまでの考えはございません。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

分かりました。よいところもあるし、メリット、デメリットがあるということだと思います。対費用効果も考えた場合に、土足でというのなかなか難しいのかもしれない。ただ、状況確認していただき、履き替えの椅子だったり準備していただきたいなというふうに思います。

次のほうの話になりますけれども、他の自治体、比べるのはあまりよくないとは思いますが、投票率の低下の対策として、投票しやすい場所でやると、産業施設、コンビニ、学校、病院、こういったところに期日前投票所を設置しているという例も

あると思います。答弁だと、重複するような形だったりとか、そういう仕組みのシステムだったりとかが難しいということのようですけれども、このような形で投票場所、商業施設を借りてということは、非常に投票率を上げるための手法としては効果的というふうに考えているのですけれども、町としては前向きに進めていこうというように考えというのはあるのでしょうか。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

商業施設に対する期日前投票所の設置ができないかということでございます。町長の答弁にもございましたが、それなりのスペースが必要であるし、システムの準備が必要ということで、協議していくというような答弁でございました。先ほどと同じになりますが、期日前投票所の設置に当たりまして、配置する人員、投票管理者、立会人、そして事務をやる庶務係ということで、最低でも4人から5人くらいの方が配置になります。そういったところで、机を置いて、あと投票箱を置いてということのスペースがまずは必要になります。そういったところのスペースをお借りできるかなと考えた場合に、ちょっと厳しいのかなと思っております。そういった該当するようなところがあれば相談させていただきたいなと思っておりますが……スペースですね。

あと、ほかのところの期日前投票所、商業施設に置いているところというのも参考にさせていただいたことはございます。実際やっているところは、青森のサンロードだと思いますけれども、そちらのほうは明確に店舗の部分と分けをして、別の階のところの部屋を借り切って、期日前投票所を設置しております。もう一か所、ちょっと場所は失念いたしましたけれども、一角にパーティションで分けをして、やっているというような状況でございます。なぜそういうふうな分けが必要かというところを考えた場合に、やはり買物にいらっしゃるお客様と投票にいらっしゃる方をまずは明確に分ける必要があると。通常の投票所でもそうなのですが、基本的には投票に来られる方だけが入場するというような捉え方でやっております。雑然とした中で投票すると、うまく投票ができなかったとかというご意見をいただくこともありますので、そういったところもありまして明確に分けられるスペースが必要なのかなと思っております。

ということでございまして、商業施設への期日前投票所というのはなかなか難しいのではないかなと思っております。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

まずは内容は分かりました。投票率を上げるための手法としての一つという形で考えていただいて、それに関して非常に有効なのではないだろうかというふうに私も考えています。県のほうで動いている部分もそうですけれども、スペースがあって、それをやることによって投票率がどれくらい上がったのかだったりとかというような調査だったりとかしていただいて、それで効果があって、投票率が上がるというふうな判断ができるのであれば、ぜひ前向きに検討していただきたい、そういうふうに思います。その辺はちょっとお願いしたいと思います。

次に、交通弱者に関して、期日前の投票のサービスを実施している自治体もあります。これ関係者が送迎するというので、ちょっと問題があったりということはあるのですが、函館なんかでもそうですけれども、移動期日前投票、期日前投票をワゴンで行っていたり、そういうような形でやっているサービスもあるので、そういったことを行うようなお考えはありますでしょうか。この辺の近隣でもそのよう

な形で動いているところもあると思いますので、回答をお願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

期日前投票所、移動できるような車両を使ってできないかということでございます。まず、投票の管理のシステムのところは答弁をさせていただいているところであります。二重投票のチェックをするようなシステムでありますので、こういったネットワークの構築が必要かなと思っております。ワゴン車とした場合に、車両とした場合には、ポケットWi-Fi等々考えられるとは思いますが、そういったところの対応ができるかどうかというところについては調査をさせていただきたいと思っております。

あと、ワゴン車で移動期日前投票する場合にあつては、何回も申し上げますが、投票管理者と投票立会人、あと事務の職員が車両に入って、あと投票箱を置いてというところで、スペースの都合上どうかなと思うところはございます。ということで、インターネットで調べてみたら、ハイエースとか、そういうレベルの車で行っている事例もあります。ただ、車両の脇、ドアの出入口にテントを置いて、そういったところを受付のスペースで使ったりしているところがございました。そういうやり方もあるのかなとは思いました。そういったものがありまして、あとは車両が小さいのであれば、では小型バスでやろうかというようなところもございます。そういったのもちよっと、様々事例があるようでございますので、調べさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

4年前に質問させていただいて、また今年になって低くなってきているという実情と、期日前が上がっているということ、それからそれへの対策で動いているということ。この世の中で情報は取れると思いますので、お願いしたいと思っております。

投票に関して、前回の4年前のときに話しされたのは、周知、選挙に対して、要はそういった選挙の必要性を周知していくということで、子供たちに習字を書かせたりとかという話をした記憶があるのですが、投票率を上げるということが目的ということではなくて、投票の重要性を理解していただくこと、それからまた投票に行けない人、それから行きたくない人の原因調査をして、その対策をすることによって、町民の一人一人の意思が伝わっていくのではないかなというふうにも私は思っています。

投票時にアンケートをやったりとか、もしくは回答者にお礼するだったりとか、あまりあれですけれども、若い人たちは見返りというか、投票に来たらこうだよというようなのだったりとか、そういったものがあれば投票するというような意見もあります。個人的に肯定はなかなか難しいなと思うのですが、多くの意見収集を行って、対策をしていっていただきたいというふうには思っています。

それも踏まえて取り組んでいただきたいというのが、例えば今高校生からとか、10代、20代の投票率が低いということに対しても、投票の重要性の意識づけというのは、三戸だけで取り組んでも非常に難しいのではないかなと思います。なかなか改善できるものでもないし。であれば、地域近郊との連携を持って、こういった選挙や投票について、この重要性について、必要性について、これを学校側もそうですけれども、地域近郊の方含めて連携を取って、教育していってもらいたいなというふうにはお願いして、次の質問に入らせていただきます。

選挙ポスターの件です。130か所の件です。これは、費用というのは幾らぐらいにかかったのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

選挙ポスター、今回の議会議員選挙の分ということでよろしいでしょうか。今回、令和6年3月の三戸町議会議員選挙におけるポスター掲示場の費用ということでございます。1か所2万7,170円、掛けることの130か所となります。合計額は353万2,100円ということになります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、次、質問します。130か所になったのは、いつぐらいから行われたのか、見直しはいつ行われたのか、お知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ポスター掲示場が130か所になったことについてです。ポスター掲示場が130か所になったのは、令和4年6月ということになっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

では、令和4年6月にこれ見直しした理由と枚数を変更した理由というのが分かればお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ポスター掲示場の見直しをした理由と枚数の変更となった理由ということでございます。こちらのほうは、以前は135か所ございまして、投票所が21か所でありました。現在は20か所なのですが、1か所、投票所が減ということになっております。投票所が減となったところは、三戸町商工会の投票所になります。統合の理由ということでございますが、投票所にしていた商工会の使い方が、事務室、事務所ですね、をお借りしておりました。なかなか場所が、スペースが少なく、人員的な配置をした場合にちょっと余裕がないということで、検討を行っております。検討の際、2階の会議室とかはどうかというところの話もあったのですが、階段を上っていかなければいけないということもあって、役場のほうがいいのではないかとということで、商工会を役場のほうに統合したということになっております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

了解しました。

条例のほうなのですけれども、条例第15号、これは昭和58年制定しているのですが、三戸町の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例というところで、ポスター掲示場数に関しては、公職選挙法の第144条の2第9項にあるとおりで、1投票区につき5か所以上10か所以内、総数を減ずることができる旨と記載があります。人口減少に伴い、選挙人が減少となっていく中で、当然見直しがあつてしかりというふうに考えているのですけれども、これは今後どのようにやっていくというふうなお考えありますか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。選挙ポスター掲示場の数を減らせないかということのご質問でございます。

選挙ポスター掲示場の掲示板の数については、公職選挙法の施行令第111条によりまして基準が定められております。その基準については、選挙人名簿登載者数、そして面積で、その数が導き出されるということでございます。その施行令の中では、名簿登載者数が1,000人未満の場合で、2平方キロメートルの場合は5か所、2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満は6か所、次は4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満は7か所、8平方キロメートル以上は8か所、以降人口の規模により5,000人未満であるとか1万人未満、そして1万人以上の区分に応じて、それぞれポスター掲示場の数というものが定められております。

これらを基準として、三戸町の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例というところで、特別の事情がある場合に限っては、その数を減らすことができるということにされているところでございます。この特別の事情として認められる場合はどういう場合かということでございますが、投票区の区域であったり、規制であったり、交通の事情等により、それぞれ個別具体的に判断をするとされているそうです。一般的には、特殊事情なのであるということ、そういった事情に鑑み、困難の度合いとか、不必要であるとかというところの事情を考慮して、行うということになっております。

また、その手続は、町の選挙管理委員会と県の選挙管理委員会が協議をするということで、そういう手続が必要だということになっているようでございます。

また、あくまで参考ということの例示ではありますが、減らすことができる際の特別の事情ということでございますが、自然災害において、地震や洪水などで掲示板の設置が物理的にできない場合、困難な場合。また、交通事情で、交通量が多い場所、そして交通事故が多発するようなエリア、場所ですね。安全性の観点から掲示板の設置が難しい場合。また、このほか、地理的な制約、山間部とか離島などアクセスが困難な地域において、掲示板を設置するためのコストや労力が過大な場合、コストがかかる場合ということです。また、人口密度で、人口が非常に少ない地域では、掲示板の数を減らしても選挙情報の提供に大きな影響がないと判断される場合ということでございます。

まず、選挙のポスター掲示については、選挙の公平性や有権者への情報提供等の観点から適切であると認められた場合に行われることとなっております。先ほども申しましたけれども、投票区におけるポスター掲示場の数が決まっております。例えばA投票所では10か所設置をしてくださいと、基準で言うと10か所設置することになっているといった場合でも、実際非常に効果がない、効果がないとあればあれですが、設置に困るようなケース、やむなく近いところにポスターがあったりとかということもあるのかなと思っております。まず、そういったところは、設置の場所等々を変えることで対応もできるのかなと思いますので、そういったところについてはちょっと検討していきたいなと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

詳しく答弁いただきました。確かに選挙の施行令111条のほうでは記載があって、人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行われるべきものとされています。これを三戸等が行う場合、県と協議しなければいけないというの、私今初

めて聞いたので、勉強になりました。

ただ、その中で、実際に人口密度や交通、その事情を総合的に判断すると、合理的に判断すべき中で、2つお聞きしたいのですけれども、例えば私たちの三戸町で言うと、やはり投票の有権者数が少ない箇所もあります。一番少ないところで65名、その次87名と、100人を切っているような状況下の投票の場所に対して、最低が5枚つけなければいけない、5か所つけなければならないというふうになっているのですけれども、その辺だったりとか、もしくは今交通量の話をされましたけれども、投票所の入り口に近いところに設置するだったりとか、そういった部分というものはもう一度配慮して考えていただき、5から10という中での区分の見直しだったり、その都度の部分に関して県との協議が必要ということになるかもしれませんが、そういう部分を含めて検討していただけるものでしょうか。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

選挙ポスター掲示の数について検討いただけないかということでございます。まず、ポスター掲示場の、先ほども申しましたが、本来の意義でございます。有権者に対する立候補者の周知、そして選挙運動の一つになること、選挙の啓発の一つになることが設置の意義と捉えまして、まずは現場等々の確認が必要なのかなと思います。どういった部分のご意見なのかということは後ほど具体的に議員のほうからお伺いをして、町の選挙管理委員会のほうで協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

私たちにとっては、ポスターはいっぱいあったほうがいいかなと個人的には思うのですけれども、ただやはりそれをよしとしない、そういう考えをお持ちの方もいらっしゃると思います。その中で、今総務課長が話しされましたけれども、啓発活動にもなっていくということも含めてですけれども、極力町の負担にならないように定期的に確認が行われ、そして投票率が上がるように、そして広報活動につなげられるような形で、三戸町に合った形に変更していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきます。桜まつりのイベントの折に送迎のバスについて答弁いただきました。調査していただけるという形の前向きな答弁をいただきましたので、まずは一つ安心しました。交通弱者に対しての支援として、コミュニティバスだったりとか、デマンドタクシーだったりとか、地域の要望に対してそれぞれ更新しているということもしていますし、ふだんの生活のための仕組みはこの何年かで充実してきているというふうに私は認識しています。

ただ、地元の方でも、桜まつりだったりのイベントで城山公園に行きたいと、でも行けない方がいらっしゃると思います。タクシーの費用の算出ができなかったりとか、坂道が不得意な方、つえを使用している方など、城山を上がってすぐの桜と言うから、本丸の部分だと思えますけれども、本丸の跡地を見てみたいと、もう5年も見ていないというような話も聞きますし、鶴池、亀池の辺りどうなっているのというふうに聞かれることもあります。特に今年の春は非常に多かったのですが、そういった部分も含めて、以前は桜まつりなどで自家用車で城山公園に上っている方もいた、それを制限したという時代もありましたよね。城山公園に車が並んでいて、役場の駐車場に車を止めて、そして歩いていきなさい、もしくはバスが送迎しますよという形があったかと思います。本当に古い人しか知らないかもしれませんが、城山公園で飲み食いできたあたりのことをお話していますが、私はそのようなイメージがちょっとまだあ

りまして、やはり交通弱者でも上れるように、そしてそういうことについての調査、それも町で調査していただくというのも含めてですけれども、観光協会もそうですけれども、一緒に調査してもらって、現実的にそういう方がいらっしゃるということを理解してもらって、1人、2人しかいなかったというのであれば、周知の仕方が悪かったのかもしれないという部分だったりとか、そういったものも含めて再度前向きに検討していきながら、臨時的なバスというのも検討していただきたいと、そういうふうに思います。この件に関してはまず了解しましたので、再質問はしないでいきたいというふうに思います。

加工場のほうの質問に入らせていただきます。12月の議会で、当時の越後議員の質問の答弁では、令和元年2回、それから令和2年と令和4年に各1回、意見交換会を実施した結果、新たな加工場からは、リンゴジュース加工を分離して、梅内農産加工組合へ統一すると、さらに一人でも加工できるようにすることという方向性が示されています。国庫補助金を活用して実施するために、最低でも令和8年頃の見込みであるという形で回答が来ていまして、それに対して、機械の老朽化に伴うトラブルが度々発生しているよと、早急に対応してほしいというような要望も上がっているということを知っていたと思います。具体的にどのようなトラブルが発生して、その体制はどのように行われているか。これは、12月議会以降の半年で現状把握していると思うので、どんなことがあったのか、どんな対策が行われたのかお伺いします。

#### ○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの梅内のリンゴジュースの加工場です。機械のほうのトラブルということではありますが、古い機械ですので、いろいろございます。機械系のトラブルであったり、電気が入らなかったりとか、あとボイラーのほうも、ボイラーが一番古い機械ですので、こちらの火がつかないとか、そういうふうな機械系のトラブル、これがまずメインです。ここは共同で使っていますので、使っている人たちの使い方というのの中にはあるかなというところはございます。

対処としましては、これは基本的に民間、民間というか、組合でやっているものですので、それはメーカーのほうへ修理依頼していただいて、直していただいて、使っているというのが現状です。こちらのほうでも逐一それを把握しているというものではございませんでした。梅内の場合にはそういうふうな、独自でやって対応していただくということで今はやっております。

以上です。

#### ○11番（久 慈 聡君）

前回トラブルの件に関して話が出ていて、それについては対応しているということだったので、これから令和8年までということになりますので、その間に起きたトラブルだったりとか、全て把握する必要性はないかもしれませんが、状況を注視していただき、対応してもらいたいというふうにも思います。

今現在交付申請している申請の状況というのが分かれば、言える範囲でお知らせください。

#### ○農林課長（極 檀 浩君）

今現在は、東北農政局、仙台にございますが、こちらの窓口へ事前相談という形でお話をしています。こういう事業をやりたいのですけれども、どういうふうにすればいいですかということで相談をしています。実際に動くとなると、これからですけれ

ども、事業の要望調査が大体秋ぐらいに来るものと思われます。それに手を挙げると。あと、事業計画とかにつきまして、7年度に交付申請まで持っていきたい。そして、順調にいつて交付決定が下りれば、そこから着手できますので、8年度を目標として動いているという現在の状況です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。それまでの間のトラブルのほう、お願いしたいなというふうに思います。状況によっては、町が手を入れなければいけないというふうになる可能性もあるのかなと、こういうふうに思っています。

では次、両加工場に関しての統一ということですが、リンゴ、それから餅、豆腐ですか、のほうの加工場が統一してやるよということだと思いますが、加工のための基準だったり、ルールだったり、HACCPもそうですけれども、このような教育というのは民間主導で行われていく形になるのでしょうか、それとも建物をやるに当たって、それに関して指導だったり、主導権をこちらで握って教育していくのか、その辺に関してはどのような話し合いが行われているか、お伺いします。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいまのHACCPの関係のご質問でございます。まず、施設の統合というの、リンゴに関しては梅内の加工場、あと三戸果汁という、玉ノ木にありますけれども、そこと、現在の4号線沿いの施設、加工場のリンゴの加工、これを1つにして、3つの組合を1つにして、梅内でやっていこうということでございます。それについても、HACCPに関しましては、今現在の組合のほうでもHACCPの考えに沿った衛生管理というのをやっていますので、それをそのまま継続していただきたいと思っています。

あと、串餅等の施設に関しましては、串餅とかみそ加工、こういうものを新しい場所で作っていくということです。こちら、今現在HACCPについては、基本、原則として考えに沿ってやっていくということで、ほとんどの団体はやっていると思われるので、それをそのまま継続していただいて、その考えに沿って運営していくというような取組を指導していくという形になるかと思えます。実際にそれをやるのは、食品加工等に携わる方々がやっていくこととなりますが、その相談とか、そういうものがあつたときには、こちらのほうでも保健所等とも組みながら対応していくという形になるかと思っています。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

建屋を建てるに当たってもそうですけれども、HACCPに準じて建てないといけないというのは認識しているかと思えます。トイレの水回りの分ですとか。

その中で、両施設に対して指導していく立場にあるということのようですけれども、両加工場の運営に関して、ここはどういうふうに考えていらっしゃるのか、要は全て民間にスタートから流すのか、それとも行政が少し携わるのか、その辺お伺いします。

○農林課長（極壇 浩君）

施設の運営ということでございます。まず、リンゴのジュース加工、こちらにつきましては今現在も民間というか、組合をつくってやっていますので、それが統合していくということで、そのまま組合としての動きということではなと思っています。

す。

新しく造る農産加工施設、こちらは今現在も農産加工友の会というところに運営というか、細かいところはお願いしているというところでございますので、それも引き継ぎながらいきたいと思います。ただ、実際、農産加工友の会、高齢化という問題がありまして、新しい人も入れていかなければいけないでしょうし、その準備に携わる方というのをまた募集して、そちらの組織ももう一度立て直すというような形で持っていきたいなということで今現在は考えてございます。

農産加工施設、こちらの運営ですが、今までも町が建てて使用料をいただいているという形ですので、それも引き続き同様の形で運営したいなというところで考えてございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

リンゴのほうは分かりました。串餅のほう、農産加工場のほうですけれども、串餅の加工だったり、そのほかに何か加工できるものだったりとか、もしくはリンゴのほうであれば、ジャムだったりとか、ドライフルーツだったり、瓶詰め、缶詰めとか、いろんな手法があると思うのです。この辺に関しては、やるという形にはならなかったのか、話合いになっているかと思うのですけれども、せっかくお金をかけてやるということなので、それに対して、今ジュースだけです、串餅だけですというところではなくて、それ以外のものに関しての話合いはどのように行われましたでしょうか。

#### ○農林課長（極壇 浩君）

確かに今現在、加工場、稼働しているのが、まず串餅作り、これは毎日のようにやっております。あとその他、実際に稼働しているというのは、40日ぐらい、みそ加工は40日、ジュースでも20日、あとは乾燥、エゴマとかの乾燥とか、乾燥機も使えますが、あれも10日も使っていないような状況でございます。今現在はジュース、果汁という形でいくと……果実ですね、果実でいくと、ジャムとか、ドライフルーツとか、そういうのもありますけれども、現在はそれを使っている人もいないと、作っていない状況です。やったとしても、多分1人、2人とか、そういうふうなことになるのかなという気はしております。ですので、話の中では、使わない機械は新しいところには要らないよという話が出てございます。主に使うもの、こちらを使いながら作っていくと。串餅については、それを見える化して、やっているところを見せて、産直の施設のほうで実際今度は焼く作業をして、売るといようなほうに持っていければいいのかなというところで話が出ていました。残念ながら、ジャムとか缶詰とか、そういうのはちょっと話題にはのっていないのが現状でございます。

#### ○11番（久慈 聡君）

基本的に、次の質問にもつながっていくところなのですが、せっかくお金かけるのであれば、現状維持を集約するというのではなくて、新しい事業に展開できることに對して考えて投資するものなのではないかなと私は思っています。

町長に最後聞きたいと思うのですけれども、このような形でお金をかけるのであって、今答弁では使用しない機械は要らないということで、それはそのとおりだと思います。ただ、新しい事業をやるということの考えの下に投資するという考えはおありでしたか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員からの質問は、事業が縮小していくように見える中で、それを本当に進める気があるのかということかなというふうに思って、それに対しての答えを述べたいと思いますが、この農産加工施設の場合、一番……産直また道の駅ともに一番の課題となっているのは、駐車場の拡大というところが売上げの増加に向けて大変大事なところでございます。そういった意味合いもありますので、加工施設を移転新築し、そして駐車場を広げていくという、そういう副次的な効果もある事業だというふうに考えて、現在もそれに向けて進めているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

質問がうまく伝わっていなかったし、論点がずれたのだけれども、駐車場が必要なのは分かります。私が言っているのは、今これに対して、現状維持として集約、施設を集約するだけでなく、そのほかに新しい事業として何かやっていかなければならないとか、そういうお考えがあるかどうかと聞いたのです。

○町長（松尾 和彦君）

ありがとうございます。理解いたしました。

ただいま課長のほうから答弁、説明をしたのは、農産加工施設を利用している方々の要望として、今その進める内容についてお話をしたものでございます。今後、新しい会員を増やしていく意味合いでも、必要な設備については検討をされるべきというふうには考えておりますが、まずはこういったものを重点的に商品化をしていくかというところが定まった時点で、機材の準備ということにつながるのだろーと思います。全くその予定もない中での新しい事業という形は、やはりちょっと説明できませんので、進むことはかなわないのかなというふうに考えています。

○11番（久慈 聡君）

新しい商品を定めてからということであれば、定めることを考えるよということで解釈しますので、お願いしたいと思います。

## 2. 自立できる三戸町になるためには

○11番（久慈 聡君）

次の質問に入ります。自立できる三戸町になるためには。

茨城県境町では、自治体が自分たちで稼ぐ、攻める地方自治体として、ふるさと納税を活用して、雇用の創出、地域の活性化や自立できる自治体を実現しているという今の現状があります。知っている方は知っているかと思いますが。

私たち三戸町では、地域商社がなくなった今、ふるさと納税の活用や、その他どのような取組を行い、地域の活性化につなげていくのかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、答弁申し上げます。

自立できる三戸町になるためには、どのような取組を行い、地域の活性化につなげていくかという問いでございます。ただいま久慈議員からご紹介いただきました茨城県境町は、生産量日本一を誇る干し芋のほか、常陸牛やウナギ、お米などの特産品が人気で、2022年度の寄附額は約60億円となっており、関東地方で6年連続1位、全

国でも16位にランクされております。魅力的な返礼品はもとより、730品目を超える特産品を数多くそろえることで、全国のファンから多くの寄附金を集めております。

町といたしましても、このような自治体の取組事例について情報収集や研究を重ね、地域振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、令和4年度の当町一般会計予算、歳入の74億円の内訳は、8割を地方交付税や国庫支出金等に依存しており、町税や繰入金、ふるさと納税寄附金等の自主財源は21.9%となっていることから、自立した自治体を目指すためには、この自主財源を十分に確保することができかが課題となるものと捉えております。

町では、第2期まち・ひと・しごと三戸町総合戦略において、安定した雇用と人の流れの創出や、結婚、出産、子育ての希望をかなえること、また誰もが笑顔で元気に暮らすまちの実現に向けて、数値目標や方向性を示しており、人口減少の克服に向けた取組を進めているところであります。

これらの施策の推進に当たりましては、ふるさと納税寄附金を貴重な財源として活用させていただいており、返礼品を提供してくださる農家等の事業者の皆様には、町の活性化の礎を支えていただいているところであります。

町といたしましては、寄附者からのさらなる応援をいただくため、三戸町商工業パワーアップ事業費補助金を交付し、町内事業者のふるさと納税返礼品や国史跡三戸城跡に関するお土産等の特産品開発の支援をしているほか、11ぴきのねこの活用による誘客の促進を目的とする事業に対しても補助金を交付しております。

また、町民の皆様が主役となって実施するまちづくり活動を支援するため、町民提案地域活性化事業費補助金を活用した地域の活性化に寄与する取組を実践していただいているところであります。

今後も、町の各種補助金制度の活用により、農家や事業者への支援を継続するとともに、返礼品の数量や品質を維持しながら、新たな返礼品の開発に取り組むことで、安定した寄附額の受入れが可能になるものと考えております。産業振興と町の活性化に資するため、他の自治体における事例等も参考とし、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

まず最初に、ふるさと納税の推移と今後の計画についてお伺いいたします。6年度の目標も含めてお願いします。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふるさと納税の推移ということで、過去5年間の寄附件数と寄附金額のほうを申し上げます。まず、令和元年度ですが、2万1,709件、2億6,422万円、前年度比150%。令和2年度、3万3,762件、3億9,301万8,010円、前年度比149%。令和3年度、2万800件ちょうど、2億5,644万7,000円、前年度比65%。令和4年度、2万4,504件、3億2,479万2,000円、前年度比127%。令和5年度、2万31件、2億8,278万8,985円、前年度比87%となっておりまして、令和5年度は、速報値ではありますが、県内で8位、町の部で南部町、鱈ヶ沢に次ぐ第3位となっております。

令和6年度につきましては、当町返礼品の主力であります農作物が平年並みの品質と収穫量を確保できるものと想定いたしまして、寄附件数を2万6,500件、寄附額3億5,000万円と見込んでおります。

失礼しました。先ほど速報値で県内8位、町の部第3位と言いましたが、町村の部3位、上位から3位ということで変わりございませんが、訂正いたします。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

平成30年度に前年度比62%アップ、1億7,000万、令和元年度では前年度比50%アップの2億6,000万、令和2年度では前年度比48.7%アップの3億9,000万、しかし令和3年度は前年度比35%ダウンの2億5,000万、令和4年度は令和2年度に届かず3億2,000万となっています。この数字をどのように捉えますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの議員のほうから、金額のアップダウンのほうをご説明いただきました。最近1年置きに3億円のラインを超える年と超えない年のほうを繰り返してございます。自然が相手でございますので、リンゴの収量、品質の影響がそのまま寄附件数の多寡につながっているものと考えております。リンゴに次ぐ第2、第3の柱というのが、特産品ができることが安定した寄附金を確保することになり、これが今後の課題だと捉えておりますが、今のところこれというものはございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

リンゴの生産がなかったよ、だからふるさと納税の金額が下がったというのであれば、しょうがないのかなというふうに思うのですが、令和3年度の目標金額と達成率は幾つか、もう一回伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

令和3年度の目標金額と達成率というご質問でございます。令和3年度は、主力のサンふじが、春先の霜の被害や夏場に雨が少なかったことで贈答用の規格が少なかつたため、募集件数を調整したことから、件数、寄附金額ともに、それぞれ前年度より3割程度減少しまして、件数が2万800件、寄附金額が2億5,644万7,000円となったものでございます。当初の予算で、見込んだ金額に対しての割合で達成率のほうを申し上げますと、82.7%となったものと考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

主軸が少なくなったからということも分かります。ただ、令和3年度の目標に関しても、もし問題なかったら目標値になっていると。それから、町長答弁では、ふるさと納税についての活用をどのようにやっていくかということに対して、増やしていきたいと、新しい返礼品をつくっていきたいと。だったら、目標値高くしなければならぬのではないのというのが私の意見なのですが、三戸町の主軸はリンゴで、農家の収入量によって上限が決まるというのであれば、これからの人口減少、少子高齢化、農産物の所得は少なくなります。農家の後継ぎ問題も未解決の状態です。耕作放棄地が増えていく、収入が減って、自治体の運営が厳しくなって、国の借金だけ増えていくと、その対策として個人税収が上がってと。解決できない悪循環になると思うのですが、町長にお聞きします。このようなことに危機感を感ぜませんか。

○町長（松尾 和彦君）

ふるさと納税のことにに関して答弁を申し上げれば、季節の変動によりまして農作物

の出来、不出来というのは当然今後も発生はすると思います。ふるさと納税の趣旨を考えますと、地域の……今回の久慈議員の質問の趣旨は、自立というところに主眼を置いているわけでありますけれども、ふるさと納税の趣旨ということで考えますと、地域を応援してくれるファンの方々に、その期待をできるだけ裏切らないということが非常に大事かというふうに思っております。三戸町のふるさと納税の仕組みは、直接農家の方々が梱包して出荷をするということで、間に手数料を取られることなく、100%、農家の方々にお金が入ります。これは、ほかのいろんな地域で、市場であったり、それ専門の業者が扱って仕事をしているのとは少し意味合いが違います。そういう意味でいくと、額面はこういう意味合いもありますが、内容的には大変農家の方々も喜んでいる内容になっているのだろうと、そのように考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

私の知っている農家の方は、全てすばらしいというふうな認識でいるとは私は思っていないくて、だったら全てふるさと納税に納品すればいいのではないのとなってしまうと思うのですけれども、私はそういう認識をしていません。

私が言っている自立というのは、ふるさと納税を増やすということではなくて、三戸町をどう変えるのかということなのです。それが私の言う自立なのです。

茨城県の境町のほうで町長が話ししているのと言うと、自治体が調査して、売れる商品を町が選定し、町が一丸となって生産し加工し販売するなどの逆転の発想であって、逆の6次化ということを実現しているところです。普通は、既にあるものを加工して6次化するということであると思うのですけれども、農家の方々の収入が増えるのであれば、人口減少して少子高齢化していても、農家の方が後継ぎ問題解決するのではないかなと私は思います。なぜ解決できないかという、それよりもネット販売をしている農家だっていらっしゃいますよね。その販売している方々は、ふるさと納税に出す金額よりも少ないだろうし、確保できない農家の方もいますし、やはり今現状、リンゴがあるからということだけで終わるのではなくて、今たばこが、葉たばこが作付やめたという形になったときに、では紅はるかを作付して、全部町で買い上げますからというような形で、町の取組をするということを実際に行っているのが境町なのです。これというのは、自治体が自ら運営するために、このふるさと納税を活用して、自治体のネームバリューを上げて、そういう仕組みづくりをしたというところに自立というところがあると思うのですけれども、その辺に関して、町長としてどのようなお考えがありますか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

境町の取組につきましては、ただいま久慈議員からもご紹介がありましており、全国の自治体の中でも大変ぬきんでた魅力の発信をされているところだというふうに思います。我々もそういった地域の取組を私たちの取組に生かせるように、私たちもまた研究をしていかなければならないというふうに考えてございます。

また、境町という、まず名前というよりも、私の最初の認識では、茨城県で随分干し芋が盛ん、またそれが大きな売上げになっているという話はさきに聞いております。三戸町でも、そういった売れる商品というものをこれまでの産品以外に開発し、また栽培できるような体制づくりは、今後も検討していかなければならない大事な課題と考えております。

#### ○11番（久慈 聡君）

一応訂正、イバラキケンのサカイマチです。今町長からお話ありましたけれども、三戸町も葉たばこやっていましたよね。やっていて、今もやっています。でも、少なくしてきたではないですか。それをどうしていくかという取組だったりというのに関して、橋本さんという町長なのですけれども、では自分たちで生き残るためにどうしていくかという形で取り組んでいった結果が10年間でこうなりましたと。今着目されていますけれども、一番最初の取組に関してはいろいろな問題もあったかと思います。ただ、その中で、それを実現化するために、町全体で自立していこうというところの考えがあって動いてきているはずですよ。それが先ほど話したみたいに、第1次産業として、私たちが一番重視していかなければならない農家の方々に対しての収入源の確保というのはなかなか難しいと。それがなくなってしまうと、今度ふるさと納税が少なくなりますよと。そうすると、町に入ってくるお金も少なくなってきました。このじり貧になっていく形の中でどうしていくのというふうな形のところから、私今回質問させてもらっているのですが。

ちょっと方向性を変えて質問を続けたいと思います。この茨城県境町の町長の橋本正裕さんが、ふるさと納税はモノクロのイメージがあるのだけれども、そうでなくて、ファンづくりだよというふうな形で話ししていました。お礼状だけでなく、どのように使って、どのような結果が出たのかまで送っているそうです。このような形で、三戸町は何も、今の現状の中、リンゴはそうかもしれませんが、11ぴきのねこだったりとか、やはり三戸町に特化したふるさと納税に関してのものがあるかと思います。それに対して、お礼状だけではなくて、寄附していただいたものに対して、どのように使って、どういう結果が出たかというものを個々に対して送ることによって、ファンづくりをしているというふうなお話があると思うのですが、町が、境町なのですから、同じような形でファンづくりというのはできるでしょうか、もしくはそういうことをやることはできるでしょうか。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

茨城県の境町で取り組んでいるファンづくり、三戸町でできるかというご質問かと思えます。

当町におきましても、返礼品へのお礼状の梱包に加え、寄附金の活用実績につきまして、申込サイトで町の使い道のほうをご紹介しておりまして、またインターネットを介さずに郵送、電話等でお申し込みいただいた方には、ネットのほうで御覧いただけないので、紙媒体でふるさと納税の実績と使い道のチラシのほうを郵送でお送りして、同様の取組のほうをしております。引き続き、新規の寄附者の獲得であるとか、リピーターの確保のほうには努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○11番（久慈 聡君）

サイトでの紹介も分かりますし、郵送も分かります。どのようなものを送っているのか分かるのだけれども、それでファンができるかという話なのです。ファンになってもらえるための仕組みづくりができるかということの答弁をお願いします。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

三戸町を選んで寄附していただいた方に対して、三戸町ではこのような使い方をしていますよというお知らせをすることというのは、まず1つ、境町でも取り組んでいることであります。それと同様に三戸町でも取組をしているものでございます。ファ

ンの方に対して、同じような取組のほうをしておるというところでございます。  
以上です。

○11番（久慈 聡君）

使い道に関して、今までも何回か、これはもっと分かりやすくしたほうがいいのではないかと話しているのではないですか。そうなのですけれども、このようなことに使って、このように活用していますよということが具体的に分かるような形でお知らせできればいいのではないかなと思うのですけれども、それがされているということですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

現在お知らせしているのは、何の事業に幾ら金額使いましたとか、そういう細かいところまでご紹介しておりません。ただし、ご紹介しているものというのは、例えば11ぴきのねこのまちづくりにご寄附いただいた方へというところでは、どのような取組をしているかというので、例えばおおきなさかなの石像ができましたとか、あほうどりの石像ができましたとか、あと三戸高校の魅力化として取り組んでいる、こういうようなのに取り組んでいますよというふうなご紹介をしているものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。もうちょっと、広報もそうですけれども、広報活動というのですか、ファンができるような形の仕組みづくりの中で、こういう紹介するというのもやられているのであればよろしいのですけれども、もう少し、やったということもそうですけれども、寄附していただいたおかげでこういうことができるようになりました、こういうことがなっています、こういうことができました、それによってこういう付加価値ができていますだったりとか、そういった感謝の言葉と言うとあれかもしれないですけれども、感謝の言葉は書いてあるかと思うのですけれども、またここに寄附してあげようというふうに思えるような仕組みづくりの中で出していればなというふうに思います。それは任せします。

ふるさと納税の取組として今答弁いただいた内容について、まだちょっと詳しく聞きたいなと思っていました。あまり時間ないのですが。町民が提案するまちづくりの補助金だったりとか、国史跡の産品、お土産かな、こういうふうに答弁したと思いますけれども、町民提案型というのであれば、今現在の町は何も変わらないのではないかなと。何が言いたいかというと、町民提案型であれば、町民が提案してこなかったら何も変わらないと、極端に言うのです。繰り返しになるのですが、人口減少していて、少子高齢化して、農産物の所得は多くなると言ったけれども、私はそう思っていないので、所得は少なくなっていると思います。農家の後継ぎ問題も、今現在解決できているかということも、なかなか難しく、企業化しようというので農林課のほうでも努力している状況の中で、まだ1件しかないと。そして、耕作放棄地は確実に増えているという状況の中で、第1次産業として私たちの主軸になるこの農業に対しての試み、考え方、もう少し考えていかなければならないのではないかなと思っています。税収が減っていった中、自治体運営が厳しくなるという、私はそう思っています。その中で、地域商社がなくなった今現在、三戸の立て直しに向けて、政策に関してですね、この立て直しをするための施策、政策に関して、ふるさと納税

の返礼品を起爆剤として、町で何かを取り組むということをもっと真剣に考えていくべきではないのかなと。それができるのはもうこの数年しかないのではないかなと私は思うのですけれども、それについてどのようなお考えがありますか、町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

今回自立できる三戸という、そのテーマに沿って久慈議員からるご質問をいただいております。地域商社がなくなったそのことを、違う意味合いでもっと三戸町が飛躍する取組をしっかりとやっていくべきであると、そういうことだと思っております。もちろん地域商社の取組だけではなくて、サテライトオフィスであったり、企業誘致であったり、様々な部分で町役場として取り組んできているところもございます。今後そういった様々な事業がしっかりと実を結び、そして三戸町に幾つかの企業が進出、あるいは畑を借りて農家に新規就農し、所得を上げていく、そういった好循環をとにかくつくっていく必要があるものだというふうに考えておりまして、その点につきましてはこれまでも努力をしておりますが、今後もさらに取り組んでいかなければならないと改めて考えているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

みんな努力しているのです。町長だけではなくて、職員も、私たちも、どうやって町をよくするかということを考えているから、ここに立っているわけです。この現状の中で、どうやって仕組みづくりをしていくかというところの話合いの中で、今回私は自立についてテーマを挙げています。その中で、ふるさと納税を起爆剤にしていこうという話になるのであれば、ふるさと納税の上限決まっています、3億なら3億しか決まっています、それ以上はならないよというのだったら、何も変わらないではないですか。ふるさと納税、では10億にしましょうという例えば町長からが提案があって、その10億にするためにあと7億どこから稼ぐのだと、そのためのものをどこで作るのだといったら、うち三戸町は農家しかないではないですか、農家をお願いしていくしかないのです。私はそう思っているのです。たばこがなくなってきている中で、ではどうやってやるのですか。地域に対して町民提案型でやってもらうとお願いすると、来るのを待っているだけだったら何も変わらない。だったら、もっと違う形の角度で考えたものを提案するというような、逆の6次化というのは非常にいい言葉だなと思うのですけれども、そういった部分を考えていくべきなのではないかなと私はそのように思っています。

ちょっと個人的な意見もありますけれども、町長に最後に聞きます。今まで私はまちづくりのために、農商工業、それに林業も含めて多角的に、私の中では多くの提案を含めて質問してきました。人口減少、そして少子高齢化、この対策です。私のあまり好きな言葉ではないのですけれども、現実、少子高齢化、人口減少は現状で、今後も進んできます。今のままだと町の力が薄れていく、そして将来に不安があると私は思っています。だからこそ、何回もこの場に立って訴え続けてきています。しかし、我がふるさとの三戸町が運営できなくなってくる日は近いというふうに思います。だからこそ、根底から覆すような考えだったりとか、新たな発想だったり、多くの意見や行動が必要になると思います。だからこそ、町のトップとして、この町の運営を、将来を見詰めて、この町を奮い立たせるような立案を期待したいというところで今回質問しています。私は、三戸町の基幹産業である農業が衰退し続ければ、三戸町の運営は厳しくなって、町全体が衰退していくというふうに思っています。基幹産業を守

っていくためには、新たな希望を考えてもらって、そして町の運営がよくなるようにしていかなければならない、私はそう思っています。このような気持ちがあるのか、なければ調査立案することをするのか。中途半端に検討しますよとか、そういうのは要らない。やるかやらないかでもいいから答えてもらえますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

今の人口減少、また自治体消滅、様々な報道等がございます。そういう中で、三戸町が今後も活力を持ち、住民が主体の本当に輝いた町でいくためには、これまでの町として取り組んできた取組、そしてまたそれにさらに花を咲かせていくことが大変重要だと思っております。

今回、久慈議員からふるさと納税の部分について、大変大きな力添えのあるご発言をいただきました。三戸町のその産物の中で一番人気があって、取れているのは、果樹の関係が中心とはなりますが、それ以外のものについても農林課を通して、あるいは農家の方々といろんな産物に取り組んでございます。実際に返礼品として出せるようなところまで上がってくれば、いろんなものを三戸町としてどんどん前に出して、今後もさらなる発展、発展というのはふるさと納税の前進に向けて、努力をしていかなければならない、頑張っていかなければならないというふうに考えてございます。

いずれにしても、人口減少の中では、今のこの環境の中では、これまでどおりの考え方と取組では、議員がおっしゃるように、まだまだ役不足になるのだろうと、違うエネルギーもまた必要になるのだろうと、そういうふうな思いは私も一緒でございます。今後もさらなる改革に取り組んで、頑張っていく所存でございますので、どうか議員からも様々なご指摘、またご支援、よろしくお願い申し上げます。

○11番（久慈 聡君）

何かうまくごまかされたような答弁だったのだけれども。でも、やらなければ駄目だと思います、今の状況の中で。こんな質問されて、いや、どうするかなではなくて、やるよと、やるということを考えていただいて、3月の一般質問でも質問しましたけれども、観光協会の委託業者のところでも人員不足だ、高齢化だと、事業を維持するのが難しいよと。その事業の目的のために改善をテーマにした改革を実施して、対策していかないと先見えないと考えているということだと思えるのですけれども、全て同じで、小さい事業も大きい事業も町は同じだと思っています。やっぱり三戸町の運営も同じで、町全体で人員不足や高齢化によって、三戸町という事業を維持するのが難しくなってくるのが見えているではないですか。運営基盤をつくるのが一番最初だと思います。だからこそ、今回境町の件を話しさせてもらいましたけれども、町長自ら研修に行くなど行動してもらえればなというふうにも思いますし、全ていいとは思いません。ただ、成功している事例の中で、市ではなく町であること、それからたばこをやめて、今芋を作ったというか、作ってこうやりましたということだったりとか、いろんな苦境の中で新しいアイデアを持って考えているところだと思っています。なので、一度行って、研修するなり、何かそういうふうなことができるかどうか考えていただけますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

様々な場面で、先進地域また先進事例については、町としてもしっかり検証していきたいと、また視察も行っていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

来年の目標はふるさと納税10億ですというようなことが掲げられるようになってもらいたいなというふうに思っています。できる限り、そういった事例があるので行っていただきたいと思いますし、そして職員の皆さんとの交流も深めていただければなと思います。

私は、三戸町に住んでよかったとか、住みたいと、そうやって思っただけのような町になればなと常々思っていますし、そのための経営方針はしっかり立ててもらって、その方向性で実務を行う執行部の皆さんが考えて立案していただければと思っています。どうか私たちと一緒に考えて、実行していただきますようお願いいたします。また、町長におかれましては、町の担い手として、今回までの質問などを含めて前向きに考えて取り組んでいただきたいというふうに再度お願いして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

---

（午後 3時19分）

休 憩

（午後 3時29分）

---

<1番 五十嵐 淳議員>

1. 町民向けデジタル情報発信の取り組みについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、五十嵐淳議員。

○1番（五十嵐 淳君）

これから私のほうから一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

本題に入る前に、私が議員になりましてもう間もなく3か月たつのですが、その間県内外の市町村をちょっと回らせていただいて、情報交換等させていただきました。もちろん議員になって一番大事なのは町民の皆さんとの対話、ここから課題を拾ったり、目的を明確にして、それに向かってどうするかということを考えるのは当然だと思っているのですが、やはり他地域との比較だったり、他地域と連携できるようなことで、地域が、三戸町がよりよくなるというようなことを考えるということも大事なのかなと思って、そういった目的の中、情報交換させていただいております。

その中でやはり話題となるのは、私が議員になったということで、いろいろな職員の方から言われたのは、役場にとって一般質問に対する対応というのは非常に負荷がかかることであり、そこをしっかりと意識して、認識して、しっかりと準備して一般質問に立ってほしいという言葉いただいたのです。その中で私なりに考えて、前回も意

識していたことであるのですけれども、本日、また今後、ちょっと意識していきたいなと思っている考えを述べさせていただきたいと思います。大きく3点あります。

1点目、まず今回も、前回もそうだったのですけれども、事前に質問する内容とともに、通告書とともに共通の、一緒に見ることができるような資料というのも共有させていただきました。やはり目線が違うということはいいと思うのですけれども、同じものを見ないまま違う目線で話してしまうと、かみ合うものもかみ合わないということがあるのかなと。例えば、景色で例えるのもあれですけれども、名久井岳、三戸町側から見る名久井岳と南部町側から見る名久井岳、見た目が違いますので、やはり共通の場所でないと、そういったものを見て話すということは難しいのかなと。そういった考えもありまして、事前に資料を提出させていただきました。全てその資料を基にということではないのですけれども、対話の中で、議論の中で、共通の資料を基に共感する箇所だったり、乖離する箇所というのがあるのかどうかというものを確認したいと思っております。

2点目、こちらも前回の一般質問でも挙げさせていただきましたが、取り組む内容、町が取り組もうと思っている内容、取り組んでいる内容、そういったものが、私たち町民のみがメリットを享受するものではなく、介在する町の職員の業務負担軽減につながっているのかどうかというところを意識してお聞きしたいと思っております。

3点目が、今回の一般質問、議論というものを通じて、私が欲しいのは町側の結論ではありません。あくまでも考え方、方向性ですね、こういったものが一致、不一致問わず、そういった認識を、考え方、方向性の認識を持ちたいというところを意識して一般質問に当たりたいと思っております。そして、こういった内容をただその場の思いつきで質問するのではなく、事前にしっかり調べた上で、方向性などを最終的に議事に残したい、議事など記録に残したい、そういったところで立たせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

第516回、前回の定例会において私が一般質問しました町のDXの取組の中で、町長が答弁された、主に町民向けの情報発信手段として活用されているライン、こちら、総務省だったり、SNSマーケティングに強い大手企業などの調査から、ほかのSNSに比べて、全年代で利用者数、利用率が高く、老若男女問わず広く利用されているということが明らかになっています。また、携帯キャリア系の研究機関の調査では、シニア層の利用者数、利用率が6年前に比べ約2.7倍増という結果も出ています。

このことから、町の課題解決などに有効だと思われるデジタル活用推進についての一つであるラインは、ICTに苦手意識を持つシニア層も包含できる手段として積極的に活用すべきと考え、以下3点ご質問いたします。

1つ目、県内他自治体の公式ライン登録者数と比較して、町の登録者数をどのように評価しているのか。

2点目、町公式ラインの登録者数を増やすために、これまでの取組、課題、今後の対応について。

3点目、各種手続などの住民向けサービスなど、情報発信以外における町公式ラインの活用についての検討。

こちら3点お伺いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、五十嵐淳議員の質問にご答弁申し上げます。

五十嵐議員からは、町民向けデジタル情報発信の取組について、3点のご質問でご

ざいます。

初めに、1点目の県内の他自治体の公式ライン登録者数と比較した町の評価についてであります。令和6年5月末時点における当町の公式ライン登録者数は707人で、人口に対する登録割合は7.9%となっております。この割合は、県内で8番目に多いものとなっていることから、利用者目線で町内外に広く情報をお届けすることができているものと捉えております。

次に、2点目のラインの登録者数を増やす取組や課題、今後の対応についてであります。町ではラインやX、インスタグラムなどを含めた友だち登録やフォローの案内を、町ホームページや広報さんのへ、町観光エンジョイアプリを通じ行っているところではありますが、登録者は年間100人程度の増加にとどまっており、情報発信によるメリットを十分に伝え切れていないことが課題と捉えております。

今回、シニア層に情報が届きやすいSNSとしてのラインの活用拡大というご質問の趣旨を踏まえ、提供する情報の内容や、他SNSとの役割の見直しなどを通じて、より一層ラインの活用がなされるよう周知に取り組んでまいります。

次に、3点目の各種手続の住民サービスなど、情報発信以外の町公式ラインの活用についてであります。町では現在、主に広報的な情報や回覧などの情報を提供しているところでもあります。これら情報提供の内容につきましても、2点目で答弁を申し上げましたとおり、提供する情報の整理、見直しを行い、ラインの機能を活用するとともに、他自治体の事例などを研究し、よりよい情報発信ができますよう取り組んでまいりたいと考えております。

## ○1番（五十嵐 淳君）

ご答弁いただいた内容で順番にご質問させていただきます。

まず、1点目の県内他自治体の公式ライン登録者数と比較して、町の登録者数をどのように評価しているかということで、町長のほうからは、県内で言う全体で8番目で、評価の上ではいいというふうな所感を持たれているというふうにお答えいただいているのですけれども、こちら、確かに町長のおっしゃるとおり、私が調べたところ県内で18市町村、公式ラインを運用しているのですけれども、その中では登録者割合で言う8番目なのではあるけれども、ただこれ、全体の6位以上というのは登録者割合が10割を超えていて、先ほど町長がおっしゃられたとおり、三戸町は8番目ではあるのですけれども、7.9%ということで、いわゆる10人に1人以下の登録者割合であるということで、上位6番に比べると、まだまだ登録者数というのは少ないほうになるのではないかなというふうに思っております。

かつ、こちら上位、一番登録者割合の多い五所川原市だったり、むつ市というのは、人口も5万人以上という規模なので、そこを抜いたとしても、人口帯が1万人を切る自治体で言うと、3番目、東通、4番目、六ヶ所というところでは、登録者数が六ヶ所が18%以上、東通だと25%以上の登録者割合がありまして、同じ人口1万人以下の規模で見ると6自治体中5番目ということで、情報が命といいますか、小規模自治体はやはり情報をどれだけ多くの住民に行き渡らせるかというところの観点から考えると、まだまだ少ない部類に入るのではないかなというふうに思っております。

あとは、もう一点、総務省、事前にこちら共々させていただいた総務省のデータとしましては、スマートフォンの利用率というのが全年代でほぼ100%になっております。こちらは、背景としては、いわゆるガラケーと呼ばれるフューチャーフォン、こちらがau、ソフトバンクはもう既に3G回線が使えなくなっている、使えなくなっていると。ドコモに関しましても、2026年3月末に3G回線が終わるというこ

とで、フューチャーフォンが使えなくなるということで、これはもう高齢者だからスマートフォンを使う、使わないではなく、全世代が使わざるを得ない状況になっている、さらにここの議場内にいる皆さん全員が恐らくラインというものを使ったことがある、もしくは知っているというような認知度と変わらず、全世代が93%、ラインを使っているというような調査結果も出ているのです。

その中で、改めて問わせていただきますが、県内の公式ラインとして8位となっているのですけれども、改めて今の現時点での登録者割合というのをどのようにしていきたいかというところをお聞きしたいです。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま五十嵐議員から各統計データ等を出していただき、私もそれを今つぶさに聞いておりました。私からの答弁には、登録割合7.9%で、県内で8番目なので、それなりの評価はできるのかなということでご答弁させていただいておりますが、実際にラインを使っている私の感覚からすると、多くの方がラインの利用をされているのだらうということから考えたときの今度割り返した7.9%というのは、これはかなり低い数字とも言えるのではないかと考えております。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

ラインというものの全体的な認知度を考えると、私自身もそう思うのですけれども、まだまだ公式ラインの利用率というのは少ないものなのかなとちょっと感じております。

三戸町というのは、私の肌感も含めて、あとは実際の統計データも含めて言うと、X、旧ツイッターですね、ですとか、あとはインスタグラム、いわゆる主に町外の方向けの情報発信にしましては、全国でも上位のほうに入る登録者数だったり、そういった評価を受けているというニュースも、データも実際ありますので、そういったところは非常に強いのかなという所感はあるのですけれども、まだまだ町内向けの情報発信というのは、もっと力を入れてもいいのかなというふうに思っております。

私ももちろん町の公式ライン登録しているのですけれども、実際町のほうで情報発信されている内容というのは、いわゆる回覧板に入ってくる紙データが回覧板ベースで発信されていて、しかも時間帯も夕方の時間帯ということで、働いている世代も含めて、見やすい時間帯に効果的に発信されているように感じています。かつ回覧板は1つの情報を1枚1枚、固定したものをまた次に渡さなければいけないので、どうしても情報漏れ、あとは忘れてしまうということがあるのですけれども、ラインであれば、ずっと残るものとして非常に活用、メリットというのはあるのかなと思っています。

その中で、ちょっと2つ目の質問で、町公式ラインの登録者を増やすために、これまでの取組、課題、今後の対応についてというところで挙げさせてもらったのですが、先ほどこちら町長から、まだまだ年間100人程度の登録者増ということで、課題に感じているというところで、いろいろ、いわゆるアプリだったり、私も見受けていますけれども、アプリだったり、広報だったり、そういったところで登録の促しというのはされているというのは分かっているのですけれども、まだまだ、そもそも知ってもらう機会をつくるというところが足りないのかなというふうに感じていまして、今後知ってもらう機会をつくるために、何か考えられていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

アプリ、ラインのほうを広く知ってもらう機会、何か手だてはあるかと、今後考えているものはあるかということでございます。これまでどおり広報と、あとはイベントでチラシ等を配布する際には、友だち登録のほうを促すというところで、新しいところというのは特段考えてはございませんが、引き続きこれまでの広報、イベントのチラシというものを考えております。

以上です。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

そうしますと、ちょっと私のほうから2点ご提案させていただきたいところがあるのですが、まず知ってもらう機会をつくるためには、やはり訴求材料が必要なのかなと思っておりまして、その中で、先ほどちょっと申し上げた同じ人口帯で、住民の登録者率が高いであろう自治体のラインのほうを見させていただいたところ、いわゆるリッチメニューと言われる、公式ラインについているメニューですね、メニューというものがついていてのです。三戸町は、三戸町だけではなく、登録者率が10%を切っている人口帯のところの公式ラインというのは、大体メニューがない、リッチメニューがないというものが分かりました。そういったところで、そのメニューをつけることで、例えば町のほうで分かりづらい、住民側が情報を取りづらい内容がそのメニューで取れるですとか、あとは町のほうで使っているアプリ、さんあ〜るとか、こちらは今私のほうでちょっと触れさせてもらったので、登録者数というのは聞くつもりはないのですが、恐らくそんなにいないのではないかなと思っていて、そういったばらばらになっている町のアプリだったり、情報発信手段みたいなものを統一するというようなところでも、メニューというのはいいいのかなと思っております。これちょっと次の質問の部分にもかかってくるのですが、例えば六ヶ所村とか大鰐町のリッチメニュー、いわゆるメニューのほうを見てみると、防犯対策の箇所だったり、先ほどもさんあ〜で申し上げたようなごみだったり、あとは午前中に山田議員のほうからも話があった、いわゆる住民票だったり、そういった電子申請、こういったものができるようなメニューがあって、例えば働いている世代がなかなか役所に行けない、役場に行けないという中で、行かなくても完結できるようなメニューがあったりすると登録者数も増えて、そこから情報発信というものができるのではないかなというふうに思っているのですが、このメニュー化、リッチメニューというところのお考えというのはどう、なければなくてもいいのですが、そういったことというのはどういうお考えなのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ラインの加入率向上のために、リッチメニューと言われる、通常ラインであれば縦に流れる、時系列で流れるような情報しか載らないのですが、それとはまた別のメニューを出して、行政の手続をやるというようなイメージだと思います。こちらのほうについては、現在の町のラインは無料版ということで、機能があまり豊富ではない、最低限のものとなっております。ちょっと確認しましたら、リッチメニューのほうで無料版でもできる、数の制限はありますけれども、できるようなのがあるということだそうです。これは、必要な情報、例えば気象情報であるとか、あと緊急的なもの等に使えるのかなということでちょっと考えておりまして、こちらのほうについては担当課のほうとちょっと協議して、可能性あるものかどうかということで、調査してい

こうかなということ考えております。

### ○1番（五十嵐 淳君）

先ほどご回答いただきましたように、リッチメニューのほう、いわゆるAPIと言われるような、有料版のほかのアプリケーションと連携するような使い方というところ以外にも、無料版で使えるようなやり方もありまして、例えば先ほどもちょっと申し上げた六ヶ所村で言うと、病院の健診予約、防災ガイド、広報、コミュニケーションテレビ、町のウェブの連携というところでは、後半の広報、コミュニケーションテレビ、町公式ウェブの連携というのは無料版でもできるような内容でありますので、こういったところで一つ、地域住民が、特に働き世代、日中なかなか役場に行くことができない世代向けに使いやすいようなメニューがあると、少しは増えるのかなというところで、ぜひお考えいただきたいと思っております。

ご提案の2点目になるのですが、今度はいわゆる高齢世帯、シニア層の世帯でも使う人が増える可能性があるのかなというところでは、スマートフォンの利活用講座とか、ラインなどの利活用講座なんかを行うのが一つ有効なのかなと思いました。実際八戸市とか十和田市なんかで、シニア向けだったり、視聴覚障害者向けのスマートフォン、ラインなどの活用講座を受託しているワラビノーツにヒアリングさせていただいたところ、実際大柰、八戸だったり、十和田市以外でも、そもそも自治体でスマートフォンの利活用講座というのを始めたのは被災地だったそうなのです、いわゆる東日本大震災で。そのときに、情報を受け取れた人は津波の被害から逃れて生き残ることができたが、そういった情報を得られなかったがために犠牲になってしまったという方がいたというきっかけがあって始めた、自治体がそういった情報を得るための講座を始めたという話を聞きました。これは、防災の観点から非常に大事だと思いますし、そもそも情報に左右されて、人の命が左右されるというのはあってはならないことだと思いますので、こういった観点からも、ラインの登録者を増やすという施策からちょっと飛躍してしまうのですが、大事だなというふうに思っ、ヒアリングをさせてもらいました。

例えば行政がスマートフォンの活用方法だったり、ラインのような活用方法というものを講座としてやることでどんな効果が得られるのかということを考えたときに、ラインのようなアプリ以外でも、例えば懐中電灯代わりにライトをすぐにスマートフォンで使えるということで、まずは防災のほうにも役立つこともできますし、あとは孫世代だったり、離れた友達だったり、もちろん地域のなかなか会えない友達とのコミュニケーション手段の活用方法というところで、いわゆる独居老人の対策とか、そういったところにも役に立つと思いますし、あとは受託している、やり方の一つとして聞いて面白いなと思ったのは、友だち登録、ラインの友だち登録だけではなくて、解除だったり、ブロックというような、いわゆるセキュリティー対策ですね、昨今ラインの利用者、SNSの利用者、年代が上がってきたところ、高齢世帯、シニア層でも利用者が増えているというところから、いわゆるアカウントの乗っ取りという被害、犯罪も増えてきているのですけれども、そういった対策にもつながるというところで、様々な効果がある中で、ちょっと話をすみません、戻しますと、八戸市で大体1回当たり8名程度、大体今まで5年間で40回程度、延べ300人以上が参加して、そういったメリットを享受した上で、最終的には八戸市の公式ラインに登録してもらうというところをまずはゴールとしているそうです。その結果、八戸市は人口が多いために登録者割合としては5.5%なのでは、登録者数としては1万1,935名です。登録者数順位にしてしまうと、八戸市は2位のむつ市、1位の五所川原市に次いで3番目

に多いのです。かつ八戸市というのは若い世代も多いものですから、SNSも、フェイスブックだったり、インスタグラムだったり、そういったライン以外のSNSも情報発信を活用していて、恐らく分散していると思うのです。これはちょっと、私もそこまで調べ切っていないので、あくまでも推論になるのですが、そういったところで言うと、かなりのシニア層がそういった機会を得てライン登録をして、町の情報を享受していると思います。そのような考えに行き着きました。やはり全ての生活者が平等に正しい情報を享受できるということが非常に大事だと、そのワラビノーツの方もおっしゃっていたのですけれども、まさにそのとおりだなと思っておりまして、こういった様々なメリットがある観点からも、スマートフォンの利活用ですとか、講座みたいなのをシニア層向けにやるというのはいかなものかなと思ってお伺いします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

ただいま五十嵐議員のほうから、今の携帯電話からスマートフォンに世の中の道具といいますか、電話が変わっていった流れから、そしてまたシニア向けのラインの勉強会というか、講座ですね、そういった取組についてお話をいただきました。大変関心深くお聞きをしておりました。

当地域は、そういう意味でいきますと、デジタルに親しむというところがなかなか遅れている、そういう地域でもあると思っております。特にある程度の年齢から高齢者のほうになってくると、やはり苦手意識があったり、そういったものもこれまでもありました。パソコンの講習であるとか、そういった部分については、一時期役場、町でも企画をし、当面の間やってきた経緯はあるというふうに記憶しております。ただ、今度はその道具をただ単に使うだけではなくて、自分で情報を取ったり、友達をつくったり、連絡をしたりということで、その利用の仕方、生活の充実の部分については、本当に一人一人を取り残さない、という意味合いもあって、その取組はこれから大事になってくるのだろうというふうに思っております。

当初予算の中では、今回手当てはその部分はしてきておりませんが、ぜひしっかりとこれ、他の自治体の状況も調査をしながら、町としても取り組んでいきたいなと、そういうふうに考えたところでございます。

#### ○1番（五十嵐 淳君）

では、3点目の質問入らせていただきます。各種手続などの住民向けサービス等、情報発信以外における町公式ラインの活用についてということで、先ほど総務課長からもメニューの無料版というものの活用検討みたいなお話もいただいていたのですけれども、私も何か町に有益な活用情報などないかなということで調べさせていただいたところ、町というか、町のレベルで言うところ、市の公式ラインですと予算の規模とかも全く違うので、あまり参考にならないのかなと思ったのですけれども、全国の町村のライン活用、実績をちょっと見させてもらったところ、例えば広報紙に関するアンケート調査だったり、道路の損傷の通報、あとは不法投棄の通報ということで、これ例えば電話だったり、直接見に行く時間帯のタイムロスだったり、アンケートに関しましても、登録者数が多ければ、いち早く町の住民といいますか、住民の声を聞くという手段として、職員の負担軽減になりながら、町の課題解決につながっていく手段としていいなと思ったので、こういったところもすごくいいなと思ったのですけれども、ちょっと目についたところで言うと、3点ちょっと挙げさせていただきます。

すと、富山県の朝日町というところでは、交通サービスの利用予約というものをライン上からできるようになっております。これ三戸町に当てはめると、現在のデマンド交通というのは、よく聞く声は、知っている人はよく活用しているけれども、なかなかまだ認知が行き届いていないということで、まだ使われていないのではないかなという声なんかも、町の人からそういう声も上がってきているのですけれども、こういったデマンド交通の予約サービスということでラインの活用というのもいいのかなと思いましたし、直近で言うと宮下知事が将来的に青森県内でライドシェアを進めるということも、ちょっと興味を持っているような報道なんかもあったのですけれども、もしライドシェアというものが当たり前になったときに、デマンド交通で予約、活用というのがスムーズになっていけば、ライドシェアのほうもスムーズに活用が進んでいくのではないかなということで、こういった活用方法があると。

あとは、沖縄県の町の与那原町というところの事例なのですけれども、町立小中学校、幼稚園の欠席連絡ということで、大体小学校、中学校の欠席なんかも、三戸町はちょっと私存じ上げないのですけれども、ライングループで先生と父兄が欠席だったり、何か緊急時の連絡だったり、お知らせのやり取りをしているというのは聞いていますし、実際私も関わったことあるのですけれども、これというのはやはり進級したり、学校が替わったり、小学校から中学校に上がりましたというふうになると、グループが全部つくり直しになったりということで、登録が遅れたりとか、なかなか手間がかかってしまう。それを1つの仕組みで全部一括して、町にいる限りは1つのツールでやり取りができるということで、町の職員同様、小中学校の教師なんかも、保育園の先生なんかも、業務、非常に負荷かかっていると思いますので、そういったところの欠席連絡なんかも役に立つということで、一つラインの利活用というのはいいのかなというふうに考えております。

そういった中で、町としても予算の話もありますので、先ほどもお話ありましたように、なかなかすぐにこうしよう、こうしたい、こうしてみたいということは難しいとは思いますが、利活用について、登録者数が増えるということも考えながら、どのようにお考えになっているのかをちょっとお聞きしたいです。

#### ○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

今三戸町のラインのところにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、無料版という中で、機能も制限した中で使っていると。しかし、無料版でもできる、そういったところもあるようでありますし、また有料版になると、では実際にどれぐらいの金額がかかるのか、もちろんラインの規模等にもよるというお話もございますが、ちょっとそういったものを一旦整理をして、今いろいろお話があったことのほかにも、例えば子供が塾に行った場合の、ちゃんと塾に到着したという、そういう連絡の取り合いであるとか、いろんな部分に活用は可能なのだというふうに思っております。以前は、マイナンバーを使って何かできないかとか、そういったこともありましたが、マイナンバーのほうはやはりそれを使うに当たっての手續、また準備というのには相当時間がかかります。そういったことを考えると、このラインというものをさらに有効に活用していくということは、今後の町、三戸町に住む上で、また情報提供していく上で、町と町民の間をできるだけシームレスにしていく、つながりをよくしていくという意味で、非常に大事なところであるなというふうに感想を持ったところです。

○議長（竹原 義人君）

五十嵐議員に申し上げます。質問事項を簡潔にお願いいたします。

○1番（五十嵐 淳君）

すみません。ありがとうございました。質問、簡潔にということだったのですが、これで私のほうの質問は終わりになるのですが、最後にちょっと要望としてお伝えさせてもらおうと、ポイントとしては2つありまして、1つはラインというもの、これは全世代で利用率が高いということで、かつ女性の利用率が男性よりも高いということで、町の情報、地域の情報を一番欲するだろう女性の層に非常に当たりやすいということで、これは利用する価値があるのかなというところを考えております。あと、総務省の参考資料によると70代でも非常に利用率が高いということで、シニア層も非常に利用しやすいツールであることから、町としてもぜひ活用してほしいというところであります。

かつ、2点目になるのですが、これも冒頭で申し上げたように、私たち町民だけがメリット享受ではなくて、これをうまく活用することで町の職員の皆さんも非常に業務軽減になると思っておりますので、予算ということがあるのは分かっているのですが、利用率を考えると費用対効果も非常に見えやすいものになるのかなと思いますので、ぜひこちらの活用というものを検討いただくというようなことを考えてもらいたいなということで、最後、こちら一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

< 8番 藤原 文雄議員 >

## 1. 公共施設の現状と将来の見通しについて

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

8番、藤原議員。

○8番（藤原 文雄君）

それでは、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。本日5人目の質問ということで、皆さんお疲れのことと思いますので、質問についてはできるだけ簡潔にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の私の質問事項は1項目でございます。公共施設の現状と将来の見通しについて。本町の公共施設、特に建築系公共施設について、全体の約半数が大規模改修の目安とされる築30年を超えているなど、老朽化が進んでおり、町では必要に応じて改修や耐震化等を実施していますが、町の将来を前向きに考えるならば、施設更新の可能性についても議論をすべきとの思いから、以下について伺います。

- 1、住民交流文化系施設の現状と課題。
  - 2、社会教育系施設の現状と課題。
  - 3、将来必要と思われる施設建設の見通しについて。
- 以上3点についてお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、藤原文雄議員の公共施設の現状と将来の見通しについてご答弁申し上げます。

町では、公共施設の老朽化の状況や今後の人口、財政状況等について把握、分析を行い、公共施設等の現状と課題を整理することを目的として、平成29年3月に三戸町公共施設等総合管理計画を策定し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を取りまとめたしました。

また、総合管理計画に基づく施設ごとの具体的な取組方針を定める三戸町公共施設個別計画を令和3年3月に策定し、さらには国の指針が改定になったことを踏まえ、令和4年3月には町の総合管理計画の改定を実施したところであります。

それでは、ご質問のありました3点についてご答弁申し上げます。

1点目の住民交流文化系施設の現状と課題についてであります。三戸町公共施設等総合管理計画では、アップルドームや祥鷹閣、各地区の集会施設など17施設が対象となっているところであります。このうち、木造建築物で大規模改修の目安とされる築30年を経過した建物は13施設となっており、鉄筋コンクリート造などの建築物で、同じく大規模改修の目安とされる40年を経過した建物は1施設となっております。

同時期に建築されたものが多く、これまで町では必要な箇所の修繕を随時実施し、建物の長寿命化を図り、維持管理に努めてきたところでありますが、今後大規模修繕や建て替え等を想定した場合、財政面での課題のほか、人口減少を踏まえた町全体として適正な公共施設の配置について、さらなる検討が必要になってくるものと捉えているところであります。

次に、2点目の社会教育系施設の現状と課題についてであります。総合管理計画では、中央公民館、ジョイワーク、町立図書館、版画工房、歴史民俗資料館、温故館、郷土館等を社会教育施設と位置づけており、それぞれについて今後の方針を示しております。これら施設の現状と課題については、多くの施設が1960年代から70年代に建設されたものであり、建物が老朽化している現状などから、補修、修理が大規模となるケースが課題となっております。

今後につきましては、維持管理の基本方針にもあるとおり、将来の人口予測や財政状況、地域の実情を考慮して数量の適正化を図り、活用頻度が高い施設は維持保全しながら継続使用しつつ、社会教育活動の拠点となる施設の在り方等を検討し、計画的な整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、維持保全に当たっては、老朽箇所の把握と安全性の確保を行い、規模の大小にかかわらず、建築物の長期にわたる基本的な機能、性能を維持し、利用者が安全に使用できるよう改修、修繕も計画的に実施してまいります。

3点目の将来必要と思われる施設建設の見通しについてであります。現在町では、川守田字沖中地区に町営住宅の建設を予定しているところであります。そのほか、今後必要とされる施設の整備につきましては、住民ニーズへの適切な対応、人口減少を見据えた施設の整備、更新、維持管理費用を考慮した複合施設等の検討、民間活力を活用したコスト縮減など、三戸町公共施設等総合管理計画の基本方針にのっとり取り組んでいかなければならないものと認識しているところであります。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま3点について答弁をしていただきました。

まず、今回の私の質問は、1番、住民交流文化施設の現状ということで17施設、2番目は8施設、全体の公共施設、建築系だけで九十七、八ありますので、とてもでは

ないけれども、絞り切れないということで、今回この2つに絞りました。それでも全体の約25%の建物ということで、絞りづらいのですが、できるだけ分かりやすく絞って質問をします。

まず、17施設の住民交流文化施設の中で、いわゆる集会所ということで載っている施設が4施設あります。具体的には、松原、箸木山、久保、斗内上部落、これが町の行政財産となっている施設でございますが、先ほど町長のお話の中にありました三戸町公共施設等総合管理計画の中で、具体的な方針が載っていないということで、改めてこの部分の施設4つについて、どのような課題を感じて、今後どういうふうにしていくかについて伺います。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの町内の集会所施設4か所につきまして、課題と今後の見通しはどうかということでございます。

まず、松原集会所につきましては、築年数が、これは51年たっております。箸木山集会所については、これは69年、久保集会所については35年、上部落集会所については47年ということで、かなりの年数が経過しているところでございます。それぞれ集会所については、その集落ないし町内会の皆様がお使いになっているということでございます。様々、維持、修繕等については、その地区の方であるとか、あと町内会であるとかの方からご意見いただいて、役場のほうで必要な修繕をしているということでございます。

課題ということなのですが、やはり古いということが挙げられるのだと思います。建て替えするのか、いつまで維持をしていくのかというところがまずは課題なのかなと思っております。

今後ということにつきましては、まず建て替えをするものなのか、あとは修理をするとしても何年くらいの計画があるのかというところを、現状を見ながら考えていかなければいけないのかなと思っております。次はやはり財源ということになるのだと思います。例えば箸木山集会所、久保集会所は町営住宅の中にございまして、当時どういう財源で建てたのかというのはちょっと存じませんが、同じ住宅の中で建てるということにもなります。町営住宅、今後町のほうで整備をする関係もございします。そうなった場合に、必要となるのか、それとも取り壊してもいいのかということもございします。そういうところは地区の方にお伺いしながら、どうするかというところも検討していきたいと思います。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

集会所4施設の状況について説明をしていただきました。私がまず初めに施設等総合管理計画の中に記載されている今後の方向性ということで、その他の17施設あるうちの、いわゆる何々会館であるとか、何々センターとついた建物もあって、それらについては今後の方向性ということで、かなり詳しく方向性が記されているということで、どれもこれも新しい建物というのはなくて、30年を超えたものが多いということで、かなり町側の計画を見ても難しい。それでも前向きな内容になっていたのですが、三戸町全体の町が管理、所有している集会所を抜かして、会館であったり、町内会で全部見ている会館もあったり、集落で個別に集会所を持っているというようなところもあるので、この4施設に関して考えていくというのは町としてもなかなか難しいところだと思うのですが、やはり町の地域の集落の維持であったり、持続可能な地域と

いうことを考えた場合に、集会施設等はすごく大事なものだと考えていますので、先ほど改修も含めて考えるということでお聞きをしましたので、前向きな考えだということでした。

先ほどの会館、センターと呼ばれる施設、これらについても30年超えているもの、近いもの等あって、鉄筋コンクリートでの施設も2施設あって、そのうちの1つが40年を超えているということなので、これについて目安としては、大改修の目安が30年ということなのですが、実際やられていないということで、基準そのものが合理的なのかというのを町で、そもそも合理的な判断基準なのかということと、大改修の目安になるのは経過年数なのか状況なのか、どういった判断でその方向性を決めるのかについて伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど40年を超えた鉄筋コンクリート造の建物ということでございます。これは、農村環境改善センターのことでよろしいですか。

（何事か言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

例えばということでございます。こちらのほうが43年経過しているところであります。計画からの捉え方、大改修をいつするのかどうかということでございますが、一般的にというか、計画とはまた別なのですが、一般的に日本建築学会というところが出しております建築物の耐久計画に関する考え方というものがございます。こちらのほうで耐用年数の考え方ということで、木造であれば50年、木造以外のRC造といいますが、こちらのほうが80年程度の使用に耐えられる建物ということで設定をされているところであります。見えた部分というのは早急に直していくのは当然のことと思います。維持修繕、保全という考え方で、例えば最大80年程度はもつだろうという、その学会の基準がございまして、駄目になってから直して短い余生を過ごすのか、それとも早いうちに事前に予防保全というか、そういう考え方でやるのかについては、特に定めているところではございませんけれども、こちらにも優先順位とか、あと財政とか、様々な要素がありますので、そちらのほうを考えながら進めていく必要があるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

大改修その他、判断基準ということで質問をしましたけれども、何せこの17施設、簡単に言って古いものがあるって、50年以上たったもの、1950年代に建った木造のものもあったりということで、それについては今後町で町営住宅建設もあるということで、それに向けて現在の町営住宅の存続だったりのことで対処していくということだろうと思いますが、その他についても、総務課長おっしゃったように、判断というのがすごく難しいことになってくると思います、古ければ古いほど。町では、どの施設も安全性を考慮し、必要に応じた維持管理を行っていくと、これは最低条件として当然なことなのですが、大改修なのか、建物を更新するのかという判断の前に、例えば柱4本あって、1本腐っていれば、まだ大丈夫なのかという判断はできるのかなと思いますが、2本目が腐る前にやっぱり修理はしなければならないというのは、それぐらいのスピード感で、修繕に関しても、維持管理についても、きちんとその辺はやってい

ただきたいなと思います。具体的な場所等については、今ここでは申し上げませんが、後で担当課と相談したりということになろうかと思いますが、それでも地域住民の方々の話を聞いても、なかなかやられないよねというようなことも聞いたりしていますので、そういったところはなるべく維持管理についても、できるだけ早めにお願ひしたいと思います。

②の社会教育系施設の現状と課題について再質問させていただきますが、これについて8施設あるということで、これまでも一般質問等で、私の質問で、これについてはいろいろと質問をしてきましたので、今回は中央公民館について、1点について再質問をさせていただきます。

中央公民館の今後について、これも築56年ぐらいたっている大変古い建物になっていて、当然維持管理等の修理は何回かはやってきた記憶があります。その中で、中央公民館は体育館、スポーツ施設が併設されているという状態があつて、前に誰かの一般質問の際に、体育館については80年といったような耐用年数というか、使っていくのだという、先ほどもコンクリートの建物については80年ということがありましたので、これ一体として考えるのか、そうではなくて、体育館とは別に切り離して、将来は考えていくこともありなのかというところの判断を今できるかできないか、ちょっとお聞きします。

#### ○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

中央公民館の件でございます。中央公民館は、昭和43年の建築ということで、55年経過しております。かなり老朽化はしているというところで、併設している町民体育館のところを、そこを今後ばらして考えるのか、それとも単独で考えるのかといったようなご質問なのかなというふうに思います。

これについて、町長答弁で申し上げましたとおり、今後やっぱり町全体の公共施設をどう持っていくのかというところを検討する必要があると思っております。例えば集約化、図書館とか様々な施設ありますけれども、そちらを集約化するのか、あるいは今後の人口減少の中で廃止する施設としていくのか、そういった検討が必要なものであると思いますので、ここで一概に公民館と町民体育館を別々に外して考える方向だといったことは言えないということで、今後の検討になるものと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（藤原 文雄君）

まだ全然決まっていない段階で、今後建物の集約等も考えながら、人口減少になっていくという中での公共施設の建て方ということで考えていかなければならないので、単純に今現在併設されているものを切り離して考えるのかということとはできないということ、それについては今の状況では仕方がないのかなと思うのですが、三戸中央公民館の今後の方向性ということで計画の中に記されているのは、社会教育の拠点として文化ホール等を備えた新たな施設の建て替えも検討する必要があるということで、方向性のところには計画として載っているの、私のイメージとしてはすごく大事に考えているのかなと。今どれも大事なのですが、社会教育の部分の町民に大事な施設ということで捉えれば、できるだけそういう多彩な考え方で建て替えなり新築を考えてもらえるのかなということで、ちょっと期待をして質問をしました。何せ55年という年数を聞くと、やはり大改修、これまでも改修を何回かしているのは分かるのですが、現実問題として、例えばあと20年、体育館もそうなのですが、使うとなると、まだ改修は必ず必要になってくるし、できるだけ頑張るということになれば、使用す

る場合、使用しづらい施設になれば、やはり使用の頻度も当然下がってくる。そんなことでは、やはり町民の教育を考える上ではちょっと違うのではないかなと思うので、先ほどの住民交流文化施設と同じく、これでもできるだけ早い時期に判断するような取組をしていただきたいと考えております。

3つ目の質問についての再質問をさせていただきます。将来必要と思われる施設建設の見通しについてということで、差し当たって令和8年度からたしか町営住宅の建設が始まる。それに加えて、今日の久慈議員の質問にもあった、農産物加工場の更新の事業が令和7年から、8年には計画が出来上がってスタートするであろうというようなこともあったのですが、そういった中で1つ質問をさせていただきます。

令和5年12月定例会で、久慈議員が馬場のぼる記念館について質問をしていましたが、これについて町長の答弁として、絵本の出版社と相談し、検討体制を整えるという答弁がございましたが、その後どうなったかについて伺います。

---

## 会議時間の延長

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

---

○議長（竹原 義人君）

審議を続行します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

令和5年12月定例会と令和6年3月定例会の一般質問においてご答弁申し上げましたとおり、記念館事業に関しましては、これまで絵本とお話の町づくりや、11ぴきのねこのまちづくり等の関連する事業に関わってくださった皆様の思いを聞きながら、これは出版社も含めてでございますけれども、足並みをそろえて一緒に進めていくことが特に重要であると考えております。そのため、本年7月に設置する予定の11ぴきのねこふるさと会議委員の皆様のご意見を伺う必要がありますので、今後の会議の進め方が重要になると考えております。

○8番（藤原 文雄君）

馬場のぼる記念館の検討体制について、7月にそういう体制で始めるということは、まだ何も決まっていないということで。そもそも馬場のぼる記念館の構想を町長の口

から聞いたのが令和5年4月28日の議員全員協議会だったと思います。5年後が馬場のぼる生誕100周年になるため、馬場のぼる記念館の建設をこれから進めていきたいという発言がありました。あれからもう1年たって、5年ではなくて、あと4年もないわけで、間に合うのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

生誕に合わせて建設またオープンできるということは、それは非常に意味のあることだなということで、そこをまず目途にというお話をさせていただきました。しかし、現在出版社、そしてまたもっとこれからの11ぴきのねこの活用であったり、その記念館の内容であったり、いろいろなことを詰めていかなければなりませんので、ちょっと期日というところについては現在まだ確定的なものはあってはいません。まずは、委員の皆様のご意見を伺いながら、出版社のほうともきちんと調整をし、きちんと馬場家との合意形成を進めて、後になってもよかったと言ってもらえるような、そういう施設を目指していきたいと考えております。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今委員の件で町長のほうからもありましたので、私から補足をさせていただきたいと思います。

現在11ぴきのねこふるさと会議の委員11名のうち、4名の一般公募のほうを行っております。この後一般の枠で応募を受けまして、その選定を行って、7月あたりに委員の委嘱を行いまして、会議を行ってまいりたいというふうに考えております。委員は、全員で11名という予定でございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町長から答弁をいただいて、建設については本気なのかなという感触は受けました。正直な話、唐突にお話が全協であったという記憶があって、そのところを第一に今日確認をしたかったということと、生誕100周年にはそんなにこだわらない、まず目途ということで考えているということで受け取ってよろしいですか。それを受けた上でもう一度質問しますが、今後予定している公共施設、先ほど2つほどありました、町営住宅、農産加工場、これはもう2年後には具体的に始まるといったことで、それに加えて旧ハローワーク、今回町で購入をする計画で予算も取ったはずなので、これについても、これは建て替えではないにしろ、この事業もあまり時間を置いて考えるわけにはいかないのだと思います。町の所有する土地があるにもかかわらず、旧ハローワークの跡地を購入したわけなので、やはりそれについてもあまり時間をかけないで、きちんとした計画を立てて実行していかなければならないといった中で、さらには町長の思いである馬場のぼる記念館、これも目途からすればあと4年あるかないか、今7月からそれも計画をするということで、全体の財政の問題等についてなのは、私はちょっと分からないので今質問しますが、公共施設等総合管理計画の目的の最初に、「更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること」ということで書いてありますが、この平準化ということについて、私は理解しているつもりだったのですが、今回あまりにも、これから建設だったり、予定するものが4つあるということなので、ここの部分、平準化の意味と、果たしてこの4つを今から4年以内に実現で

きるか、そういった見通しについて、町長のお考えをお聞きます。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

まず、農産施設なり、あるいはこれから計画されている建設の部分につきましては、議員からご指摘がありましたとおり、町とすると町財政のことを考えますので、一挙に建設をし、そしてまた維持、補修ということも当然長いスパンの中では出てきますので、できるだけ同じ年度とかに重ならないような工夫、あるいは起債の関係でも十分なそういった配慮をしながら、1か所に、あるいは単年度に極端な財政負担が生じないようにという配慮は当然していかなければなりません。いろいろ計画をつくっていく中でも、最終的にはその部分を大事にしていかなければ、将来の三戸町の財政というのが厳しくなりますので、その平準化というところも、単なる建物の建設だけでなく、財源的なところ、財政的なところの平準化というものも併せて考えていかなければならないというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

建物の管理とかといったところの部分だけの平準化ではなくて、財政全般についても平準化を考えながら今後進めていかなければならないという考えは町長にはあるということなので、今の時点で財政の部分、もう少し詳しく担当課からその辺の事情について説明できるのであれば伺いたいと思います。お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

馬場のぼる記念館を含めて、今後の施設の建設とか、財源の捉え方をどうなのかということだと思います。

まず、財源につきましては、想定されるものとしたしましては三戸町公共施設整備基金がございます。こちらのほうを財源とするか、これ以外であれば交付金であるとか、あと補助金等々で活用できるものがあるかということについて検討する必要があるものと思われま。

今後大型の施設等の予定があるという答弁になっておりますけれども、馬場のぼる記念館については現在のところ確定したものではないということの捉えだと思っております。時期が何年になるかということについては、生誕100年ではないということの答弁でございましたので、まず財源等々併せまして、いつになるものかというのは今後の検討ということになると思います。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

財政の今後の考え方、こういったものがあるかについて説明をしていただきました。やっぱり議会の側からも様々な提案があって、町営住宅だったり、加工場であったり、ハローワークだったりというのは議会でも話合いがあって、要望等が出たという部分であったり、やはり公共施設は非常に大事だと考えています。三戸町は、歴史が長いのですが、実はその地区、地区で人口を考えた場合に根拠となるのが、公共施設が建ったおかげでそこが一時的に増えましたとかというのも短期間で考えるとあったりする。そういったのを三戸町は考えながら、今後も公共施設の管理、長寿命化ということの取組は大変重要だと思いますし、人口減少に合わせた取組もしっかりやっていると、先ほど聞いた財源のこともそうですが、そのところも大変難しい、難しい

中でもしっかりとした具体的な方向性を出してもらって、現在の地域の維持のために必要な提案を前向きに、町としてきちんとしたタイミングで、きちんとした提案をしていただけるようお願いをしたいと、そのところを強く訴えまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。最後に、町長、何かありましたらお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

藤原議員にご答弁申し上げます。

大変財源、財源というか、町の財政というものが硬直化をするということは、様々なソフト事業にも影響が出てまいります。そういう観点で、これまでも財政運営等を行ってまいりましたが、今後様々な事業、そしてまた建設というものが実際に動き出していく際には、しっかりと県、そして国、そちらのほうからの交付金であったり、また有効な活用策というものもしっかりと導いて、町のために役立てるように気をつけていきたいというふうに考えております。

○8番（藤原 文雄君）

町長のお考えを聞きましたので、以上で私の質問を終わります。

---

**散 会**

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

**午後4時59分 散会**

---

## 第4日目 令和6年6月7日（金）

---

### ○議事日程

#### 第1 一般質問

- |         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 栗谷川柳子議員 | 1. 熱中症予防対策の見直し                          |
| 松尾 道郎議員 | 1. 中心街の活性化について                          |
| 千葉 有子議員 | 1. 投票率向上対策について<br>2. 町職員の持続可能な体制づくりについて |
| 佐々木和志議員 | 1. 城山公園の食害対策について<br>2. スマート農業の取り組みについて  |

第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町町税条例の一部を改正する条例について)

第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

第5 議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第6 議案第36号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第37号 令和6年度三戸町一般会計補正予算（第1号）

第8 議案第38号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

第9 議案第39号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

第10 常任委員会の所管事務調査の報告について

- ・総務文教常任委員会
- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

第11 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第12 議員派遣の件

第13 諸般の報告

- 1. 議長の報告

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（13人）

- |    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| 1番 | 五十嵐 | 淳  | 君   |
| 2番 | 松尾  | 道郎 | 君   |
| 3番 | 柳   | 雫  | 圭太君 |
| 4番 | 小笠原 | 君  | 男君  |
| 5番 | 和田  |    | 誠君  |

|     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 6番  | 山田  | 将之 | 君 |
| 7番  | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番  | 藤原  | 文雄 | 君 |
| 10番 | 千葉  | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈  | 聡  | 君 |
| 12番 | 澤田  | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原  | 義人 | 君 |

---

○欠席議員（１人）

9番 番屋 博 光 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

|       |                      |        |
|-------|----------------------|--------|
| 説明員   | 三戸町長                 | 松尾和彦君  |
| 委任説明員 | 副町長                  | 馬場浩治君  |
|       | 参事（住民福祉課長事務取扱）       | 貝守世光君  |
|       | 参事（総務課長事務取扱）         | 武士沢忠正君 |
|       | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱）    | 沼澤修二君  |
|       | 健康推進課長               | 太田明雄君  |
|       | 会計管理者（会計課長）          | 井畑淳一君  |
|       | 農林課長                 | 極檀浩君   |
|       | 建設課長                 | 齋藤優君   |
|       | まちづくり推進課長            | 中村正君   |
|       | 税務課長                 | 下村太平君  |
|       | 三戸中央病院事務次長           | 松崎達雄君  |
|       | 総務課財政指導監             | 多賀昭宏君  |
|       | まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 | 北村哲也君  |
|       | 総務課防災危機管理室長          | 馬場幸治君  |

○農業委員会事務局

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 説明員   | 会長   | 梅田晃君 |
| 委任説明員 | 事務局長 | 極檀浩君 |

○教育委員会事務局

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 説明員   | 教育長    | 慶長隆光君 |
| 委任説明員 | 事務局長   | 櫻井学君  |
|       | 史跡対策室長 | 金子祐之君 |

---

○職務のために出席した事務局職員

|                |       |
|----------------|-------|
| 参事（議会事務局長事務取扱） | 馬場均君  |
| 総括主幹           | 櫻井優子君 |

---

## 午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 一般質問

＜7番 栗谷川 柳子議員＞

#### 1. 熱中症予防対策の見直し

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

7番、栗谷川議員。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従い一般質問いたします。

気象庁は、5月21日、6月から8月の3か月予報を発表し、今夏も高温が予想されているので、十分な熱中症対策を講じてほしいと呼びかけています。

昨夏、三戸町では、9月時点での熱中症の疑いの救急搬送者数は19名、前年の約2倍、うち半数を超える10名が65歳以上の高齢者でした。

三戸町では、もちろん熱中症予防対策として、冷房設備のある公共施設、クーリングシェルの開放や、熱中症予防のための啓発、注意喚起を図っていることは十分承知していますが、青森県で最も暑い三戸町は、より万全に熱中症から町民の命と健康を守るための模範となるような対策を講じることを期待し、見直した点と今夏の対策について、以下の3点を伺います。

1、三戸町高齢者世帯エアコン購入費補助金について。

2、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について。これは、気候変動適応法の改正により熱中症特別警戒アラートが発表された際、市町村長は公民館や図書館等の冷房施設を有するなどの要件を満たす施設をクーリングシェルターとして指定できるとされました。できるだけ多くのクーリングシェルターを多くの地区に開設すべきと思うが、当町の公共施設の現状について伺います。

3、周知方法についてです。昨年も町ではせっかくクーリングシェルターを用意していましたが、昨夏は知らなかったという声が多かったという印象でした。町内回覧、町のホームページ、広報さんのへ、フェイスブックの防災さんのへで周知を図った、予定していたSNSによる周知はできなかったとのことでしたが、今夏はどのような計画でしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。栗谷川議員の質問にお答えを申し上げます。

熱中症予防対策の見直しについて、3点のご質問でございます。

初めに、1点目の三戸町高齢者世帯エアコン購入費補助金についてであります。補助金は経済的な理由により自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購

入及び設置に要する費用を補助することにより、夏季における高齢者の熱中症予防に寄与することを目的として、今年度新たに実施するものであります。

補助金の概要であります。対象者はエアコンが設置されていない、または既設のエアコンが故障により使用できない住宅に居住する65歳以上の高齢者のみの町民税非課税世帯としております。

また、補助金額は5万円を上限として、エアコンの購入、設置経費から1,000円未満を切り捨てた額とし、1世帯当たり1台限りとしております。

補助金の周知につきましては、町内回覧や町ホームページへの掲載のほか、生き生き教室や通いの場、健康教室など、高齢者が多く集まる機会を利用し、広く周知に努めているところであります。

また、高齢者に対しては、身近な方からの声かけが効果的であるため、日頃から訪問や見守り、声かけを行っている民生委員やほのぼの交流協力員とも連携し、一層の周知を図るとともに、熱中症予防の注意喚起と熱中症に関する正しい知識の普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のクーリングシェルターについてであります。改正後の気候変動適応法では、市町村長が地域においてクーリングシェルターを指定できる制度を設け、同法において新たに創設された熱中症特別警戒情報が発表された場合は、当該クーリングシェルターを開放する義務づけがなされました。

町では、令和5年度に設置した役場、ふくじゅそう、町立図書館の3か所の涼みどころに加え、本年度は対象とする町有施設の拡大や、町内事業者及び商店へ呼びかけ、クーリングシェルターとして指定することができないかなど検討しているところであります。

次に、3点目の指定したクーリングシェルターの周知方法についてであります。町ホームページ、広報さんのへ、町内回覧、ほっとスルメール、青森放送のdボタン広報、SNSを活用するとともに、公共施設や町内商業施設などへのポスター掲示を行うことで周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

## 〇7番（栗谷川 柳子君）

三戸町高齢者世帯エアコン購入費補助金については、これまで2度ほど一般質問で求めましたことが事業化され、ありがたく思います。また、先日の全員協議会の際に、対象となり得る世帯の方へのきめ細やかな周知と、手続等寄り添ったサポートをお願いしておりましたが、これについても民生委員ですとか、ほのぼの交流協力員の方からの声かけ等もしていただけるということで、万全ということで安心いたしました。せっかくの事業ですので、多くの方、多くの方というか、対象の方に利用していただいて、安全にこの夏を過ごしていただければと思います。

そして、クーリングシェルターについてですが、今回、既に回覧のほうで、熱中症を予防しようという回覧が回っておりまして、早くの対応に感謝します。ただ、クーリングシェルターの施設が役場と、ふくじゅそうと図書館の3か所ということは、令和5年の夏と変わらないのですが、対象の施設の拡大がされなかった理由というのをお聞かせいただきたい。というのは、第512回のご答弁では、こちらのほうから町の中心部だけではなくて、地域の避難所に指定されている施設への設置を求めています。ご答弁では令和6年度に対象施設の拡大ができないか検討を進めてまいります。すとか、猿辺支所、斗川支所、大舌、杉沢などの避難所施設で、財源を何とか見つけて、やれるものがあればと、検討中との答弁をいただいております。そうしたところ、今回も3か所ということの理由をお聞かせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

今回の回覧については、熱中症を予防しましょうということで回覧をさせていただいております。クーリングシェルター、涼みどころというところの表現でございますが、クーリングシェルターは今年度から特別警戒情報が出た場合に施設を開放するというところの組立てでございます、クーリングシェルターについては法律に基づいて行うものは今年度が初めてということになります。今回お知らせいたしましたのは、涼みどころというところでの捉え方で考えていただければと思います。このようなことから、前年度指定をいたしました3か所ということで回覧のほうには記載をさせていただいたところであります。

クーリングシェルター、今年度から法に基づく取組をするというところについては、現在施設の拡大について、対象となる施設というところを今まとめております。公共施設も含めることができないかというところで、二、三の候補は今考えております。このほかに、民間の商業施設でも、例えばこの前発表がありました郵便局であるとか、あと大きい商業施設であるとか、というところについては別の回覧をいたしまして、募集をしようということで考えております。ある程度期間が必要であろうということで、大体今月中に回覧をして、応募いただきまして、その上で条件、どういうスペースの確保が必要なのか、何人くらい入れるのかというところの施設の情報等々をお伺いして、それぞれまとめた上で別に回覧をしようかなということで考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

クーリングシェルターにしろ、涼みどころにしろ、前回お話しされていた猿辺支所、斗川支所、大舌、杉沢などの避難所施設へのエアコンの設置ということに関しては、何かしら進展がありそうでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

猿辺支所、斗川支所等についてでございますが、まず斗川支所については、エアコンを設置している和室がございまして、そこの活用ができないかということで、活用の方向でこれは考えております。

あと、猿辺支所については、和室のほうにまだエアコンを設置しておりません。今年度猿辺支所を対応するとすれば、事務室はエアコンあります。こういったところで、今ちょっと狭いのですが、そういう対応ができないかというところで、現在検討をしております。

このほか、杉沢ふるさと会館ですとか大舌交流センターについては、エアコンが現在設置されておりません。設置を含めて検討中ということでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これについては、第512回で質問した内容であって、そのときに検討中との答弁をいただいたものですが、ずっと検討を続けていらっしゃるということですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど答弁申し上げましたが、現在エアコンがついていない施設については設置をする予定で今進めております。ただ、財源のほうは、補助金等活用できそうなのをご

ございますので、今年申請の相談をさせていただいて、来年度からの設置になるのかなということで考えております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

これから財源のほうの確保をして、来年度からという計画とのことですが、財源について、広報さんのへの6月号に、ふるさと納税の寄附者が応援している寄附金の使い道というのが6月号に紹介されていまして。この中に、「高齢者等の福祉充実（5.6%）【支え合い 安心して暮らせる「健幸」のまち さんのへ】」を目指し、高齢者支援の充実を図ります」とあります。そして、「いただいた寄附金は、寄附者の想いに添い、大切にに使わせていただきます」とあります。

そこで、質問ですが、一旦基金に積み立てられるのは承知しておりますが、高齢者等も集う場であり、集うことの意味深さ、大切さというのはもちろんお分かりのことだと思いますが、このために寄附者の想いに添ってというのであれば、この避難所施設になっている施設にエアコンを設置する財源にはなり得ないのでしょうか。寄附者の想いに添ってということであれば、私は可能性あるのかなというふうに思います。夏場のいきいき百歳体操ですとか、集いの場としても使われていると思います。寄附者の方も、実際にこうして高齢者も含む地域の人が集う場であり、いざというときの避難所にエアコンが設置されたなら、寄附したかいがあったなと、役に立てたなと喜んでご納得いただけるのではないのでしょうか。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、集会施設、大舌交流センターとか、ふるさと会館でございます。先ほど検討をすると、エアコンのほうの設置については検討すると、来年度になりますという答弁をさせていただきました。こちらのほう、クーリングシェルターとして開放する場合については、特別警報が発令された際、高齢者以外の方、一般の方も入ることを想定しなければなりません。その場合、会館のほうは常時鍵が閉まっております。鍵を開けた際、不特定多数の方が入るということも想定しなければならないので、その辺については町内会ですとか、その地区の方へ、立入りについて相談をしなければならないのかなと思っております。

こういったことも踏まえまして、ふるさと納税での財源が活用できないかということでございます。ふるさと納税の寄附をいただく際、何に対して寄附をいただくかというメニューがございます。その中で、活用できそうなメニューとすれば、高齢者等の福祉の充実ということが挙げられるかと思います。この辺の解釈につきまして、クーリングシェルターでやる場合は不特定多数の方が入る想定というところと、あと高齢者の福祉充実につながるかということについては、解釈が様々あろうかなと思っております。この辺については、地域の方ですとか、あと担当課はまちづくり推進課になりますが、と協議が必要なものかなと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

質問に対してちょっと無理のある答弁だったのかなというふうに感じますが、とにかく解釈というところで、柔軟に解釈をして検討していただきたいというふうに思います。

次に、分かりやすく過ごしやすい涼みどころ、クーリングシェルターという点で質

問します。昨夏は、町がせっかく施設を開放していたにもかかわらず、施設に行っても、どこでどう過ごせばいいのか分からなかった、分かりづらかったとか、いづらかったという声も多くありました。前回参考までに、むつ市が8月から9月いっぱいまで期間限定のクーリングシアターを開設して、図書館所蔵の映画DVDを上映していたことを例に、そこまでとは言わなくても、三戸町でもリラックスして長時間過ごせる環境を用意してもらえたなら、住民の方は行きやすく、利用しやすい、身を守るための行動を取れるのではというお話をしました。10分、20分、ちょっとベンチに座って休むということではなく、日中ゆっくりと、本当に避難所ですので、避難所のような感じで設置していただけないかという提案をいたしました。このことについては何かご検討いただけたのでしょうか。前回答弁では、「過ごしやすいクーリングシェルターについて、利用する側の視点で考えれば当然のことだと思いますので、今後に向けて検討してまいりたい」という答弁をいただいております。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま栗谷川議員からご質問のありました涼みどころ、クーリングシェルの環境整備ということにつきましてですが、昨年、涼みどころとして役場庁舎の1階、図書館、ふくじゅそうを指定しております。それは、これまでもご説明をしておりますのでございます。また、役場庁舎においては、職員事務スペースと間仕切りにより区分けもしておりますが、ふくじゅそう1階ロビーの一角と地下フロアをこれもまた指定をして、そして図書館はまず音の関係がありますので、ここは一般室としております。今年においては、できるだけ気兼ねなく利用できるように、場所によってテレビ、あるいは映写機といいますか、そういったものも設置可能な場所は対応を検討していきたいというふうに考えております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

映写機等の設置というのも考えてはいらっしゃるということで、承知しました。

公民館の2階の書庫のところを先日見たときに、三戸町の歴史のような古い、芸能発表会のときのVHSのビデオですとか、そういったものもありました。以前の歴史講座のときに、昭和の頃の三戸町の皆さんの写真とかを振り返り等々したときに、すごく昔の昭和の頃の懐かしい写真とかを見て、皆さん大変喜んで、盛り上がっておりましたので、そういった公民館等、図書館等で保存されている昔の三戸町の記録というのを流してもいいのかなと思ったので、前回そういった質問をいたしました。柔軟に検討を続けていただきたいというふうに思います。

そして、周知方法についてですが、何度も申し上げますが、せっかく昨年もクーリングシェルターとか涼みどころを用意していたのですが、知らなかったという声が多かったのが印象的でした。せっかくですので、今回も町内回覧、町のホームページ、広報さんのへ、そしてSNSを活用しますということで先ほどご答弁いただきましたが、SNSによる周知というのは、前回の答弁では、エックスについては主に県外の方を対象にしているとか、文字に制限があるので云々という答弁をいただきましたが、その点について今回からは、エックスとかインスタのほうでも町内の方向けに、そういった危機管理的に情報発信をしていただけるということにしたということですのでよろしいのですか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

先ほど私の答弁の中にも、SNSという形で広報しますということでお話を申し上げましたが、SNSの中でもエックス、そしてインスタ等のものにつきましては、やはり町外の方々、つまり例えば沖縄のほうとか、そういったところともつながってしまう部分がございます。これはやはり町内での活用という部分でありますので、まずラインがメインになると考えております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

確かに沖縄の方とか県外、遠くの方もフォローしていると思いますが、これは去年の広報さんのへでも、三戸町はしっかりと、熱中症は最悪の場合には死に至る疾患ですと、それだけ重要な事項だというふうに捉えております。今後は真摯に対応していきたいという答弁ではなかったでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員がお話しになったとおり、そのように重大な事項と考えてございます。しかし、SNSの利用につきましては、効果と範囲ということも考えるべきだというふうに考えておりまして、その辺のところを熟考した結果、ラインということになっております。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

前回も、ありとあらゆる方法を使って住民の命と健康を守るのだということでお話をいただいております。エックスに関しては、確かに県外の方も多いと思いますが、町内の方も多いです。沖縄の方が見るのでとか、つながってしまうのでということでしたが、これまでのエックスですとかインスタを見れば、町内で比較的小さなイベントに関しても投稿していたと思うのですが、そういったこともあって、とにかく町内の方もたくさん見ていると思うので、そういった方々が、インスタ、エックスとなれば若い方が多いと思うのですが、そういった方々が熱中症対策の案内等々の投稿を見て、自分のおじいちゃん、おばあちゃんに、三戸町、涼みどころを用意しているみたいだから乗せていくとか、そういったことで周知が図られていくのだと思います。県外の方が多からとか、文字数に制限があるとか使い分けをし、情報を届けたい対象をきちんと区切っているからとか、そういうことではなくて、その中に住民の命を守るための情報発信があっても誰も特に、沖縄の方とかほかの県の方がそれに対して問題視するということはないように思うのですが、情報発信、命を守るための情報発信として検討していただけないでしょうか。そこまでかたくなに、ライン以外のインスタですとかエックスをこの情報周知のためには使いませんという何か強い理由があるのでしょうか。

#### ○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員にお答えを申し上げます。

ほかのSNSのほうをやらない理由という、明確なというものは、もちろんこれはございません。ただ、町が提供をしている情報というのはラインを通じて出しているというところで、ほかの情報との交錯を避けるという意味合いがございます。

また、県外におられる三戸町在住の方のご家族ということであれば、それこそ日本全国、今三戸町だけが特段暑いというわけではなくて、沖縄も三戸町も同じように暑くなります。ですので、自分事のこととして捉えて、そういう場合はご連絡もあるの

だろうというふうに想像をしているところでございます。

また、町内の高齢者の方につきましては、先ほど申し上げましたように、議員からもよくやっているということでお褒めをいただきましたけれども、ほのぼの交流協力員や民生委員、またそういった高齢者の身近な方の声がけ、そしてポスター等も準備をして、一時的な形で直接情報が伝わるように考えているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

エックス、インスタでこのことを発信しない理由というのが特にないということであれば、特にやらない理由はないということであれば、やっても構わないのではないですか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

---

（午前10時32分）

休 憩

（午前10時33分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。  
町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

議員から再三のご要望がございました。町といたしましては、特別警戒アラート、気温が35度を超える、そういった際には……暑さ指数が35を超える場合には、様々なSNSを通じての拡散というものも検討してまいりたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

柔軟に検討していただきたいと思います。

前回に続いて、防災行政無線の活用についてです。これについても、令和3年9月の一般質問の際にも、この周知方法について……すみません。クーリングシェルターですとか涼みどころの開設場所の案内方法について、隣町を例に防災行政無線を利用したアナウンスについてお話ししておりまして、その際には「利用してもいいのかな」というところでは考えております」と答弁を頂戴しておりましたが、令和4年、5年と開催場所の案内の放送はなく、再度、512回のときの答弁では、今度は「令和6年に向けて検討していきたい」との答弁を頂戴しておりました。今夏はいかがでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま隣町のように防災無線を使った周知ができないかということでございます。まず、南部町に確認をさせていただきました。南部町は、まず一旦チラシを各戸配布すると、ここまでは三戸と同じです。8月から9月の期間において、2週間に1

回の程度で放送をかけているということでございます。その際に対象となる施設をご案内しているという状況だそうです。

これを受けて、三戸町でちょっと検討した結果ということでございます。昨年においては、熱中症の周知ということで、暑さ指数が31を超える見込みの日の朝7時に防災無線で、暑くなりますよ、31を超える見込みですよということでお知らせをしております。去年は暑かったので、8月中はほぼほぼ毎日の放送がされたということでございます。この中で、場所の周知までは昨年はおしていませんでした。

今年においては、4月1日から放送内容を電話で、フリーダイヤルで聞くことができるサービスというものを行っております。これが放送した内容と同じアナウンスが流れます。これを考えると、場所をお知らせしたほうがフリーダイヤルで聞いたときも場所のほうが入るということでもありますので、今年の夏からは場所も併せた通知をしようかなということで考えております。ただ、ちょっと懸念事項ということで考えているところは、これまでたくさんご意見いただいております、防災無線がそもそも聞きづらいということがあります。放送の時間も長くなるということもありますので、ちょっとその辺は懸念しているところでもあります。ただ、そこをフォローするところがフリーダイヤルであるということの考えもありまして、今年からは対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

他の町の例というのもしっかりと調べていただき、柔軟に対応していただきまして、これによって少しは住民の安全、命を守ることの一助になるのかなと思いますので、ぜひ今後も周知方法ですとか、施設の拡大ですとか、そういったことも含めて、本当に熱中症、高齢者にとっては非常に重大なことにつながることをなると思いますので、三戸町、県内で一番暑い町ということですので、本当にほかの市町村の模範になるような対応、対策というのをこれからも柔軟に検討していただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

---

#### ＜2番 松尾 道郎議員＞

##### 1. 中心街の活性化について

#### ○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

2番、松尾道郎議員。

#### ○2番（松尾 道郎君）

まず、今定例会の冒頭で、町長の挨拶の中で、私たち新人議員のことに触れていただきまして、大変恐縮しております。少しでも役に立つように頑張る所存ですので、よろしくお願いいたします。

また、自己管理の甘さからちょっと喉を痛めまして、お聞き苦しいところがあったらご容赦ください。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

中心街の活性化について。現在、町にとって中心市街地活性化は、単に疲弊した中心市街地や商店街の活性化を目的とするものでなく、人口減少、高齢化等の影響で町の社会経済状況が大きく変化している中で、町全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが必要であり、そのための対策はスピード感、危機感を持って速やかに実行されなければならないと思っております。このことから、具体的に次のことをお伺いします。

1、中心街活性化のために継続して行っている事業と今後予定されている事業について。

2、4月から行っている空き家、空き店舗の調査の進捗状況と今後の空き店舗活用のための事業についてお伺いします。

### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、松尾議員の質問にご答弁申し上げます。

中心街の活性化につきまして、2点のご質問でございます。

初めに、1点目の中心街活性化のために継続して行っている事業と今後予定している事業についてであります。現在町が行っている事業といたしましては、空き店舗の有効な活用及び解消により商店街のにぎわいづくりを促進する三戸町空き店舗等活用事業費補助金や、国史跡三戸城跡を活用したお土産品の開発などに取り組む事業者を応援する三戸町商工業パワーアップ事業費補助金のほか、地域活性化に取り組む町民団体等が公益性の高いまちづくり推進のために実施するイベント等に対して支援する町民提案地域活性化事業費補助金の交付を行っているところであります。

今年度の新規事業といたしましては、観光客の利便性、回遊性を向上させ、町内を周遊して町経済の活性化を図るレンタサイクル事業を実施することとしております。事業は、今月中旬から開始し、アップルドームを発着点とし、利用料は当面の間無料とする予定としているところであります。

次に、2点目の4月から行っている空き家、空き店舗の調査の進捗状況と今後の空き店舗活用のための事業についてであります。町では令和5年度から空き家、空き店舗にかかわらず、町内の家屋全棟の調査を税務課において進めております。現在、蛇沼地区の調査を終え、今後は貝守、袴田地区の調査を予定しているところであります。

また、平成27年度に実施した三戸町空き家等実態調査業務では、居住実態のない324件の物件を確認しており、業務の成果を基にした三戸町空き家バンク制度を創設し、住居のみならず、店舗や住居兼店舗も対象とした空き家の登録を促し、利活用促進を図っております。

町といたしましては、町補助金を活用した空き店舗の有効な活用を図るとともに、後継者問題を抱えている方々の事業継承に対する支援も必要であると考えているところであります。

### ○2番（松尾 道郎君）

まず、中心街の活性化であります。これは新しく人の流れをつくることだと私は思うのですけれども、町民だけではそれは無理です。そこに人の流れをつくるためにいろんなところから人を探してくるとか、前回も申し上げましたけれども、観光客をその流れの中に入れるとか、そういう考え方はおありでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

松尾議員がただいまおっしゃるように、町の活性化というのは当然店舗の数だけではございません。町内を多くの方々が楽しみ、そこで生きる喜びや活力というものを発散をする、そういうことが必要なものだというふうに思っております。そういう意味でいきますと、そういったイベント、それを行う方とのコネクションといいですか、関係性というものもつくっていく必要があるのだろうというふうに考えてございます。

現在のところ、町と商工会と協力をしながら、今のこれからの時期であります、夏まつりが町内の通りの路面を使った事業ということになりますけれども、一旦停止をした提灯まつり、提灯の部分も復活をして、町とすればにぎわいをつくれるように応援をしております。また、夏まつりの間の事業につきましても、商工会共々いろいろな意見を交換しながら、現在検討をしているというところでございます。

○2番（松尾 道郎君）

今お話ししていただいたように、スポットのイベントは一生懸命頑張っておると思っておりますし、それは私も認めております。ただ、1年を通して継続しているイベントがないのです。ない原因はあるのです。拠点がないからです。中心街にどこか、小さな拠点でいいのですけれども、そこさえあれば年間を通したイベントができるはずなのです。そういうことを活用して人を集めるようなお考えはないでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま拠点のことについてお話をいただきました。町としても、こういった場所がその拠点というものに向いているのか。前回の松尾議員の質問の後、いろいろ考えを巡らせておまして、そういう中で進められるところがあれば進めていきたいと思っております。その点につきましては、様々な方からのご意見であったり、情報提供をいただければというふうに考えております。

○2番（松尾 道郎君）

その件に関して、現在郵便局が非常に頑張っていて、特にねこ関係では全国的に発信していますし、ねこ局長に会うために全国から年間何百人という人が来ているの、これは事実なのです。これ個人の了解を得ていますので、ご存じだと思うのですが、橋本局長は今年で退職なされます。結構、ニャンニャンニャンの日、それから例えばいろんなスタンプを作るとか、年賀はがきのイベントとかと局長がやったのがあって、こういうイベントに関して、今まで三戸町はどのような感じで関連性を持ってきたのか、お伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

三戸郵便局の局長のこれまでのイベント、企画等について、町はどのような関わりをしてきたかというご質問かと思います。

まず、三戸郵便局のほうで行っている事業というのでは、ミャンのへ郵便局、これが現在は偶数月の第3日曜日に、ねこ局員が勤務して小型印を押すなどの対応をしているということと、ニャンニャンニャンの語呂合わせから毎年2月22日、猫の日でありますので、とらねこ大將が1日郵便局長として勤務していると。それ以外にも、郵便局の企画であります東北地方のご当地キャラに年賀状を書こうというもので、三戸

町は11ぴきのねこが参加してございます。これらの企画に対して、例えば着ぐるみをお貸しして、ご協力をさせていただいておりますし、また年賀状の企画に対しても、町も協力いたしまして、昨年は1,230通の年賀はがきの受理をしております、それに対してお返事をしているというところでございます。

以上です。

## ○2番（松尾 道郎君）

ということで、郵便局が果たしてきた役割というのは結構なものが中心街にはあったと思います。現在もあるのですけれども。拠点までとはいかないですけれども、拠点に近い働きをしてきています。確かに局長を目当てに来ていますので、局長がいなければ帰ってしまいますけれども。その方を帰さないためにも、自治体が置く別な拠点が必要だというのが私の考えです。確かに自治体やる仕事があるのです。効果的な場所に効果的な時期に効果的な規模で拠点をつくるのは、これ自治体の仕事だと物の本に書いてあります。

例えば八戸のはっちがそうですよね、もう何十年前からできていますけれども。あそこはたしか、記憶に間違いなければ4つの柱があって、1つが物づくりとかとあるのですけれども、一番番最後に出てくるのが中心市街地賑わい創出事業なのです。結局、当時から八戸市内は中心街に人がいなくなるというのはもう予測していますから、ああいう形でスタートしているわけです。例えば青森市であれば、アウガの後に図書館を持ってきたり、市役所の窓口を持ってきたり、それぞれの市はそれぞれのやり方でいろんなことを考えてやっているのですけれども、規模の違いがあるので、うちはそこまでやれとは言えないし、やることもできないのですけれども、ただ小さくても自治体が絡んでやるというものがあれば、逆に小さいから小回りが利くと思います。

例えば、観光案内所にこだわるわけではないのですけれども、相談もできるし、昨日言っていましたね、町の公式アプリを宣伝しなければならないと、そういうところにお年寄りが来れば宣伝もできる。例えばさっきクーリングスペースみたいな話もありましたけれども、町内暑いときに手押し車を押しながら買物しているおばあさんたちの休みどころにもなれば、そういう使い方もできるわけです。ですから、何とかそういうものをつくって、回していただいて、新しい人の流れをつくる。

考えてみれば、三戸がにぎやかだった時代は、例えば市日にしても、町の人というよりも、ほかの町から買物客が来ていました。それでにぎわったのは確かです。当然その頃は物販が主力ですから、黙ってでも人が集まる時代ですからよかったのですけれども、時代が変わってくると別な形で人の流れをつくる。これは商店も責任がありますけれども、そのきっかけをつくってやらなければいけないのは自治体だと思います。自治体が先頭に立って、こうやるから皆さんもついてきませんかというような形で進めていかなければ町が盛り上がらないし、人も乗ってこないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

## ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま松尾議員からのお話をうんうんと、私もそのとおりだなという思いで聞いておりました。三戸町といたしますと、これまで拠点という部分でいくと確かに、例えば商工会であったりとか、そういった形で、商店全体の部分の拠点という考え方があったというふうに思います。しかし、議員がおっしゃるように、時代がいろいろ変わって、三戸町の通りの風情も大分変わりました。そういう中でいくと、やはり自治

体の役割というのは相応にまた生まれてきているというふうに考えております。

## ○2番（松尾 道郎君）

ということで、すぐこれは結論が出る話ではないですけども、何とか新しい人の流れをつくるために、自治体は何ができるかというのをじっくり……じっくり検討している時間もないのです。危機的な状況になることは確かなので、何とかその辺を早めに検討して、一歩でも二歩でも進めるようなことで進めていただきたいと思います。

あと、空き店舗の活用状況なのですけども、前担当課から聞いたときには、令和5年度から結構な件数、お使いになられているのです。五、六件、7件ぐらいだったかな。だから、それはそれで、非常に活用されていますので、いいと思うのですけれども、ちょっと中身を見ると飲食業の方が多くて、別にそれが悪いというわけではないのですけれども、飲食業というのは居抜きでできるので、出すほうも簡単などころもあるのですけれども、ただ前回、ちょっと三戸町以外の方から、どこかに店舗になるところないだろうかと言われて、一緒に探したことがあるのです。ところが、ありそうなのだけれども、ここは誰のところだ、大家さん誰と、私らでも分からないのに、ほかの人なんて分からない。さっき確認した空き店舗の補助事業も、他町村の方も対象になるということなので、それであれば空き家バンクみたいに、空き店舗バンクみたいなことが活用できれば、もっと他町村の方でも、ここに店を出したい、三戸に出したいというのがあれば、取っつくのが簡単かなと思うのですけれども、そういうやり方としては可能なのでしょうか。

## ○まちづくり推進課長（中村 正君）

町長答弁でも申し上げておりますが、今現在実施しております空き家バンク実施要綱の空き家の定義というものは、住居のみにかかわらず、店舗であったもの、また店舗兼住居であったものということで、空き家バンクに登録する際には、その別は問うているものではございませんが、現実としてはまずほとんどが住居、空き家というところが登録されているものでございます。推察するところだと、開業したい、お店を開きたいという方というのは、個人で直接家主と交渉したりだとか、あとは誰か分からないので、不動産屋を通して店舗物件を見つけているということが多いのではないかと推測しておりまして、これまでのところ、空き家としてバンクに登録するという物件のほうはなかったというところでございます。空き店舗としてバンクのほうに登録されたものはないという状況でございます。

以上です。

## ○2番（松尾 道郎君）

そこで、空き店舗のみのバンクをつくるのが可能なのでしょうか。ということは、空き店舗を探すために必要なのは、場所と、例えば店舗を借りる人にとってはトイレがあるかないか、これも結構重要なのです。それさえチェックできれば、落としていく部分が出てくるわけです。最初からそれをみんな個人が探していけというのは、これは大変な話なので、そこでもう出す意欲がなくなってくるような気がするので、今の空き家バンクみたいなやり方で空き店舗バンクみたいな、ちょっと私は表現の仕方がよく分からないのですけれども、そういうことが可能かどうかお伺いしたいです。

## ○まちづくり推進課長（中村 正君）

現在空き店舗の空き家バンクに登録しませんかというお知らせは、固定資産の納付

書のほうを送付する際に、空き家バンクに登録しませんかというところでご紹介をして、その手続等をお知らせしているものでございます。その中に空き店舗バンクと銘打ってということよりは、空き家も空き店舗も登録することができますよと、空き店舗もというところをちょっと付け加えるなどして、工夫のほうをして、お知らせのほうをしてみたいと思います。

以上です。

## ○2番（松尾 道郎君）

その部分は、皆さんのほうがプロでしょうから、その辺はうまくつくっていただいでぜひ、要は店舗を探している人が探しやすい状況をつくっていただきたいということです。その方、さっきお話しした方が見つけて、話しに行ったら、いや、貸すつもりで出したけれども、本当は売りたいのだよと。そうすると、そこで話が全く違うのです。だから、そういうこともあるので、ある程度の、全て町でやれとは言いませんので、情報提供だけを町にやってもらえれば、あとは借りる人が不動産屋を通そうが、直接やろうが、それは勝手なので、何とかその辺を、要は借りやすい、調べやすい状況を町のほうでつくっていただきたいというのが趣旨です。すみません、体調が悪いので、何を言っているか分からないので。

ということで、さっきの郵便局の話に戻るのですけれども、局長が替わっても体質が全部変わるとは思いません。ただ、今まで以上に町がそのイベントに関わってもらいたい。多分今度来る局長は、すごくプレッシャーを持って来ると思うので、それは今まで三戸町は郵便局に助けられてきているはずですよ。そうしたら、今度助けてあげなければいけない。だから、そういう面で、そういうお気持ちをお聞かせいただければと思います。

## ○町長（松尾 和彦君）

橋本局長、三戸町に何度も赴任をされて、そのたびにいろんな企画を行い、三戸町に対して非常に愛情深く取り組んできた、大変素晴らしい方でございます。その方がいよいよ定年という、そういうときを迎えるということで、以前の60歳というときには、仙台の支社長のほうまで話をして、延長させてくださいというお願いもしたりして、ここまで来ておりますが、局長ともまず話をさせていただきましたが、ツイッターのねこ局長のあれもすごく非常に効果が大きいと、そういう意味で、それはどうなるんだいという話もさせていただいたのですが、残念ながら今のところはまだ決まっていないというご返事でございました。

三戸町といたしますと、東北支社長とか、そういう方々とも三戸町郵便局を通じて交流も生まれたりしていたときもでございますので、その結果、郵便局の前に石像も設置をされたという経緯もございます。町とすると、その後の局長にもそれなりの活躍をぜひしていただきたいということで、今後の目標として、これは私の一存でどうこうということはできませんが、郵便局と協力をして進めていきたいというふうに考えております。できるだけ強くプッシュはして、そしてまた応援もしていきたいというふうに考えております。

## ○2番（松尾 道郎君）

これ話そうかどうかちょっと迷っていたのですけれども、実は私が今ここに立っている原因の一つにもなっているのですけれども、路面店、要は道路に向かって商売しているお店ですね、何十年も前から店をやっていたのですけれども、もう仕事をやめ

て、やめたけれども、そこに住んでいたのも、毎朝カーテンを開けて、寝るときにカーテン閉めるということです。ずっと来ていたのですけれども、何年か前にその方も亡くなりました。ずっとカーテンが閉まったままと。そうしたら、そこのご親族のおばあさんが、その方自宅があるのです、「これじゃまずいよね」と言って、わざわざそこに引っ越ししてきて、朝起きたらカーテン開けて、寝るときに閉める。「これぐらいしか私できないけども、三戸町もあんまり寂れさせたくないよね」と言われて、後ろの頭をガーンとたたかれた気がしました。これは一つの例ですけれども、町民は頑張っているのです。ですから、ぜひ自治体も頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

---

（午前 11 時 04 分）

休 憩

（午前 11 時 14 分）

---

<10番 千葉 有子議員>

## 1. 投票率向上対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子議員。

○10番（千葉 有子君）

通告により一般質問いたします。

1 項目め、投票率向上対策について。選挙は、町民が主権者として町政に参加する最も重要で基本的な機会であると考えことから、次の3点について質問いたします。

1 点目、当町の選挙投票率向上対策について、投票の結果に対し、毎回どのように課題を把握されているのか。投票率の実態に対する課題意識を伺います。

2 点目、投票方法の環境整備について、投票所までの移動が困難な方々（高齢者、入院者、入所者、要介護者、障害者）や配慮の必要な方への支援や対策はどのように行われているのか伺います。

3 点目、自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない有権者の移動支援の取組として、タクシー、介護タクシーや公用車などでの支援を行い、投票したい方に投票の機会を確保することはできないか。潜在的な需要があると考え、取組の実施に向けての考えを伺います。

以上、3点についてご答弁お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員の質問にご答弁申し上げます。

選挙における投票率の向上対策について、3点のご質問でございます。

初めに、1点目の投票率について、毎回どのように課題把握をしているかということについてであります。投票率の推移を町議会議員一般選挙を例に申し上げますと、平成24年が67.01%、平成28年が68.85%、令和2年が66.57%、そして本年3月が61.49%と推移しており、12年前の平成24年からの投票率は5.52%低下している状況となっております。

また、郡内町村の議会議員選挙投票率の推移を見ますと、この10年間で10%以上低下しているのが2団体、5%前後の低下が2団体、ほぼ同率となっているのが1団体となっております。

また、総務省の統計によりますと、これ以外の国政選挙などにおいては、全国的な傾向として、昭和末期までは60から70%台であった投票率が50%台に推移していると公表されているところであり、このうち令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、全年代の投票率55.93%に比べ、10代から30代のいわゆる若年層の投票率が30%から40%台と低い水準となっており、若年層への主権者教育への取組や関係機関との連携による取組に努めるとされているところであります。

次に、2点目の投票方法の環境整備、投票所までの移動が困難な方や配慮が必要な方への支援や対策についてであります。病院への入院や施設入所などにより投票ができない方や、長期出張などで他の市町村に滞在する方、身体障害者手帳をお持ちの方で一定の障害に該当する方、介護保険被保険者で要介護5となる方などについては、郵便等による投票や病院などの施設で不在者投票をすることが可能となっております。

また、投票当日に投票所に行けない方などについては、一定の期間内に投票ができる期日前投票所を役場に開設するなどの対応をしております。

投票の際、自署での記載ができない場合にあっては、代筆により代理投票をすることができるよう対応し、話し言葉に支障のある方などへは、指さしコミュニケーションボードによる対応ができるよう、各投票所へ設置しているところであります。

このほか、役場に開設している期日前投票所においては、歩行困難な方への配慮として車椅子を準備しているところであり、車椅子に乗ったまま投票ができるよう、記載面が低いものを準備しております。

次に、3点目の自立歩行が難しい方へ、タクシー、公用車等の移動支援ができないかについてであります。自力歩行ができる方については、一般的なバスやタクシー、自家用車などでの移動は可能であります。自力歩行が困難な方については、それぞれ様々なケースがあるものと考えられます。

車椅子に乗ったまま移動する必要がある方であれば、介護タクシーなどを利用することとなりますが、この場合、町内タクシー会社では専用車両がないとのことであり、公用車も同様に車椅子で乗車ができる車両はなく、対応できない状況となっております。

また、これ以外の車椅子のまま乗車しなくとも、介助があればタクシーへの乗車が可能な場合などもあるものと考えるところであります。

町といたしましても、投票に行きたくとも行けない方などへの対策について、近隣町村での取組事例などもあるとお伺いしているところでありますので、実現の可能性について調査をしてみたいと考えております。

最後に、町の選挙事務は、地方自治法第181条に基づき、首長から独立した機関として設置される選挙管理委員会が事務及び関係するものについて管理をすることとされているところであります。

町といたしましても、今回ご質問、ご意見のありました事項につきまして、選挙管

理委員会と情報交換及び連携を図り、対応を考えてまいります。

○10番（千葉 有子君）

今町長のほうから細かい数字、いろいろお聞きいたしました。ちょっと再質問させていただきます。

国政選挙の数字もお聞きしましたが、当町の投票率で、令和5年4月9日の県議会選挙では、有権者8,036人のうち、棄権者が4,878人と半数以上でした。郡下最下位から1.23%の差で、下から2番目でした。私見ですが、地元からの候補者が出なかったことが要因かもしれません。先ほど町議会の数字もお伝えいただきましたが、町議会の選挙では、令和2年3月と今年3月に行われた選挙では、集計データを見ますと、各投票区の投票率から見て、投票率の高い地域は、町なかやその周辺地区より、街から離れている集落の各投票区の投票率が2回の選挙ともにベストテンに入っています。関心の違いなのか、多世代による移動の支障がないのか、町として要因として考えていることがあればお知らせください。

昨日の久慈議員からの質問の答弁で、各投票区の投票所での投票率が下がっているとのことでしたが、この質問は投票区の投票率についてどのような要因というか、そういうベストテンは集落だよということに対して、何か要因として考えていることがあればお知らせください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、この部分について私のほうからお答えを申し上げます。

まず、これはどういう見方をしているかというところでありますので、私からの答弁ということになります。町なかといいますか、旧3町と比較して、ほかの貝守であったり、大舌であったり、袴田であったり、そういった地区のほうは投票率が高いということ、これはどういうことかということなのですが、やはり地域コミュニティが非常にコンパクトにまとまっているところ、あるいは町というのは今の状況下でも投票率は高いほうだというふうに考えています。そういうふうに考えますと、低い町内会のほうは、もちろん人口の割合というものもあると思いますが、やはりそういう希薄化が少し進んでいるところがあるのかなというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

町長から地域コミュニティがコンパクトになっていることだと聞きました。私もうなずけることがあります。

このデータでそういうことが分かりましたが、データがあることで投票率の向上の方策を探れるかと思ひまして、年代別の投票率のデータもあれば私も考えていましたが、昨日の久慈議員の投票率の質問から、傾向としてやはり10代が低く、70代からまた低くなると認識いたしました。

そこで、伺います。特定の若者層の投票率向上のため、当町でも主権者教育を行い、選挙への啓蒙活動を行っているかと認識しています。小中高での出前講座や模擬投票などを行っているようですが、どのような取組で行っているか、詳しくお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

全体的な選挙啓発への取組ということだと思います。

まず、生徒の皆さんへの選挙啓発ということで、明るい選挙ポスターコンクールと

いうものがございまして、そういった作品の募集を小中学生の方を対象に行っております。

このほか、三戸小学校の社会科の授業におきまして模擬選挙というものを行っておりまして、選挙管理委員会のほうから実際の投票箱であるとか記載台の貸出しをしております。令和元年度になりますが、三戸高等学校の1年生、1学年ですね、を対象とした選挙の出前講座というものを県の選挙管理委員会と共催で行っております。

以上、生徒向けの選挙の啓発の活動をやっている状況ということでございます。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

明るい選挙のポスター募集や模擬選挙、それから三高の出前講座など、様々取り組んでくださっているということで、承知をしました。

18歳になる前に体験活動が効果的であるということから、児童生徒に親子での投票や、国や県の選管からの募集でなく……少し前にこのポスターの応募があるのかと伺ったところ、あまりないとお聞きした記憶があります。国や県の選管からの募集でなく、まち独自のポスターや標語の募集を行い、まちの文化祭や催物のときに啓発ブースの設置など、工夫している自治体もあります。昨日、久慈議員からもありましたが、投票日や期日前投票を活用してのアンケート収集等、投票所に配属されている職員の皆さんからも違う視点の声の吸い上げなど、投票率向上になるかと思いますが、啓発ブースの設置とかアンケートとか、何かお考えになってくださることがあればお聞かせください。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま選挙啓発ポスターのほうはあまり申込みがないという、そういう議員からのご指摘もございました。三戸町の三戸学園のほうでは、今書道であるとか、ポスターであるとかというのは、納税の関係でいろいろお時間を割いていただいて、提出をさせていただいております。ですので、これも、選挙啓発の部分でも、子供たちがどういうイメージを持っているのかということも、学校の先生方ともこれは協力をしながら、町としてもちょっと要請をしてみたいと、そういうふうに考えております。

#### ○10番（千葉 有子君）

今町長から、子供の意識づけにもなるのではないかと考えてくださるということで、ありがたく答弁を受けました。

先ほども若い方と高齢者の投票率が下がっているということで、若者と高齢者にとっては、投票は日常の中の特別な行動になるのではないかと私は思います。最新の当町の年齢別人口です。18、19歳が121名、65歳以上が3,926名、選挙人名簿登録者が先日の新聞報道で8,000人と見ました。10代と高齢者でおおよそ半数です。棄権者の数が令和2年3月が2,894人、これは議会議員選挙です。令和6年3月が3,073人、有権者が677人減ったのに対し、棄権者が179人増えました。投票率向上は、棄権者が少なくなるということにはほかなりません。国政選挙など全ての選挙において、関心を高めることが大切ですが、町議会選挙においては、私たち議員候補者も投票率アップの一翼を担っていると私は考えます。選挙管理委員会の取組を期待するだけでなく、町民の方々に私たちのことを知ってもらい、伝えていきたいと思っています。

次の2点目について再質問いたします。先ほど町長からは、不在者投票、それから

記載の代筆、コミュニケーションボードの設置、期日前投票所を開設している役場には車椅子の方のために低いテーブルとか、様々配慮がなされているということをお聞きいたしました。

次の点について質問いたします。不在者投票を行うことのできる特定投票所が町内に三戸病院と2つの施設、近隣施設数か所があります。方法として、入院、入所の町へ請求する方法と、市、村の選挙管理委員会へ自ら請求する方法と2つあるようですが、当町ではどちらの方法が多いのでしょうか、お知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、不在者投票の投票が多いところがどこかということでございます。

○議長（竹原 義人君）

総務課長、違う。

○総務課長（武士沢 忠正君）

すみません。ちょっと失礼します。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

---

（午前11時34分）

休 憩

（午前11時36分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変失礼いたしました。

不在者投票について、まず答弁させていただきます。不在者投票については、病院や施設に入所している方がその施設において投票をします。投票はするのですが、それは投票箱を持って行って、これに入れてくださいというような形ではありません。書いていただいて、その施設の代表の方であるとかが取りまとめて持ってくるということになっております。

これ以外で郵便による投票というものがございまして、こちらのほうについては、住所が三戸にあるのだけれども、東京とか仙台とかというところにいらっしゃる方が投票をする場合に、三戸町の選挙管理委員会に申し出て、郵便で送って、それを返していただくというような投票の方法もあります。

この投票の方法、2つ今お知らせしましたが、ほぼほぼ施設であったり病院のほうが多いという状況になっております。

以上でございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

ご丁寧な答弁をいただきましたが、不在者投票の説明は私もしておりまして、どちらが当町の場合は多いですかということで、今入院施設が多いのではないかとということをお聞きしました。

ちょっと次の質問にも関連することなので、もう一つお聞きしたいのですが、病院は直属の町の施設です。施設長への周知や働きかけはどのように行っているか、分かる範囲で結構ですので、お知らせください。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

施設、病院等に対する周知はどのように行われているかということでございます。一般的には、三戸町の選挙管理委員会、その他選管もそうだと思いますが、国とか県とか、町の選挙以外については県の選挙管理委員会であったりとかが通知をしております。このほかで、町に関わる選挙であれば、町の選挙管理委員会のほうから文書でお知らせをしております。

#### ○10番（千葉 有子君）

これは、選挙管理委員会の方が詳しい質問でしたので、それは理解できます。

この質問いたしましたのは、こういう実際の声があったのです。町の施設、特定投票所の指定を受けている施設に入所の方で、自立歩行も可能で、投票の意思もあり、話せて字も書ける方ですが、施設で投票に至らなかったようです。その奥様からでした。「投票させなかった」と受けました。詳しい経過もあったのかもしれませんが、施設長、家族、ケアマネジャーなど、より一層の周知の働きかけをお願いしたいと思って、この質問をいたしました。

当町の不在者投票の数は、令和2年3月町議選で47人、令和6年3月では28人、介護度5の方の郵便投票も含まれているかと思います。三戸中央病院では数名、施設においても数名かと思われます。新聞報道の中に、老いに清き1票とやゆされています。施設や病院にいる方でも、投票意思のある方の1票を大切にしていきたいと思ひまして、この質問をいたしました。

再質問を続けます。配慮の必要な方への支援は、先ほど詳しくお聞きしました。昨日の答弁でも、靴の脱着場所に椅子を置く工夫などされているように伺いました。難聴の方や視力が衰えた方、投票記載台とかにもいろいろ工夫をしてくださっているようですので、より一層の投票しやすい整備に努めていただければと思います。

再質問を続けます。昨日の久慈議員の質問で、商業施設への期日前投票所設置についての質問がありました。私も、若者と高齢者の投票率向上の成果が見られるとの事例から、質問しようと考えていました。答弁がシステム機材やスペース確保、人材や二重投票の対策など、課題が多いことから難しいとの答弁でしたが、今後調査、協議を行うとの答弁がありましたので、できるようにするにはどうするかと進めていただければと思います。

答弁の中でも、投票区の投票率は下がっているが、期日前投票所での投票率が全体に対して増加していると昨日の答弁で聞きました。

そこで、質問いたします。公共施設の公立病院での期日前投票所設置で、投票率アップを実現した自治体もあります。そこにお尋ねしたところ、コロナ禍のときに中止して、そのまま今現在に行っていないようですが、将来に向けてまた考えたいということをお聞きしました。三戸中央病院での期日前投票所の設置をとちょっと考えます。公共交通の行き来もあります。中央病院の利用は、推測するに町内の方が多く、投票

率の高い年代の方の利用者が多いのではないのでしょうか。車椅子やシルバーカーの整備、つえ歩行でも安心、投票所のように靴を脱がなくてもよい期日前投票所がもう一か所あっても、場所的にもよいかと思われます。コロナ禍の影響もあり、時期の問題もあることと認識はしていますが、面会の人の出入りも緩和されています。調査検討の余地があるかについて、町長の考えをお聞かせください。

#### ○町長（松尾 和彦君）

三戸中央病院での投票所の開設に向けた町長の考え方ということだと思います。先ほど千葉議員の話でも紹介された、どちらかの議員のお話にもあったように、やはり感染症対策という部分が一番大きなところになるのだというふうに思っています。最近では三戸中央病院でも、オレンジカフェを始める準備も整ったり、いろいろ変化はありますので、そういったものを的確に捉えていくことが重要なのだろうというふうに考えております。しかしながら、病院スタッフも含めて、感染症のときにはいろんな注意というものが入りますので、やはりその辺のところは尊重していかなければならないと考えておりますので、私から、先ほどの説明の中にも、この選挙事務につきましては町長がやれという話ではなくて、あくまで選挙管理委員会がまず主体ということもありますので、私とするとその可能性について病院のほうとも話をする部分はやぶさかではないと思っておりますが、決定につきましてはご容赦を願いたいと思います。

#### ○10番（千葉 有子君）

今町長から、もちろん感染症対策が必要でありますし、ただ、今現在も集いの場になっているので、もちろん選管が主体ですが、病院とか様々考えてみることはできるという認識でよろしいのでしょうか。スペース的にも、高齢者の方々のためにも、またそこで行ったことのある実践としては、平日の時間帯限定で、例えば9時から3時までとか、そういうのでやっていたようです。ぜひ選管、それから担当課とお話をして、可能性を探っていただければと思います。

3つ目について再質問いたします。先ほど困難な方のケースがあって、介護タクシーは町外であるが、利用できる。公用車は対応できない。対策については、実現するにはどうしたらいいかなということ、近隣自治体でも行っているの、実態の調査をすると。首長ではなく、選挙管理委員会と情報、連携を対応するというご答弁をいただきました。この質問をいたしましたのも、実際の声があったことからです。選挙人は、自力歩行できず、車椅子での移動の方で、家族介護の方です。投票期間中は通所での施設利用でしたので、その施設で投票することはできませんでした。介護されている家族の方も、身体上の理由から移動支援を行うことができません。介護度の関係から郵便投票の対象にはならず、介護者の方は介護されている家族の投票したいという思いに、何か仕組みはないものかと方法の問合せをしたそうです。そうしたところ、有料であれば可能であると、先ほどのタクシーとか介護タクシーとかですね。でも、お金がかかるということを聞いて諦めたそうです。様々な自治体で様々な無料移動支援を実施しています。先ほども、近隣自治体のことを参考にして考えてくださるということをおっしゃっていただきましたが、様々、本当にいろんな移動支援を実際に行っているところがあります。期日前投票当日の限定のところや投票日当日に限定のところ、またどちらへも移動・送迎支援の拡充をしている自治体もあります。対象者の定員要件も、登録方法も、本当に様々です。移動支援の対象者は、今後ますます需要が高まってくるのではないかなと見込まれます。先ほど近隣自治体のことを参

考にして考えてくださるということですので、何とか三戸町らしい、そういう移動支援の実現があればいいなと強く思います。

大切な1票です。そこの行っている自治体の方からもお聞きしたら、本当に数名だそうです。財源は、国や県はその選挙からの持ち出しですが、市や町村は自主財源のようですが、数名でも投票したい方の選挙機会を可能にしていきたいと思いますので、三戸らしい支援ができたらと思います。

## 2. 町職員の持続可能な体制づくりについて

### ○10番（千葉 有子君）

続きまして、2項目めの質問をいたします。

町職員の持続可能な体制づくりについて。行政需要が複雑に高度化する中、町民の多様なニーズに対し、質の高いサービスとして応えるため、職員配置や職員の負担を少なくする職場環境が大切と考えることから、次の3点について質問します。

1点目、三戸町定員管理適正計画に基づく職員体制の現状と今後について伺います。

2点目、職員のキャリア開発や、スキルアップを促進するためのプログラムや教育機会の提供等、研修体系の現状と、今後の構築をどのように進めていくのか伺います。

3点目、業務の兼任は容認されており、それぞれの配置で業務が遂行されているが、その中で病後児保育と中央児童館長の兼任についてこれまでも質問しております。改善策や対応策は現在どのように検討されているか。公設公営の子育て支援の重要な施設であることから、保育の質を維持するためにも町職員の適正配置について伺います。

以上3点、ご答弁いただきます。

### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、2点目の町職員の持続可能な体制づくりについて、3点のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の三戸町定員適正化計画に基づく職員体制の現状と今後についてありますが、町では社会情勢の変化に伴い高度化、多様化する行政需要に対し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目的として、三戸町定員適正化計画を策定しております。現在の計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、事務事業の見直しを進めながらも、激甚化、頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新たな危機管理、小中一貫教育や地方創生のさらなる推進等を見据え、普通会計において令和7年度までに2名の増員を目標に掲げているところであります。

この計画期間中における町の取組についてであります。一般行政事務につきましては、新卒者等を対象とする定例的な採用のほか、年齢層の偏在を解消するための社会人採用試験を実施し、令和6年4月1日付で2名を採用したところです。

専門職につきましては、町の大きな特徴の一つである小中一貫教育のこれまでの成果と課題を検証し、今後の教育施策のさらなる充実を図るため、小中一貫三戸学園三戸小中学校の校長を務められた方を任期付職員として令和5年4月1日付で任用しております。

また、町民の健康増進や子供の健やかな成長の支援、介護予防や認知症等に関する各種施策を推進するため、令和6年4月1日付で5名の保健師を任用したところであります。

一方で、普通退職者も一定数あることから、令和6年4月1日時点の普通会計の職

員数は、定員適正化計画上の106名に対し、2名減の104名となっている状況です。

今後の定員適正化計画についてであります。令和5年4月1日から地方公務員の定年延長制度が施行され、60歳到達後において定年前短時間勤務の選択が可能となるなど、高年齢層の職員の働き方の選択がより多様化していくこととなります。引き続き、将来の行政需要を的確に捉えるとともに、高年齢層職員の働き方の意向を踏まえた職員数の増減を見込んで次期計画を策定し、適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の職員のキャリア開発や、スキルアップのためのプログラムや教育機会、研修体系等についてであります。町では平成28年9月に三戸町人材育成基本方針を改定し、「町民の明日を考え行動し、未来を拓く町職員を目指して」を基本理念に掲げたところであります。また、併せて三戸町職員研修実施要綱を制定し、職員が自己啓発として主体的に取り組む自主研修、日常業務を通して学ぶ職場研修、各種研修機関等で知識や技能を習得する職場外研修の3点について、それぞれ研修の内容を定め、平成29年度から運用しているところであります。

自主研修の内容といたしましては、外部機関から提供されるeラーニング等の通信講座の受講、職員の自発的な研究、提案、職務外のボランティア活動や各種外部団体における活動、他の自治体職員との交流活動等を奨励するものとなっております。

職場研修の内容といたしましては、実務を通して先輩職員から必要な知識、スキルを習得するOJTのほか、人事評価制度の目標設定から達成までのプロセスを通じたチャレンジ精神の醸成、所属または個人が特定のテーマについて、参加職員に対し情報の発信、共有を行う職員研修会等を実施しております。

職場外研修の内容であります。町では青森県自治研修所における職級別の基本研修のほか、選択研修のうち、クレーム対応、法制執務及びカウンセリングマインドの3つを、職務遂行上、特に必要なスキルと捉え、全職員がそれぞれ経験年数や年齢の要件を満たした際に受講することとしております。このほか、同研修所で実施される各種スキルアップ研修や、社会情勢及び行政需要の変化に即したテーマに関する研修についても、積極的な受講を推奨しているところであります。

また、千葉県の市町村職員中央研修所及び宮城県の東北自治研修所における研修への参加についても、職員研修実施要綱に明記をしております。より専門的かつ高度な知識やスキルを習得でき、さらにはより多くの市町村の事例を学ぶことができる貴重な機会であると考えております。

人材育成は、一朝一夕で成果が表れるものではなく、絶え間ない学びの機会の確保が肝要であると考えております。毎年度全職員が提出する職員調書において、職務で活用したい資格、技能や、受講してみたい研修など、今後のキャリア形成に関する内容を聴取しているところであり、引き続き各職員の意向を尊重しながら、職員個人のさらなるスキルアップ、ひいては強固な組織力の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の病後児保育と中央児童館長の兼任についての改善策や対応策の検討状況と、町職員の適正配置についてであります。初めに病後児保育と中央児童館の利用と職員配置の現状につきましてお知らせいたします。病後児保育の令和5年度の利用人数につきましては、延べ17名となっており、管理を行う町職員の保育士1名と会計年度任用職員の保育士3名、看護師2名で運営しております。中央児童館につきましては、令和6年度当初の登録者数は、1学年から6学年までの児童129名、1日当たりの平均では約82名の利用となっており、管理を行う町職員の保育士1名と会計年度任用職員の放課後児童支援員11名で運営しております。

この2つの施設の管理運営につきましては、現在町職員1名が兼任している状況にあり、病後児保育の利用申込みがあった場合には、直ちに保育士と看護師の手配が必要になり、どちらかの施設において大きな問題やトラブルが発生した場合には、その職員が対応方法を検討しなければならないなど、重要な立場にあるものと認識しております。

これまで兼務により業務に直接支障が出たり、子供の保育等に影響が生じるような状況はなかったものと認識しておりますが、今後ワーク・ライフ・バランスと保育の質の維持を実現していくためには、1名の職員だけが業務や悩み事を抱え込んでしまう状況を生じさせないような相談、支援体制と、その職員が不在になった場合などを想定し、連絡、連携体制をしっかりと整えていくことが必要であると考えているところであります。

また、病後児保育と中央児童館への町職員の適正配置につきましても、先ほども答弁申し上げましたとおり、将来の行政需要を的確に捉えながら、適切な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

#### ○10番（千葉 有子君）

1つ目の定員適正化計画に基づく体制について、詳しく説明をいただきました。町長の説明でよく分かりましたが、1点質問させていただきます。

県のホームページの三戸町の定員管理等の状況とか、広報さんのへで人事行政の運営状況も確認いたしました。人事行政の中の募集、採用について1つ伺います。先ほど町長からも説明の中にありましたが、今年度の採用に保健師5名とありました。前年度が2名の募集で、応募がなかったように記憶しています。本年度募集要項では3名程度と表記されていましたが、資格が必要な専門職の確保に力を入れたのでしょうか、経緯をお知らせください。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

一昨年保健師の募集に際して、合格通知を出しておったわけなのですが、残念ながら、合格通知は出したものの、4月までの間に全員辞退と、そういう事態もございました。そういうこともありましたので、今回募集人員3名のところに5名の方が、もちろん学生も入っておりますので、合格しなければ当然不採用ということになります。そういったところを見越して、5名の採用を決めたところでございます。結果として全員合格、また採用ということで、5名の採用となったわけでございます。

#### ○10番（千葉 有子君）

今経過をご説明いただきました。前回辞退があつて、今回まず5名、大事な業務でするので、様々なことを見越して5名を採ったということで、了解いたしました。

2つ目の再質問を行います。様々な町職員自己啓発、自主研修、職場研修、それから職場外研修で、調書から役場の職員の方の希望や意向を聞いて、自主研修をなさっている、そしてスキルアップにつなげているということで、詳しく答弁を伺いました。

1点お聞きいたします。当町の職員数は、先ほど町長からもお話がありました。会計年度任用職員は、先ほどの中央児童館のほかに常勤26名、パート35名、合計61名のようです。職員研修費は、会計年度任用職員も含まれているのでしょうか。それが1点と、それから近隣の自治体が職員研修費として公表し、令和元年から令和5年まで、コロナ禍を通して550万円前後の数字です。これは公表されていますので。その自

治体の職員は、公営企業等を含む120人ほどの町です。財源は、市町村職員研修費受講費補助金が2割ほど、町の自主財源が8割ほどのようです。当町の職員研修費の数字はここでは言及しませんが、庁内の職員数と研修費の対比について、どのような感覚をお持ちかお聞かせ願えればと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

---

（午後 零時 0 7 分）

休 憩

（午後 零時 1 1 分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変失礼いたしました。

町の研修等についての質問でございます。まず、全体的なことで申し上げさせていただきます。町の職員に対する研修に係る経費であります。令和4年度は330万円ほど、令和5年度については270万円ほどということで、毎年300万円ほどで研修費の予算の計上をしております。

こちらの積み上げの中で、会計年度任用職員が対象になるかということでございます。一部対象になっているところもございます。チューターとか、そういった会計年度任用職員のほうが対象になっているということでございます。

あと、研修の組み方、どういった研修で、どういう人数が参加するかということでございます。1人当たりの研修費の捉え方ということでございますが、1人当たり幾らという捉え方……まず予算編成の段階で、1人幾らというような計算とはなっておりません。それぞれ研修の種類が様々ございまして、参加するしないというのは希望を取って参加するということもありますので、その中で何の研修に何人、何の研修に何人ということの積み上げでいっております。1人当たりの単価ということは、現在はお答えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今私の質問もちょっとおぼろげな質問になったのかもしれません。でも、今総務課長のほうから、今の今の数字を聞くのはと思い、控えていましたが、数字のお示しと、それから詳しい説明をしていただきましたので、了解しました。

会計年度任用職員の方の研修もお聞きしたのは、数年前に町の保育施設が閉園になったときに、出たお金で保育士たちの研修にも力を入れますということが頭の中にあったものですから、それも含まれているのかということをあえてお聞きいたしました。

たくさんいろいろ研修をして、先ほど町長からもございましたが、職員の希望も取

っているということです。私自身も研修は知識や技術を得るだけではなくて、ほかの人と交わったり、他人の話を聞いて考えが広がると思っていますので、研修は大事であるなということで質問させていただきました。

次の3つ目の質問をいたします。先ほど町長からは、直接の支障はない、職員も支障がないというような答弁をいただきましたが、それでも連携、連絡、人材を大切にしたいということで、将来の行政需要を捉えてということで、配置するとかしないとかは、もちろんここではお話しすることができないというのは私も認識しております。

この質問に関しては、形は違いますが、令和3年の9月定例会一般質問で、中央児童館の職員の配置について質問いたし、利用者が今後も高い数字で推移していくことが予想されるので、適切な配置となるよう努めていくと、考えていますと町長から答弁を受けました。町長がおっしゃったように、中央児童館の利用児童は増え、現時点での登録人数は先ほど町長がお示しく下さいました。日々、私は90人前後と認識していましたが、大体そのぐらいの人数と聞いています。もちろん法的人数の配置は整えているかと思いますが、支援員の働き方の形態、どうしてもパートで働く方とかいろんな、今働き方改革も出ていますから、そういうことで不足しているのが現状です。保育士不足は、当町だけでなく、ほかの自治体でも聞かれることですが、当町の保育施設、それから放課後の居場所でも不足が常態化しています。募集しても応募がかなわないと聞いています。

町長に伺います。この保育士不足の現状は、町長まで届いているのか、どのように捉えているのかお聞かせください。

#### ○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

町内の各施設についての部分は、全体的な中では保育士不足であるという、そういった認識は持っておりますが、個別に何人足りないということは、私のところでは認識をしておりません。しかし、児童館、またほかの子育て支援のサービスの中で、今人手不足が非常に顕著になってきているということは、説明のほうは受けております。

#### ○10番（千葉 有子君）

町の施設でも不足しているのです。また、募集しても、なかなかおいでにならないということをお聞かせています。

ちょっと質問の仕方を変えますが、令和5年6月定例会一般質問で、病後児と児童館の長の兼任で、同じような質問をいたしました。職員の方々の負担、安心、安全な人員配置について町長のお考えを伺ったときには、「兼務の作業の状況において、担当課のほうともよく打合せをしながら、過度な負担にならないように打合せをさせて働いている」という認識です。それを受けて、私が再質問いたしました。すると、町長の答弁は、「私たちの役場、また児童館、大変小さな子供たち、命を預かる者として、職員たちの働き方改革というものを念頭に置きながら配置に努めていきたい」と答弁されています。担当課でも兼務の作業の状況等で打合せをしているということはお聞きしましたが、急なタイミングでの病後児保育の対応、2つの場所の行き来、数多くの作業に加え、仕事、業務、そして役場職員としての職務と責務など、負担は大きいものと私は考えます。今現在、会計年度任用職員の方々がその多くを担ってくれています。先ほど職員1人、あと全てが会計年度任用職員の方です。この方々が保育業務を担ってくださっていて、作業、仕事、業務に大きな力をいただいています。

ちょっと前置きが長くなりましたが、兼務の負担については、ご本人からの申告が

ないと対策できないかと思います。特に支障はないということですが、でも負担になっていないとは思えません。ずっとそう思ってきましたが、このたび何人かの保育経験者の方からも、どうして町の施設に、町の事業に、町職員としての保健師の配置をしないのかという声が届いています。この声の後押しもあり、再々の質問です。2点について伺います。

子供の数を増やそうという取組の中、町の子育て支援の重要な事業所のところになぜ町職員の専門職の配置、採用を考えないのか。

2つ目、さきの質問で「中央児童館を将来民営化にとの考えはありますか」と聞いたところ、町長からは「公設公営での運営をする」と力強い答弁をいただいています。そこに最小限の町の職員は必要です。先ほどもお聞きしましたが、専門職確保ということから、今年度5名の保健師が採用となっています。保健師も正職員の募集であれば、採用の仕方にも工夫は必要ですが、可能性が広がると思います。採用、配置について、先ほどいろいろ調べるとは言ってくださいましたが、採用を考えない理由と検討案件にするか、町長の答弁をお願いいたします。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

病後児保育と児童館の兼務の件でございます。こちらのほうは、住民福祉課長ともそうですけれども、しっかりと日常的に連携を取っておりまして、いざという際にはサポートが職員同士でできる体制を取っておりますので、現状のところ問題はないものというふうに考えてございます。

また、将来的な考え方の中で、その運営等につきましては、もちろん採用できるのであれば採用をするなど、人員増に向けた取組は今後も続けていきたいというふうに考えております。

また、今回採用いたしました保健師5人のことにつきましては、現在のところ確約、保育園のほうに配置ができるかどうかを今の段階で確約できるものではございませんので、その辺はご容赦をいただきたいと思います。

#### ○10番（千葉 有子君）

今のところ問題はないという認識であれば仕方がありません。ただ、運営に対しては、採用とかの取組を続けていきたいという言葉もいただいていますので、少しの望みですが、期待したいと思います。

保健師を配置していただきますかということではありません。あくまでも保育士です。副町長におかれましては、これまで現場経験もしています。部下からの報告も上がっていると思います。保育経験者の声など届いていないのでしょうか。このことについて、副町長からも、町の事業所の持続可能な人材配置についてどのようなお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

#### ○副町長（馬場 浩治君）

今千葉議員のほうから、今の病後児保育の施設ですか、どう考えているかと。今現状といたしましては、今のままで、現状としては一定運営できているという状況でございますし、また民間のほうでできるのであればとは思っているのですが、それができなかったがために、公営公設で今現状としてつくっているのだということでございます。先ほど保育士の確保ということでありましたが、保育士に関しても今、会計年度任用職員の方々をお願いをしまして、パートの方々もお願いしまして現状は動い

てございますので、現状といたしましては今の病後児保育の運営を続けさせていただければと思ってございます。

以上です。

#### ○10番（千葉 有子君）

病後児保育と中央児童館の館長の兼任と、それから保育士の不足についてどういうふうにお考えですかとお聞きしましたが、今の説明をお聞きいたしました。現状は大丈夫だと町長も副町長も言っていられっしゃいますが、町の事業をしているところで保育士不足が常態化して、不足で、前にも何回かお話しさせていただきましたが、学童、児童館は全国的に民営とか、それから町が事業所に委託してやっているところがほとんどなのです。公設公営の児童館というところは、それも利用料が無料で、本当にないのです。私は、子供たちにお金を給付するのも大事だと思うのですけれども、こういうずっと、幾ら子供が少なくなっても子供たちはいるわけです。そういうところの整備をきちんとしていただくのが私はありがたいなと思って、そこにいるのは働く保育士です。保育士の負担を少なくすることで、保育士が安心して働けば、子供たちにもその安心が行くのです。これは、人の前に立つ人、人づくりの場所は、学校の先生でも、保健師でも誰でも、まず間違いないと思います。人事に関しては、深く言うことができませんが、人づくりの場所で働くその人を大事にしていきたいなという思いがありまして、3回ほど質問させていただきました。

町の保育施設は、斗川児童館と中央児童館を残し、民間でできることは民間でという町の方針の下、閉園となりました。先ほど副町長からも、病後児保育を民間でということではできないので、町でやったということをお聞きしました。閉園になるときの保護者の方々への説明のときは、民間移行から生まれた財源で子育て支援の充実を実現すると伺った記憶があります。何回も言うようですが、公設公営の学童は町として誇れる子育て支援事業と考えます。町は、公立、私立に限らず、子育て支援事業として様々なことを応援するということも、閉園となったときに文字に表しています。ほかの自治体では、保育士獲得に公立、私立関係なく支援の手を差し伸べて、獲得している事例もあります。もちろん確約はいただけませんでしたが、いろんな考え方、それからもし保育士を採用してくれるということに進めば、募集の折にはUターン、Iターン等も、現役保育士も含めて整備をしていただければなと心から強く思います。

終わりに一言述べさせていただきます。つい先日、ある大学教授が話していた言葉にとっても共感しました。「今いる子供たちをちゃんとしないと未来の活動はできない。今の子育て支援が将来の子育て支援につながる」、私もそう思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（竹原 義人君）

午後2時再開予定をもって休憩します。

---

（午後 零時30分）

休 憩

（午後 2時00分）

---

#### ○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 発言の訂正

### ○議長（竹原 義人君）

先ほどの松尾議員の質問に対する答弁について、まちづくり推進課長から訂正の申出がありましたので、発言を許します。

まちづくり推進課長。

### ○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど松尾議員の中心街の活性化の質問において、11ぴきのねこの着ぐるみを貸出しと答弁いたしました。正しくは11ぴきのねこを派遣している、でしたので、発言の訂正をお願いいたします。

### ○議長（竹原 義人君）

訂正がありましたけれども、松尾議員、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

発言を訂正いたします。

---

## <13番 佐々木 和志議員>

### 1. 城山公園の食害対策について

#### ○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

13番、佐々木和志議員。

#### ○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は2件であります。早速通告順に従い質問に入らせていただきます。

1件目の城山公園の桜の食害対策についてを質問いたします。城山公園における野鳥による桜の花芽への食害対策については、様々な取組を行ってまいりましたが、思うような成果を出せないまま、数年に1度は被害に遭ってきており、特に今年に関しましては、これまで以上に花芽が少ない状況であったように感じました。

県南地方随一の桜の名所である城山公園は、本町においてなくてはならない観光資源の一つであります。桜を楽しむために来町してくださる多くの観光客への期待に応えるためにも、また三戸城址の国史跡指定を広く周知し観光振興を図るといった観点からも、毎年多くの桜が咲き誇るよう、これまで以上の対策強化に取り組むべきと考えます。

現在の食害防止対策の内容と今後における取組強化について、どのような考えを持っているか答弁を求めます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、佐々木議員の城山公園桜の食害対策についてご答弁申し上げます。

城山公園の桜木の維持管理は、業務委託により派遣されている公園管理人が、日常業務として枝の剪定や枯れ枝の除去、施肥などを行っております。桜の花が散った後には、老人クラブ連合会の皆様による肥料の散布や、年2回専門業者による薬剤散布を行っているところであります。

また、野鳥による桜のつぼみの食害を防ぐため、町観光協会では冬期間に野鳥が嫌がる鷹の鳴き声の音声を流すなどの対策を実施しております。しかしながら、今年は特に花が少なく、桜を楽しみにしていた町民の皆様、遠方より訪れていただいた観光客の皆様に満開の桜を御覧いただけなかったことは、非常に残念に感じているところでありますので、野鳥対策も含め、適切な対処方法について、樹木匠からのご指導もいただき、対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

○13番（佐々木 和志君）

何点かちょっと確認の意味で再質問いたします。

業務委託により手入れのほうを行っている。今年度当初予算では、観光費の中の桜木維持管理委託料87万円がそれに当たるのだと思いますけれども、ただいまの答弁の中に、専門業者による薬剤散布を年2回行っている。これは、その87万円の中に含まれているのかという点が1点。

あと薬剤散布に関してなのですけれども、専門業者とありましたけれども、その散布する時期の判断、回数等についても専門家の判断に委ねているのかというところが2点目。

あと、担当課のほうで桜木の維持管理に関して、何らかの要綱もしくはマニュアルのようなものはつくらず、全て委託料、委託業務、専門家の薬剤散布だけに委ねているのか。

その3点、確認でちょっと答弁願います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず、城山公園の桜木の維持管理に関してですが、専門業者のほうにお願いして薬剤散布していただいている時期でございますが、まず8月に薬剤散布、これはアメリカシロヒトリ対策として専門業者をお願いをしているものでございます。また、3月には、同じく薬剤散布、これは桜木の保護を目的とした殺菌剤を散布しているもので、これも同じく専門業者によるものでございまして、その費用が業務委託として出ているものでございます。その時期に関しましては、例年8月と3月と、桜が咲く前の桜木の保護というところでの時期で、専門業者に委ねているものでございます。

また、桜の維持管理につきましては、マニュアル等はございませんが、専門業者のほうにお願いをしているという現状でございます。ただし、今年の桜のほうは4月14日に開花をいたしまして、18日に開花宣言となりましたけれども、議員ご指摘のとおり、極端に花が少なかったことから、その原因をちょっと相談するために5月2日の日に樹木匠に現場を見ていただいております。今回花が少なかった要因といたしましては、野鳥による食害のほか、去年の夏の猛暑、あと樹勢が弱まってきている、複

数の要因が考えられるということでしたので、まず今後の対策といたしましては、青森県の樹木医会とも相談をして、また専門業者も交えて、一緒にその対策というものを今後講じていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

課長、予算。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

失礼をいたしました。薬剤散布が87万円に含まれているものでございます。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

87万円の中に含まれているということに関しては了解いたしました。

今後の取組としては、専門家、樹木医に相談するということに関しても了解しました。進めていってほしいなというふうに思いますが、ただ全ては専門家の意見を聞いてからということにはなろうかと思えますけれども、桜の花が少ない状況というのは今年に限ったことではなくて、私が記憶している中では、もう20年以上前から議会でも何度か取り上げられて、そのたびに対応策を取ってきたという経緯があって、その間にも今言った猛暑とかというのも当然ありましたし、極端に20年間で気候が著しく変化したというのを理由の一つに挙げるというのも、素人考えなのではけれども、どうかというふうに思います。

気になったのは、私が考えるにはやっぱり野鳥による食害が大きいのではないかなというところと、城山という地理的要件、高いところにあって、桜の木が上に伸びている、それが冬期間、雪が降ったり、寒くなったりすると、城山に上がる人が少ない、車の量が少ない、通行量が少ないということで、鳥が寄りやすいのではないかなというところもあるかと思えます。その鳥害とか地理的要件を考慮した上で、様々対策というのを考えれば、薬剤散布、当然樹木医の意見もそれはあるかと思えますけれども、鷹の声を流すということも承知しております。それでも咲かなかったというのであれば、やはり今まで取り組んできた以上のものをやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。そういう観点からいえば、当初予算での桜木の維持管理委託料87万円だけでは、また来年同じような状況が起きるのではないかなというふうに思います。専門家、樹木医の指導、アドバイスを受けて、必要であれば年内の補正予算を組むとかということも視野に入れるべきだというふうに思いますけれども、まずはその点、1点お願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

樹木医のほうから確認したところでご紹介いたしますと、まず城山の桜木、どうしたら回復するのだろうかということでご相談したところ、今回の原因としては複数あるのだよというところで、鳥による、ウソによる食害も考えられるし、猛暑であるとか、あと木の勢い、樹勢、これを回復しなければならないのだよということで、様々アドバイスをいただいているところでございます。

ウソによる食害につきましては、ウソがねぐらとして好む環境に、城山公園は高いところにあって、杉や松といったのをねぐらに好む環境にあるのだと、来ないようにするために監視することが必要なもので、毎日の見回りだとか、ロケット花火とかとい

うことも有効であるよというアドバイスも受けております。

また、暑さ対策につきましては、樹勢が弱っている木というのはどうしても気候の影響を受けやすいということから、それを回復するために肥料を与えとか、特に弱っている木の不定根、根のほうを太らせて土壌に誘導させることで、樹勢の回復も図られるのだよというようなお話も伺っております。

まず、今後のスケジュールといたしましては、まず樹木医の方ともいろいろ話はしていきますが、夏から秋にかけて樹勢の回復策として、地上部への肥料や植物活性化剤、土地改良資材の使用、冬にはウソ対策として、園内の見回りだとか、追い払いとか、薬剤散布というのをどういうふうにすればいいか、具体的にこの時期にはこういうものやってということで、今持っている予算以上のものももしかしたらの話の中で出てくる、対策が必要になってくるかということも予想されますので、その際にはまた改めてご相談のほうは申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

### ○13番（佐々木 和志君）

おっしゃるとおりだなというふうに思いますけれども、私素人ですから、そういう情報とかに関して予備知識を得るといってインターネットぐらいしかないのですけれども、それでも、インターネットを開けば、薬剤散布、日頃の手入れとか肥料のほかにも、様々な対策をいろいろと打ち出している他の桜の名所の取組も出てきます。もちろん専門家ですので、そこは尊重するにしても、最終的に城山の桜を必ず咲かせるという考えの下に、町からもこういうことはどうでしょう、こういうこともしたいのですがというような、一方通行の取組にならないように、かつある程度の予算措置をして、間違いなく来年の4月には桜を咲かせるという気持ちで取り組んでいただきたいというふうに思います。やることをやって、これだけやった、でも咲かなかったというのであれば、まだ聞いてはいただけるのですけれども、こちらがある程度提言したものが反映されないで、咲きませんでしたとなると、ちょっとやっぱりどうなのかなと。

あとは、ふるさと納税の寄附者のメニューの中にも、城山公園の整備が含まれています。それが国史跡による計画整備を目当てにしているのか、桜を目当てにして、目的にして寄附をしているのか分かりませんが、ふるさと納税の寄附額に対して当初予算の桜木の維持管理費87万円というのは、あまりにも少ないような気がしますし、そこも踏まえて今後取り組んでいていただければなというふうに思います。

この質問に関しては特に……咲かせることは難しいかもしれませんが、桜が咲けばそれでいいのです。桜さえ咲けば、あとは何も言いませんので、来年の4月、必ず桜を咲かせるということで取り組んでいていただきたいというふうに思います。咲かせられるかどうかを聞いても答えられないと思うので、努力してくださるかどうかにについて答弁をお願いします。

### ○町長（松尾 和彦君）

大変佐々木議員からは、温かく見守るというメッセージのような感じがしておりますが、今年の桜の状況は私としても、答弁申し上げましたが、非常に厳しい桜の開花状況だったと思います。2月、3月時点で城山公園だけでなく、公民館の辺りの桜ですとか、いろんなところにウソ鳥がたくさん来て食害をしているのは、いろんな行事の際にも私のほうでも見ておりました。結果がどうなるかということで非常に心配をしておりましたが、こういうことになって、非常に残念だというふうに思っております。

す。

鷹の声も大分以前からやっているわけなのですが、課長のほうからも申し述べたように、樹勢の回復がまず1つ、そしてまた今度はウソ鳥を寄せつけないための対策も必要だというふうに考えております。調べたところ、五戸町には鷹を飼っている人がいるようです。ただ、鷹匠のようなことをしているかどうかはちょっとここはまだ定かではありませんが、山形県のほうでは鷹匠をいろいろな地域に移動させながらやっている、そういうサービスもあるようでありまして、ただそれは期間にもよりますけれども、1回頼むと数十万円かかるということです。ただ、実際に声だけでなく、やっぱり本物の鷹が飛び回るというのも、もしかすれば効果があるのかなということで、その辺のところは少し調査をしながら、実行可能であればそういうことも、今回のこの桜の開花状況を見ますと必要かもしれないと考えております。

いずれにしても、来年の桜が本当にいい桜が咲くように、町としても真剣に努力をしてまいりたいと思います。

#### ○13番（佐々木 和志君）

よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、ここまで言おうかどうかちょっと迷うのですけれども、本当にいろいろな取組をしているところがあります。それが効果を出しているか出していないかは別にしても、ふだん人通りが少ないがために、あたかも車や人がいるような音を出す。花火とか、そういう鷹の声ではなくて、そういう人の気配を与える。もしくは光を当てる、フラッシュ的な光を当てる。あとはウソが嫌うような香りを放つ植物があるそうで、そういう植物を傍らに植える。あとは城山の桜の木は上のほうに伸びていますので、上部の枝を剪定して、ウソ鳥が地表に近いところに来ないようにするだとか、ウソ鳥が飛来する時期に合わせて、ボランティアや人件費をかけてでも、その時間になったら先ほど言ったみたいに城山公園をパトロールさせるとか、様々あります。ただ、これに関してもネットで拾った上っ面の取組なので、何とも私からは言えないですけれども、ただ全てをやり尽くした、もうこれ以上やることがないぐらいの覚悟を持って、来年度の春に備えていただければなというふうに思います。答弁については、先ほどの町長の答弁で了解しました。

## 2. スマート農業の取り組みについて

#### ○13番（佐々木 和志君）

次に、2件目の質問に入ります。2件目、スマート農業への取組についてを質問いたします。

少子高齢化や人口減少による1次産業における高齢化や後継者問題、労働力不足問題は、今後さらに深刻化していく重要課題であります。本町のみならず、全国の地方において、農業は欠かすことのできない基幹産業の一つであり、国全体から見ても農業の衰退は大きな社会問題であります。

農業生産者が将来にわたって安定した経営をしていくためには、国が積極的に取り組んでいるスマート農業の活用が有効な取組として不可欠であり、本町においても行政の立場から積極的な支援を取り取り組むべきであると考えます。

スマート農業導入に対する町の考え方と、今後の農業経営者支援についてどのような取り組んでいくのかについて答弁を求めます。

#### ○町長（松尾 和彦君）

それでは、スマート農業の取組についてご答弁申し上げます。

農業生産は、人手に頼る作業が多く、多数の労働力を必要としております。全国的な高齢化、人口減少に伴い、農業生産に携わる労働力不足が顕在化しており、今後さらに加速度的に進行していくものと予想されております。

このため、農林水産省においては、農業従事者が減少した中でも農業生産力を維持するため、通信やロボットなどの先端技術を活用し、超省力化、高品質化を目指したスマート農業を推進しているところであります。

町においても、農作業の大幅な省力化が期待できるスマート農業を注視しているところであり、これまで町主催によるスマート農業機器展示会の開催や、町単独によるスマート農業機器導入支援事業の実施、また国や県が行うスマート農業機器導入支援事業の農業生産者へのPRを行ったほか、自動運転農作業機器の高精度化に必要な通信基地局の設置を青森県へ要望しているところであります。

スマート農業は、発展途上の分野であり、新たな農業機械、設備の開発、普及により、今後さらに少ない労働力でも農業生産が可能となるものと思われます。将来的に農業生産を維持、発展させていくためには、スマート農業の導入が必要不可欠であると考えておりますが、従来の機器より高額となること、スマート農業機器に合わせた新たな栽培体系の導入が必要であること、スマート農業機器の能力をフルに発揮できる通信環境の整備が必要であることなどが課題であると捉えております。

今後におきましては、農業者負担の少ない補助事業や有利な金融施策などの最新情報を収集し紹介するなど、農業経営者へ必要な支援を講じてまいりたいと考えているところであります。

#### ○13番（佐々木 和志君）

再質問いたします。

スマート農業と一口で言っても、様々な分野というか、方法がある中で、先ほど町長答弁にあった無線基地局に関して、ちょっと掘り下げて伺います。恐らく県のほうに要望しているというのは、GPSの補正情報をインターネットで流して、さらに正確に作業ができるという、RTKというやつだと思うのですが、耕うん作業や自動運転機能とか自動操舵システムに大きな効果があるということでもあります。ただ、そういう自動運転や自動操舵を活用するに当たって、その機械等を購入する際に、町のほうでは助成するメニューがあるというのは分かりますけれども、それ以前に、それをさらに効率よく正確に活用するための環境をつくるのが、順番からいけば最初ではないのかなというふうに思います。その意味で言えば、RTKという基地局の整備に関しては、県のほうに要望しているというのは分かりますけれども、ではそれがいつ具体的に具現化されるのか。それを待っているよりは、町の単独事業で進めたほうが町全体の農業の活性化につながるのではないかなというふうに考えます。

このRTKの基地局の設置について、あくまでも県、国からの支援メニューを活用してやっていくという考えなのか、そこの答弁をいただきたいと思います。

#### ○農林課長（極 檀 浩君）

ただいま佐々木議員からありましたように、RTK基地局の整備、これ非常に大事なものと考えてございます。三戸町単独で1基をつけて、三戸町をカバーするだけではなくて、例えば田子町、南部町、3町でエリアを広げてカバーしていければいいなということで、それも含めて県のほうへお願いしてございます。実際五所川原とか板柳、西北地域、こちらは県民局主体で、地域としてGNSSのNTT局を設置してご

ざいますので、同じようなことができないかなということで、今現在県のほうにはお願いしています。

また、それで県のほうで主導というか、それができないというのであれば、町として単独での補助事業活用とか、それもかなわなければ町単独での予算要求ということも考えていきたいと思っています。

まず、構想としては、地域で持ってまいりたい。というのは、三戸の農家の方も田子町に農地を持っていますので、南部町にも持っています。そっちに行ったときに使えないというのはちょっと具合が悪いのかなということで、そういうふうなことを県のほうにお願いしている状況でございます。

以上です。

#### ○13番（佐々木 和志君）

いろいろ調べたのですが、R T Kの基地局1つでおおよそ半径20キロから25キロの地区をカバーできるらしいです。そういう意味で言えば、三戸を中心として田子、三戸、南部の地域をカバーできるのかもしれませんが、逆に言えば、3町がそろってそういう1つの事業に取り組むというのであれば、いたずらに県の補助を当てにして時間をかけるより、3町で経費3分の1で一緒にやろうではないかというほうが早いような気がするのですが、そういうことはできないのですか。

#### ○農林課長（極壇 浩君）

3町で組んで、経費負担してという点もちろんあると思います。それが早いかもしれません。ただ、そこに県とか国とかが入っていただいて、調整を取っていただきながら、例えばそれを使うためのパスワードとか何かありますので、ちょっと名前は出てきませんが、そういうふうなの割り振りとかも、協議会なりをつくってやっていったほうがまだスムーズにいくのかなという気はしています。どっちがスピードが速いかといえば、町同士で組んでいったほうが早いのは早いかなと思いますけれども、その後の運用も考えますと県のほうにも入っていただいたほうがいいのかということで、今現在は考えてございます。

以上です。

#### ○13番（佐々木 和志君）

ちょっとすみません、冒頭の質問の繰り返しになりますけれども、これだけ人口が減って、高齢化が進んでいっている中で、後継者不足の問題はさらに深刻になって、労働者不足も深刻になっていっている中で、観点を変えれば、農業に目を向けて新規就農を地方でやるのだというような考えを持った方が、青森県内でそういう場所を探すといった際に、他の地域はそういうハードの部分で進んでいるけれども、本町にはそれが無いといった、仮の話ですけれども、そういうデメリットも考えれば、時間的猶予はないのではないかなというふうに考えます。

調べたところと言うと、R T Kの基地局1基を建てる費用で言えば、安くて400万円から600万円、700万円、その事業費というのを高いか安い、どう見るかですけれども、1次産業の振興だ、三戸町の農業をこれから衰退させずに発展させていくのだというふうな考えであれば、決して単独事業で進められないというような考えにはならないのではないかなというふうに思います。

県に相談している、もしかしたら県からそういう支援が得られる、県に間に入ってもらって3町で組む、それで仮に今年度中にそれが形になって、早くて来年当初、遅

くても再来年当初に予算化されて事業化できるというのであればまだいいですけども、全然見込みがない、あと2年かかるか分からない、3年かかるか分からないというのであれば、やはりちょっと考え方を改めたほうがいいのではないかなというふうに思います。

県内では、青森市をはじめ、先ほど課長おっしゃったみたいに、西のほうはかなり進んでいますけれども、東のほうでも、最近ですけども、六ヶ所、東北町、六戸、五戸でその基地局が設置されているようであります。あと、国や県の補助というのであれば、ちょっとこれあまり深く調べていないのですけれども、教えてほしいのですけれども、農水省でやっている事業で、情報通信環境整備対策というものの中に農山漁村振興交付金施設整備事業というものがあまして、この中に光ファイバー、無線基地局、水位センサー、監視カメラ、自動給水栓、マルチセンサー、R T K基地局、鳥獣わなセンサー、これらの設備をつくる場合の支援事業というのがあるらしいです。これは、今のケースには当てはまらないのですか。今の質問と併せて、前段のこれからの考え方、事業が具体的にどれぐらいで具現化されるか、そこに関して2点お願いしたい。

#### ○農林課長（極 檀 浩君）

まず、事業のスケジュール的なものと国の事業に当てはまるかということです。

スケジュールとしましては、来年度の県、国の事業にのせたいということで、例年ですと秋ぐらいに要望調査が来ますので、それに出していきたいということです。それで通れば、7年度の交付申請でいけるかなというところです。例えば3町で組んでというのができなければ、町単独で補助のほうに要望を出して、補助を受けていくという形になるかと思います。それでもし通らなければ、町単独というふうな形で持っていければなというふうなことは考えてございます。

国の事業、県でやる事業も国の事業をそのままやるのですが、先ほど言いましたように、R T K基地局とか水管理システム、農村を一体的に情報通信圏、情報を活用するという事業がございまして、それについても導入はできます。今回県に出す予定の要望事業ですけども、これの事業が該当するというような形で聞いてございます。ですので、まず県に要望を出して、それから県のほうから国へ出すという形になるものと思われませんが、農山漁村の交付金なり補助金なりを活用していくというふうなことになると思います。補助率については、2分の1とか3分の1ありますけれども、その中で2分の1のほうを使えるのであれば、そちらのほうに合わせて計画していきたいなというふうなことを考えてございます。

以上です。

#### ○13番（佐々木 和志君）

ちょっと確認で伺います。国、県の事業に秋をめどに申請する、それが通れば7年度に事業化できるかもしれないということでありまして、もしそれ通らなかつたら、単独でやるというような認識を持ってよろしいですか。

#### ○農林課長（極 檀 浩君）

私先ほども言いましたが、県と国の事業を使えない場合は単独でも設置していきたいというふうに考えてございます。先ほど予算計上していくというふうな話もしましたが、単独のほうで予算計上していきたいなと考えてございます。

○13番（佐々木 和志君）

今回のRTKの基地局に関しては、最初の取っかかりが農業でしたけれども、様々な分野で活用できるものであって、土木のほうであったり、もしかしたら災害、建築、様々な可能性はあるわけですから、7年度に向けて予算化するという答弁もらったので、これ以上何も言うことはないのですけれども、決して心変わりのないように、ちゃんと7年度に向けて取り組むように進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

---

（午後 2時41分）

休 憩

（午後 2時50分）

---

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
（三戸町町税条例の一部を改正する条例について）**

○議長（竹原 義人君）

日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第2号 三戸町町税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、三戸町町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の1ページを御覧ください。第22条の2では、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備により、改正前「寄附金若しくは金銭」を改正後は「寄附金」としております。

同じく1ページの第41条、町民税の減免と2ページの第60条、固定資産税の減免、3ページの第112条の3、特別土地保有税の減免では、職権による減免を可能とする規定が追加されております。

4ページの附則第7条の5から6ページの附則第7条の7までは、法規定の新設に合わせて新設されたもので、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設であります。

9ページの附則第7条の8も、法規定の新設に合わせて新設されたもので、こちらは令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設であります。

10ページの附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、法律改正に合わせて改正されるもので、第7項においては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

11ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第3項は、法律改正に合わせて新設されたもので、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するほか、規則改正に合わせた項ずれの改正、条例の項ずれによる改正を行うものです。

12ページの附則第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例から15ページの附則第15条、特別土地保有税の課税の特例では、法律改正に合わせて年度更新の改正が行われております。

同じく15ページの附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から17ページの附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例では、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれ分離課税の個人住民税の所得割の額を含める読替規定が追加されております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**日程第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて**  
**（三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）**

○議長（竹原 義人君）

日程第3号、報告第5号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第3号 三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、三戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、主な改正点を新旧対照表に沿ってご説明いたします。条例改正資料の18ページを御覧ください。初めに、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正でございます。第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の22万円から24万円に引き上げる改正が行われております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が現行の104万円から106万円に引き上げられる改正でございます。

次に、同じく18ページ、第23条第1項では、軽減措置後の限度額に関する部分があるため、後期高齢者支援金等課税額について、第2条で定める限度額である24万円と同額に改正し、減額措置に係る減額判定所得の基準額の見直しを行い、同項第2号の29万円を29万5,000円に、19ページ、同項第3号の53万5,000円を54万5,000円に改正したものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

**日程第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて  
(三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)**

○議長（竹原 義人君）

日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

専決第4号 三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、三戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

条例改正資料の19ページを御覧ください。改正の内容は、適用期限の延長を行うもので、第2条第1項で、改正前「令和6年3月31日」を改正後「令和9年3月31日」へ改正したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第6号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**日程第5 議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に**

## 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第35号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部改正を受けて、国が示す特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正が行われたことから、町の条例において該当する条文について整備しようとするものであります。

主な改正内容としましては、第23条、掲示では、見出しを「(掲示等)」に改め、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととすること、また第53条、電磁的記録等では、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、文言の適正化を図るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 6 議案第36号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について**

○議長（竹原 義人君）

日程第 6、議案第36号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第36号はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第 7 議案第37号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）**

○議長（竹原 義人君）

日程第 7、議案第37号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第37号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 1 号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度三戸町一般会計既決予算額64億8,659万5,000円に歳入歳出それぞれ 1 億9,757万5,000円を追加し、予算総額を66億8,417万円にしようとするものであります。

歳入についてご説明をいたします。4 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目個人町民税は、定額減税による減収分を減額するものであり、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は、定額減税による町民税の減額分が地方特例交付金として国から全額補填されるものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金では1億5,739万9,000円を増額しております。デジタル田園都市国家構想交付金259万6,000円の追加は、書かない窓口システム導入委託料に対する補助金であります。物価高騰対応地方創生臨時交付金1億5,480万3,000円を増額は、定額減税補足給付金、住民税非課税世帯等給付金のほか、学校給食費無償化事業、プレミアム付商品券発行事業に充当するものであります。

15款2項2目民生費県補助金では、学校給食費無償化等子育て支援交付金1,189万8,000円を追加しております。乳幼児用品購入費助成事業、ゼロ歳から2歳児保育料無償化事業等に充当するものであります。

3目衛生費県補助金では、がん検診初回精密検査費助成事業費補助金40万3,000円を追加しております。

次の5ページをお願いいたします。18款1項1目繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金を690万1,000円減額しております。

20款3項1目雑入では3,477万6,000円を増額しており、新型コロナワクチン接種費用助成金2,333万1,000円の追加が主なものであります。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金754万5,000円の追加は、太陽光発電設備等導入調査業務委託料に対する補助金であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。初めに、各目に計上しております職員人件費は、本年4月1日付の人事異動による職員配置の変動等により、一般職員及び会計年度任用職員の人件費を総額で597万1,000円の減額をしております。

7ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では、光ケーブル移設工事請負費165万円を増額しております。蛇沼地区において、電力柱の撤去工事に伴い、光ケーブルを移設するものであります。

3目総合行政情報システム導入費では、書かない窓口システム導入委託料519万2,000円を追加しております。マイナンバーカード等を活用し、窓口において申請書が作成されるシステムを構築するものであります。

8ページをお願いいたします。2款1項7目企画費の18節、コミュニティ事業助成金390万円は、上二日町町内会の祭り用提灯等の購入、斗内町内会のごみ収集庫の購入に対する補助金を追加するものであります。

次の9ページをお願いいたします。10目諸費では、太陽光発電設備等導入調査業務委託料1,006万1,000円を追加しております。公共施設における太陽光発電設備等の設置の可能性を調査するものであります。

2項1目賦課徴収費では8,600万8,000円を増額しております。次のページの18節、定額減税補足給付金7,300万円の追加が主なものであり、住民税及び所得税の減税し切れない額を給付金として給付をするものであります。

11ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では3,946万7,000円を増額しており、18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,300万円の追加が主なものであります。令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円、児童1人当たり5万円を給付するものであります。

12ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では462万3,000円を増額しております。18節、乳幼児用品購入費助成金440万円の追加が主なものであり、月5,000円を上限に、ゼロ歳から2歳児を養育する世帯のおむつ購入費等を助成するものであります。

2目児童措置費では、保育施設型給付費867万2,000円を増額しております。ゼロ歳から2歳児の保育料を令和6年8月分から無償とするものであります。

14ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では3,970万4,000円を増額しております。12節、新型コロナワクチン接種委託料の追加が主なものであり、ワクチンを自己負担1,500円で接種できるよう助成をするものであります。

4目健康増進事業費では、がん検診初回精密検査費助成金80万7,000円を追加しております。がん検診要精密検査受診者に対し、初回検査費用を助成するものであります。

16ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では353万9,000円を増額しております。7月に採用を予定しております地域おこし協力隊員1名の受入れ経費を追加するものであります。

次の17ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では709万7,000円を増額しております。18節、プレミアム付商品券発行事業費補助金550万円の増加が主なものであり、国交付金を活用し、商工会が発行するプレミアム付商品券を増刷をするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田議員。

#### ○6番（山田 将之君）

何点か質問します。

9ページ、2款1項10目の12節、太陽光発電設備等導入調査業務委託料、これ3月に策定された三戸町地球温暖化対策実行計画によるものの計画のうちの一つだと思うのですが、設置の可能性の調査ということで今補足説明を受けましたが、これから多分細かなことというのは決まっていくのかなと思いますが、大ざっぱでもいいので、どのような計画で今後進んでいくのかというところを説明願えればと思います。

それから、12ページ、3款2項1目18節の補助金、乳幼児用品購入費助成金と、その下の保育施設型給付費、これは県からの交付金によって無償化の事業でやるものだと思うのですが、今年度からスタートするということで、来年度以降も継続して同じものをしていただけるものなのかというところの確認と、あと保育施設型給付費のところで、保育料がゼロ歳児から2歳児が無料、無償化されるということで、預ける子供の数というのはやはり増えてくるのかなということで、保育施設の受入れ態勢に問題がないのかというところ、お願いいたします。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問いただきました予算書の9ページ、2款1項10目の太陽光発電設備等導入調査業務委託料でございます。概要ということでございましたので、答弁をさせていただきます。

先ほど議員もご発言されましたが、今年の3月に三戸町の地球温暖化対策実行計画というものを策定しております。この計画に基づきまして、今後町では地球温暖化に対する取組ということで進めていくということにしております。この計画の取組の一つとして、今後公共施設へ太陽光パネルの設置を計画しているところであります。今回補正で提案をしておりますこの事業については、公共施設に太陽光パネルを設置するに当たり、その導入の可能性、実際載せた場合にどうなのかというところの調査をしていただくということの内容でございます。

具体的には、公共施設の周辺の環境の状況であるとか、施設の安全性、屋根に載せて屋根が落ちないかとか、あと耐荷重はどうなのかということとか、あと設置した場合の発電量が確保できるのかというシミュレーションを行ったり、あと施設で発電した電気を消費するということなのですが、その際のバランスがどうなのか、あと余剰になった電力がどういうふうな感じで使われるかということ、あと経済性の評価ということで、設置して経済的にメリットが得られるものかどうかというところの調査を行うというものであります。

以上でございます。

#### ○住民福祉課長（貝守 世光君）

12ページ中段にあります乳幼児用品購入費助成金につきましては、来年度以降も継続する形で実施されるというふうに認識しております。

次に、その下の保育施設型給付費でございますが、保育施設につきましては慢性的な人手不足という課題があるわけですが、今回の予算では町内外の施設に入る方プラス新規に入る方、10名を見込んで予算要求をしておりますので、まず受入れ態勢には問題ないというふうに考えております。

#### ○6番（山田 将之君）

9ページの太陽光のところですけども、概要等、了解をいたしました。単純に調査の業務ということで、1,000万円もかかるのだなという印象を受けたのですが、国からの交付金が約8割ぐらいということで、そういうものなのだなというような認識なのですが、その辺の何か説明あればなと思いました。

12ページのところは了解をいたしました。

#### ○総務課長（武士沢 忠正君）

事業費についてのお問合せでございます。まず、こちらの国のほうの補助金については、補助率が4分の3となっております。補助の上限額が800万円ということで、今回補助額が754万5,000円ということで、ほぼほぼ上限に近い額であります。その額はどうかということでございますが、まず調査する施設が現在の想定でおおむね……まだこれから業者を募集する段階ですので、提案を受けるということで、なかなかはっきりした数字は申し上げられないのですが、おおむね12か所程度を予定しております。ということで、こういった事業費の額ということになっております。

以上でございます。

#### ○7番（栗谷川 柳子君）

14ページ、4款衛生費の4目健康増進事業費の補助金、がん検診初回精密検査費助成金80万7,000円なのですけども、これは今年初のもので、少し詳しくご説明ください。

#### ○健康推進課長（太田 明雄君）

14ページ、4款1項4目健康増進事業費のがん検診初回精密検査費助成金について概要をご説明させていただきます。

こちらは、がんによる死亡者の減少とがん検診精密検査の受診率の向上を図ることを目的といたしまして、町が実施する胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診において精密検査が必要と判定された方に対しまして、初回の精

密検査に要した検査費用の一部を助成するものでございます。これは、今年度県が新たに実施する補助事業を受けて実施することとしたものでございまして、補助率は2分の1となっております。

助成対象者でございますが、令和6年度に町が行う各がん検診で要精密検査となり、初回の精密検査を受診した40歳から69歳の方、子宮頸がん検診におきましては20歳から69歳までの方を対象としてございます。

助成額でございますが、こちらは各がんごとに金額が異なりますが、最大6,000円から3,000円となっております。例えば胃がん精密検査であれば5,000円ということで、基本的には各精密検査の自己負担3割相当額を基準額として、県のほうで定めているものでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これは県独自の事業であるのかと、2点目が国保も社保も該当するのですか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、1つ目でございますが、こちらは今年度青森県が独自に始める事業ということで、全国初というふうに聞いてございます。

対象となるのは、あくまでも町が行う検診を受けていただく方ということでありますので、国保対象の方となっております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第37号は原案のとおり可決されました。

## (第1号)

### ○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第38号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

### ○住民福祉課長（貝守 世光君）

議案第38号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ371万4,000円を追加し、予算総額を12億8,071万9,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費に係る職員給与費等繰入金30万1,000円を減額するものであります。

8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対応するためのシステム改修等に要する経費に係る補助金で、401万5,000円を増額しております。

4ページをお願いいたします。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、職員人件費の減額のほか、12節委託料ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国保情報データベースシステム改修委託料396万円を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

### ○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

### ○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 9 議案第39号 令和 6 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第 1 号）**

○議長（竹原 義人君）

日程第 9、議案第39号 令和 6 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第39号 令和 6 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第 2 条、収益的支出でございますが、支出の部、第 1 款病院事業費用では、既決予定額17億6,582万1,000円に1,645万5,000円を追加し、総額を17億8,227万6,000円にするものでございます。

次に、第 3 条、債務負担行為でございますが、電子カルテシステム更新事業に係るリース料の支払いが複数年度にわたることから、期間を令和 7 年度から令和13年度まで、限度額を 1 億589万1,000円とする債務負担行為を設定するため、予算第 5 条の表を改めるものでございます。

次の第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費738万8,000円を増額し、総額を10億4,958万5,000円に改めるものでございます。

次の 1 ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的支出、1 款 1 項医業費用、1 目給与費738万8,000円は、小児科の診療日数を 4 月から 1 日増やし 4 日としたこと並びに非常勤の当直医師を 1 人確保したことに伴い、非常勤医師報酬を増額するものでございます。なお、小児科の外来診療は、現在、月曜日から木曜日までとなっております。

次の 5 目資産減耗費906万7,000円を増額は、電子カルテシステムの更新に伴い、既存システム資産の残存価格について、帳簿上行う除却処理でございます。

次の 2 ページ以降、最終ページまでは、職員給与費の明細でございます。

最後になりますが、本案による電子カルテシステムの更新によりまして、利用者の皆様にこれまで以上に安全、安心な医療サービスを提供するとともに、業務の効率性及び正確性の向上につなげてまいりますので、何とぞご決定くださるようお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

6 番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る 3 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5 月28日委員会を招集、総務課長及び消防団長のほか関係者の出席を求め、消防団の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和 6 年 6 月 7 日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7 番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る 3 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、5 月13日委員会を招集、住民福祉課長、教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、町内の保育施設の運営及び公民館分館の活動状況等について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和 6 年 6 月 7 日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会、久慈聡委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る３月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、５月27日委員会を招集、建設課長のほか関係職員の出席を求め、町道の管理運営状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和６年６月７日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

---

**日程第11 常任委員会の閉会中における所管事務調査について**

○議長（竹原 義人君）

日程第11、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

---

**日程第12 議員派遣の件について**

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

**日程第13 諸般の報告**

１．議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第13、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

---

## 閉 会

### ○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

### ○町長（松尾 和彦君）

第517回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後も町行政の施策に反映させ、検討を加えながら、町政運営に当たっていく所存であります。

議員の皆様におかれましては、いよいよ盛夏が近づく時節となりますことから、今後とも健康に十分ご留意されますようお願い申し上げます。

それでは、ここからは議長のお許しを得て、今年秋に行われる三戸町長選挙に向けて決意を述べさせていただきます。これまで私は、2期7年と6か月、三戸町町政のさらなる前進に向け、全身全霊、全力で活動してきました。全世界、日本全国にコロナウイルスが蔓延する中での2期目の船出となりましたが、三戸町職員たちと一緒にコロナに負けないとの思いで、ワクチン接種体制の整備や各種経済支援策、ふるさと納税制度の活用では7年間で地域経済に5億6,000万円、基金に9億1,000万円余り、三戸城跡の国史跡登録や11ぴきのねこによるまちづくり事業をはじめとし、秋まつりの復活といった地域の産物と歴史や文化を大切にしたまちづくりには、本当に多くの町民の皆様や議員各位のご理解の下、しっかりと取り組んできた思いでありました。

しかし、こういう時代ですので、順風満帆とはいかないこともありました。人の縁に支えられもしました。そのことはむしろ、もっとしっかりと未来を見据え、逆境にあっても足取りを確かなものとして進む決意を新たにすることができました。また、その間、三戸中央病院の運営改善や町営住宅の建設計画なども着実に進んできております。そして、三戸高校魅力化や教育改革はまだまだ続きます。これまでの政治経験を生かすとともに、今後とも財政健全化に努め、しっかりと確かなものにしながら、DXやAIといった新しい技術にも積極的に取り組み、真に必要な施設の建設、また移住、定住や、誰もが挑戦しやすい環境づくりなど、さらなる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、世の中は変化のスピードを緩めることはありません。この大きな変化に対応し、町民が主役の考えの下、一人一人の幸せを第一義として、この三戸町が日本一暮らしやすい、住みたいと言えるまちになれるよう、3期目を目指して邁進する所存であります。三戸町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、ご挨拶申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

### ○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第517回三戸町議会定例会を閉会します。

**午後3時44分 閉会**

---

**署 名**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会          議          長

---

副 議 長

---

署名議員

---

署名議員

---